

WE^{ウイ}コラボ！しませんか？

WE^{ウイ}コラボ研究 2008

研究報告書

厚生労働省「平成20年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)」

地域自立支援協議会等を活用した

〈障害児個別支援計画〉の作成に関する研究

研究代表 加瀬 進

(東京学芸大学)

ウィ
WEコラボ、とは

**福祉 Welfare と教育 Education の協働 Collaboration
を表しています。**

ウィ
WEコラボはさらに、

**「私たち／We」全員の Collaboration
を目指します。**

<目次>

I 研究の全体像

1. 研究の概略.....	1
2. 研究の背景と目的.....	2
3. 研究の方法と組織.....	5
4. 研究協議会等の経過.....	7
5. 本研究報告書の構成.....	9

II 長野県北信圏域研究班(長野チーム)報告

1. 研究班エリアの概況と特徴.....	1 1
2. 平成20年度研究の目的・方法・手続き.....	1 1
3. 特別支援教育連携協議会と療育部会の合同開催について.....	1 5
(1) 第1回合同開催.....	1 5
(2) 第2回合同開催.....	1 5
(3) 第3回合同開催.....	1 5
4. 北信圏域の連携システムはどこまでできたか.....	1 6
<「北信発、WE コラボ フォーラム 第2部」記録>	
5. 「北信圏域 特別支援教育コーディネーター調査」結果.....	2 8
(1) 調査の概要.....	2 8
(2) 集計結果.....	2 9
* 参考：調査票原票.....	3 8
6. まとめと今後の展望.....	4 0
7. 長野チーム実践・研究関連資料.....	4 3

III 滋賀県甲賀市研究班(滋賀チーム)報告

1. 研究班エリアの概況と特徴.....	8 7
2. 平成20年度研究の目的・方法・手続き.....	9 1
3. 甲賀市の発達支援体制を核とするチーム支援.....	9 2
(1) 甲賀市における発達支援体制の現状と課題.....	9 2
(2) 甲賀市教育委員会の取り組みと組織改革.....	9 3
(3) 特別支援教育コーディネーター連絡会と特別支援学級担任連絡会.....	9 3
(4) 巡回相談と特別支援学校センター的機能.....	9 4
4. 発達障害のある中学生男子の支援事例.....	9 5
(1) はじめに.....	9 5
(2) 生徒の実態.....	9 5
(3) 家族や取り巻く環境.....	9 5

(4) 見立てと方策.....	9 6
(5) 実際の支援.....	9 6
(6) 結果と課題.....	9 7
5. ここあいパスポートによる協働体制の拡充について.....	9 9
(1) ここあいパスポート.....	9 9
(2) 取り組みの経緯.....	1 0 0
(3) ここあいパスポートの活用.....	1 0 1
6. 甲賀地域の相談支援事業を核とするチーム支援.....	1 0 4
(1) 甲賀地域の地域自立支援協議会について.....	1 0 4
(2) 障害児・者相談支援事業による支援事例から.....	1 0 6
(3) 障害者自立支援法における相談支援事業の課題と可能性.....	1 1 3
7. 滋賀チーム実践・研究関連資料.....	1 1 5

Ⅲ 鹿児島県鹿児島市研究班(鹿児島チーム)報告

1. 研究班エリアの概況と特徴.....	1 3 7
2. 平成20年度研究の目的・方法・手続き.....	1 3 8
3. 個別支援会議の経過と概要.....	1 3 9
(1) 第1回個別支援会議.....	1 3 9
(2) 第2回個別支援会議.....	1 4 0
(3) 第3回個別支援会議.....	1 4 1
(4) 第4回個別支援会議.....	1 4 8
4. まとめにかえて.....	1 4 9

Ⅳ 研究の総括と提言

1. 長野県北信圏域におけるステップアップ事業の示唆.....	1 5 1
2. 滋賀県甲賀市におけるステップアップ事業の示唆.....	1 5 1
3. 鹿児島県鹿児島市におけるステップアップ事業の示唆.....	1 5 3
4. WE コラボ 2008 から 2009 へ～課題と展望.....	1 5 4

Ⅴ 参考資料

・ スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅰ.....	1 5 6
・ スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅱ.....	1 5 8
・ スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅲ.....	1 5 9

I 研究の全体像

1. 研究の概略

本研究は厚生労働省「平成20年度障害保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」の指定を受けて行われたものであり、就学支援や卒業時などの移行期に焦点をあて、地域自立支援協議会等を活用することにより、福祉・教育・保健・医療・労働等多分野の協働を図り、もって「障害児個別支援計画」の策定・実施・評価体制づくりに資する知見を得ようとしたものである。

本研究を我々は通称「WEコラボ研究」と称している。本研究の進捗状況と研究成果をタイムリーに発信するために立ち上げたブログ (<http://www.we-collaboration.com/>) のタイトルにも記しているように、「WE コラボ、とは福祉 Welfare と教育 Education の協働 Collaboration を表しています。WE コラボはさらに、「私たち/We」全員の Collaboration を目指します」の意味を込めた。その理由は、研究のための研究に陥することなく、多くの人々に関心を持っていただき、実践と研究の相互環流を太く生み出そうという意図に基づいている。

こうした実践と研究の概況は次章でやや立ち入った整理を試みるが、端的にいった地域自立支援協議会の未成熟さ、子どもをとりまく「個別支援計画」に関する教育と福祉の分断状況は大変大きいものがあり、量的な調査によって現状を把握しても、今後の推進に資するような要因や実践上の工夫を見いだすことは難しい。そこで平成20年度という単年度研究である本研究では、先駆的エリア2カ所（長野県北信圏域・滋賀県甲賀地域）と草創期エリア1カ所（鹿児島県鹿児島市）で研究チームを構成し、それぞれのエリアにおいて達成したい課題の中から就学支援・移行支援に関するものをステップアップ事業と位置づけて推進いただき、エリア間の合同研究会による研究協議を通して、上述した課題に関する知見を得ようとした。図1はその概略を示したものである。

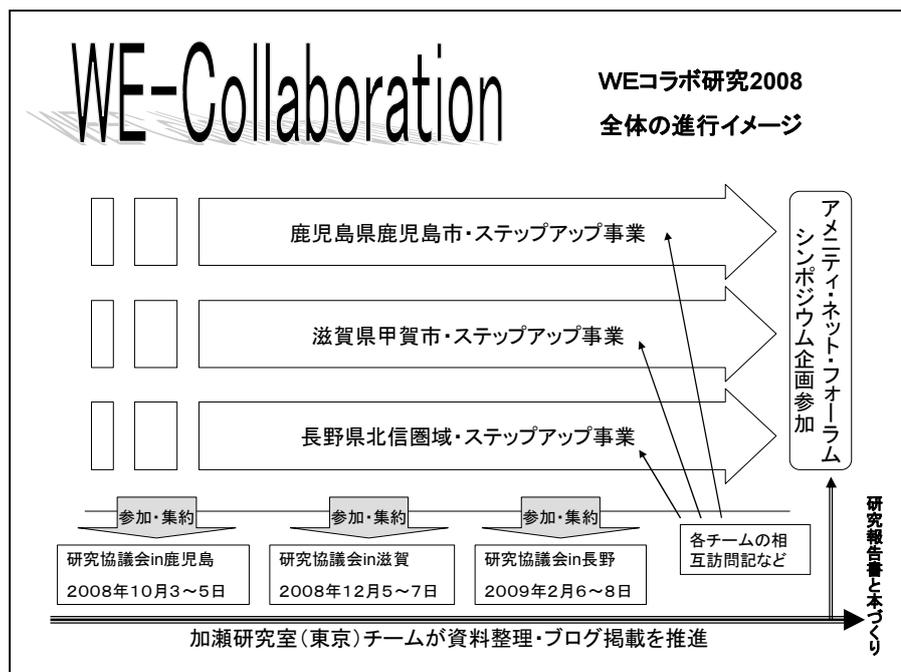


図1：WEコラボ研究2008の概略

2. 研究の背景と目的

本研究は福祉分野における〈個別の支援計画〉と教育分野における〈個別の支援計画〉の策定体制に関する分断状況をふまえ、一貫した〈個別支援計画〉の策定・実施・検討・見直しといったPDCAサイクルを司る〈ホスト・センター〉を、我が国の諸事情と地方自治体の条件を考慮しつつ実現するための実践・研究・施策提言の一環として行われるものである。

以上の問題意識と構想についてはすでに一定の提言を行ってきたが¹、ここ数年の動きもふまえ、改めて研究の背景を概観しながら本研究を定位しておきたい。

(1) 〈個別支援計画〉をめぐる制度的乖離について

1) 特別支援教育分野における〈個別の支援計画〉

教育分野における〈個別の支援計画〉が「個別の教育支援計画」として始動した端緒は2002年12月の障害者基本計画であった。即ち、「三分野別施策の基本的方向」の8分野のうち、「4 教育・育成」分野において、「障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行う」という基本方針を受け、「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う（(2) 施策の基本的方向」の1) 一貫した相談支援体制の整備）」とされたのである。

翌2003年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」においては、教育という冠を付した「個別の教育支援計画」が提言され、「この計画の策定について、新しい障害者基本計画にも規定されており、適切な教育的支援を効果的かつ効率的に行うため教育上の指導や支援の具体的な内容、方法等を計画、実施、評価（Plan-Do-See）して、より良いものに改善していく仕組みとして重要なものと考えられる（4 「個別の教育支援計画」の必要性の(1)）」と指摘し、参考資料として示された概要とともに、「教育・育成」という分野別施策の故か、かなり教育に引きつけた性格付けがなされたのであった。

そして、この最終報告を受ける形でまとめられた2005年12月の中教審答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」では「長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもので」あり、関係機関・部局と連携しながら「教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されている」という方向性が確認された。また、名称としての「個別の教育支援計画」の理解の仕方については、その策定にあたって「学校や教育委員会などの教育機関等が中心になる場合に、「個別の教育支援計画」と呼称しているもので、概念としては同じものである」と指摘し、上述の障害者基本計画でいう「個別の支援計画」と同義であるとした。つまり策定にあたってホスト役を学校等が務める場合に教育という冠を付すものの、「関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画」であることに変わりはないとしたわけで、「個別の教育支援計画」は、〈トータル・プラン〉とし

¹ 加瀬進（2006）「個別の教育支援計画」と「個別の支援計画」チームアプローチの必要性—福祉分野からの提言、発達障害研究、28(5)、344-352.

ての〈個別の支援計画〉であるという理解に到達したとあってよい。新しい学習指導要領では「個別の指導計画」に加えて特別支援学校において策定が義務づけられ、幼小中高の通常学校でも必要に応じた策定が謳われている。

2) 障害福祉分野における〈個別の支援計画〉

一方、障害福祉分野における〈個別の支援計画〉はどこにその端緒があるのだろうか。ここでは、「個別の教育支援計画」に相当する〈トータル・プラン〉についてみてみよう。

〈トータル・プラン〉とは「暮らしの構成要素」全般にわたる広義の生活支援設計を志向する計画である、という理解に立てば、その端緒は1990年の心身障害児(者)地域療育拠点施設事業、いわゆるコーディネーター事業の開始にまで遡る。なぜならば、この事業は在宅生活を余儀なくされている心身障害児・者を訪問し、その潜在的なニーズを掘り起こしながら、地域資源を開拓しつつ「在宅療育等の援助プログラム」を作成・実施していく、というものだったからである。この事業は1996年にリニューアル・スタートする3障害の相談支援事業(障害児(者)地域療育等支援事業、市町村地域生活支援事業、精神障害者地域生活支援センター)を経て、これを基盤として想定しつつ90年代後半から厚生労働省が進めたいわゆる「障害者ケアマネジメント」に関する諸事業へと継承されていった²。

2002年の障害者基本計画との関係で見れば、やはり「三 分野別施策の基本的方向」、その「2 生活支援」において、「利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立する」と規定された基本方針を受け、「身近な相談支援体制を構築するため、各種の生活支援方策を中心として、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る(2) 施策の基本的方向の1) 利用者本位の生活支援体制の整備;ア 身近な相談支援体制の構築」とされており、その意味で対応する用語は「ケア計画」ということになる³。

しかしながら、実際にはこの基本計画が出されたのと同じ月に、相談支援体制の要と言われてきた障害種別の相談支援事業を一般財源化するという方針が出され、2003年の支援費制度スタートと同時にその整備が地方自治体の裁量に任されるという事態を迎え、「ケア計画」策定の体制整備が都道府県(障害児・知的障害者及び精神障害者)と市町村(身体障害者)に委ねられてしまう。要するに体制整備の停滞や自治体格差の広まりが懸念される事態になったわけであるが⁴、周知の如く2006年4月に施行された障害者自立支援法においては、市町村事業である「地域生活支援事業」の必須事業として「相談支援事業」の実施を定め、こうした自治体格差を解消すべく、2006年度後半から、総合相談窓口の整備・

² この点にかかわる経緯の詳細は次を参照のこと。

加瀬進(2004)障害児・知的障害者福祉分野におけるコーディネーターの歩みと課題、日本特別ニーズ教育学会編「特別支援教育の争点」、文理閣、38-58。

³ 紙面の都合上「ケア計画」がどのような意味で〈トータル・プラン〉であるかを論ずるゆとりがない。詳しくは「障害者ケアガイドライン(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、2002年3月21日)」を参照されたい。

⁴ この間の事情については次の緊急特集における緒論を参照されたい。

緊急特集「地域福祉の危機を救え」、手をつなぐ、2003年3月、No.565、4-27。

障害程度区分認定のシステム構築・困難ケースや地域のサービス調整等を行う地域自立支援協議会の立ち上げ、等がまさに進行中という状況を迎えている。そうした中、相談支援事業の一環として「サービス利用計画」作成を定め、複数の障害福祉サービス（施設入所支援を除く）を利用する「計画作成対象障害者等」という限定付きながら自立支援給付として「サービス利用計画作成費」を給付する、という形で「サービス利用計画」を〈トータル・プラン〉として法制度上に位置づけたのであった⁵。

このように福祉と教育の〈個別の支援計画〉は、一見すると連携・協働しながら進めるように見えながらも、従来からある福祉と教育の分断状況に応じてそれぞれの分野で名称・概念・実施体制が形成されてきた経緯がある。そのことはまた、一人一人の〈個別支援計画〉を策定する会議、地域の資源を見直したり開発する会議についても、地域自立支援協議会と特別支援連携協議会という二重構造をもたらしつつあると言えよう。

（２）福祉と教育等の連携を促す施策の動向

さて、文部科学省と厚生労働省もこうした乖離・分断状況を放置しているわけではなく、省庁横断的な施策をモデル事業等によって推進してきている。

例えば発達障害者支援法をよりどころとして、「発達障害のある就学前の幼児について、早期からの十分な支援体制を構築する必要がある」という課題設定の下、「発達障害早期総合支援モデル事業（平成 19 年度予算額＝50, 807 千円、平成 20 年度予算額＝122, 964 千円）」が展開されてきている。発達障害の早期発見体制と、それを「レッテル貼り」に終始させない体制づくりを志向するものであり、早期総合支援モデル地域協議会の設置、相談・指導教室の設置、教育相談会・講演会の開催、早期発見・早期支援に関する研究の推進、学校等への円滑な移行方法の工夫、といった事業内容は極めて注目に値しよう。

加えて平成 20 年度においては新規の推進事業として「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（概算要求額＝1, 386 百万円）」が着手された。ここでも連携・協働が強く意識されており「発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する」ことが高らかに謳われた。

就労生活への移行についても同様に、いわゆる「連携通達（平成 18 年 4 月 18 日付け職高発第 0418001 号通達）」「改正連携通達（平成 19 年 4 月 2 日付け職高発第 0402003 号通達）」によって「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化」が提起された。改正連携通達のポイントとしては一般雇用への取り組み強化と並んで、「個別支援の各段階に応じ、労働関係と福祉施設、特別支援学校等の関係機関間において、個々の障害者に対する支援を着実につないでいくため、一層緊密な連携を確保する」ことの重要性も指摘されている。

こうした一連の動きは、文部科学省・厚生労働省という両省の連携・協力による「障害のある子どものための地域における相談支援体制ガイドライン」の策定（平成 20 年 3 月）

⁵ 障害者自立支援法・第 5 条 17-2 項による「サービス利用計画」規定及び第 6 条、第 8 条をはじめとする「サービス利用計画作成費」規定を参照のこと。

に最も象徴されているといえよう。要するに早期からの横の連携・縦の連携を持続的かつ一体的に実現していくことが焦眉の施策課題になってきているように、福祉・教育・労働・保健・医療等の連携・協働の推進は大きなうねりを迎えようとしている。

(3) 本研究の定位と目的

以上見てきたように、一貫した〈個別支援計画〉のPDSA体制をめぐる分断状況を解消すべく、最前線の先駆的なエリア開拓をすすめ、その成果を共有して、実際にひろめるための手だてを明らかにすることが強く求められている。また、一連の施策が追求しているのは、本節の冒頭で述べた〈ホスト・センター〉を、ハードとしての建物や機構ではなく、ソフトとしての機能として各地方自治体、あるいは適切な圏域設定の中に実現していくことであると捉えることができる。では、ここでいう〈ホスト・センター〉機能とは何か。本研究ではおおそよ次のように想定している。

子どもとその家族は、そもそも教育・福祉・医療・労働等のうち、特定の分野のみで生きているわけではない。地域で育ち、生きることを志向する以上、子どものライフステージに沿って重点をおく分野を変えつつも、総合的・統合的に暮らしを運営していく。そこで、地方自治体の特性に合わせた形で、子どもの出生段階から家族に寄り添う〈パーソナル・マネジャー〉としての専門職を配置し、その専門職がコア・チームを形成しつつ、まさに必要に応じながら、一定の権限をもって教育・福祉・医療・労働等の関係者を招集し、〈個別支援計画〉を策定・実施・評価できる体制を構築する。そして、この〈パーソナル・マネジャー〉としての専門職が常勤・専任で所属し、〈個別支援計画〉の蓄積と継承を本務とする〈ホスト・センター〉機能がその自治体ないし圏域の資源を活かす形で存在し、実践されていく、というものである。

こうした〈ホスト・センター〉は具体的にどのように機能するものなのか。現在の地方自治体において、どのような形で存立しうるのか。さらに、これからこうした機能を構築しようとする地方自治体はいったい何から着手すればよいのか。本研究の目的は各種モデル事業のひな形ともなってきたエリアと新規に着手したいというエリアにおいて研究チームを編成し、こうした課題解決に視する知見を得ようとするものなのである。

3. 研究の方法と組織

本研究では次の3エリアにおいて、平成20年度において達成したい課題の中から就学支援・移行支援に関するものをステップアップ事業と位置づけて推進し、その進捗状況や実施した効果についてエリア間の合同研究会による研究協議を通して明らかにする。なお、各エリアの事業内容については次章以下で詳しく記述することとした。

(1) 研究エリアとステップアップ事業の概要

先駆的エリア2カ所として長野県北信圏域及び滋賀県甲賀地域、草創期エリア1カ所として鹿児島県鹿児島市において研究チームを構成した。

1) 長野県北信圏域の課題設定

自立支援協議会・療育支援部会を活用し、療育支援部会と特別支援教育連携協議会の合

同開催をおこなって互いの実践報告を重ねあい、就学前の相談支援にかかわる関係機関および特別支援教育コーディネーター等が連携・協働の意識促進をはかり、ホスト・センター機能の可能性を探る。

2) 滋賀県甲賀地域の課題設定

甲賀市の発達支援体制を核とするチーム支援による事例及び相談支援事業を核とするチーム支援による事例のうち、就学支援・移行支援・就労支援に関する特徴的なトピックを有するものについて整理・検討するとともに、サービス調整会議・特別支援教育部会における「ここあいパスポート」の推進に関する進捗状況と課題を整理してホスト・センター機能の可能性を探る。

3) 鹿児島県鹿児島市の課題設定

保育園年長児の就学支援にかかわって個別支援会議をモデル事業として実施し、次年度への継続に関する関係者の意識促進を図る。

(2) 研究組織

研究推進・統括・事務局は東京学芸大学加瀬研究室とし（東京チーム）、3つの研究エリアそれぞれの主たる研究メンバーを次のように構成した。なお、各エリアの事業推進や情報収集にあたっては、その他にも多くの方々の協力を頂いていることを付言しておく。

氏名	所属
東京チーム	
加瀬 進	東京学芸大学特別支援科学講座准教授
齋藤 ゆり	東京学芸大学特別支援教育特別専攻科
高森 裕子	三菱総合研究所人間・生活研究本部研究員
田中 正博	品川総合福祉センター心身障害者福祉会館館長
小野 学	川崎市立久本小学校教諭(通級指導教室)
陸川 厚子	都立あきる野学園教諭
田端 實	都立あきる野学園教諭(相談支援室)
小澤 信幸	都立青梅東学園(仮称)開設準備担当・進路指導担当教諭
大沼 健司	都立七生特別支援学校教諭
北川 郁子	有限会社 七七舎
長野チーム	
福岡 寿	北信圏域障害者総合相談支援センター 常務理事
高橋 佳子	北信圏域障害者総合相談支援センター 相談支援専門員
小宮 麗子	北信圏域障害者総合相談支援センター 療育コーディネーター
北岡 和子	北信圏域障害者総合相談支援センター 家庭児童相談員
大口 和江	北信圏域障害者総合相談支援センター 所長

伊藤 潤	長野県飯山養護学校 教頭
小田切 勝利	中野市教育委員会学校教育課
徳永 和彦	中野市教育委員会学校教育課
滋賀チーム	
中島 秀夫	甲賀地域ネット相談サポートセンター(社福 オープンスペースれがーと)
渡辺 俊太郎	甲賀地域ネット相談サポートセンター(社福 オープンスペースれがーと)
小澤 竜也	甲賀地域ネット相談サポートセンター(社福 オープンスペースれがーと)
菅沼 敏之	甲賀地域ネット相談サポートセンター(社福 オープンスペースれがーと)
松井 悠香	甲賀地域ネット相談サポートセンター(社福 オープンスペースれがーと)
渡邊 光春	滋賀県健康福祉部子ども・青年局 局長
田中 圭	滋賀県健康福祉部障害者自立支援課社会活動担当主任主事
藤井 孝雄	滋賀県教育委員会事務局学校教育課特別支援教育室主査
目片 幸生	滋賀県教育委員会事務局学校教育課特別支援教育室指導補佐
藤田 京子	滋賀県南部甲賀県事務所地域健康福祉部保健福祉課 保健師
西谷 淳	甲賀市教育委員会事務局教育研究所 課長補佐
加茂 利津子	甲賀市教育委員会事務局学校教育課 課長補佐
山田 恭子	甲賀市教育委員会事務局学校教育課 特別支援教育室 室長補佐
菊田 津多江	甲賀市教育委員会事務局こども未来課 指導振興係 主任教諭
藪下 美紀	滋賀県甲賀市城山中学校 特別支援教育コーディネーター
近藤 紀子	甲賀市健康福祉部保健介護課 保健師
齋藤 美緒	甲賀市健康福祉部社会福祉課 保健師
鹿児島チーム	
水流 源彦	社会福祉法人ゆうかり副理事長
田邊 貴仁	かごしま子ども発達相談支援センター
満園 茂樹	サービスセンター「くれぱす」鹿児島市相談事業
竹原 有季	鹿児島大学 法学部 3年生
大山 直美	鹿児島市教育委員会 学校教育課

4. 研究協議会等の経過

2008年8月

(1) 8月4日～5日

高橋：東京都「東京学芸大学」にて
研究事業に関わる情報提供

(2) 8月22日～24日

加瀬：鹿児島県「ゆうかり保育園」にて
研究事業推進に関わる打ち合わせ

(3) 8月31日

加瀬：長野県「北信圏域障害者総合相談支援センター」にて
研究事業推進に関わる打ち合わせ

2008年9月

(1) 9月2日～3日

加瀬・船越・齋藤：「滋賀県甲賀市教育研究所」にて
研究事業推進に関わる打ち合わせ

(2) 9月19日～21日

加瀬：鳥取県「日本特殊教育学会第46回大会米子コンベンションセンター」にて
研究事業に関わる情報収集

2008年10月

(1) 10月3日～5日

加瀬・齋藤他：鹿児島県「ゆうかり保育園他」にて
公開研究協議会

(2) 10月11日～12日

加瀬：岡山県「日本社会福祉学会第56回大会 岡山県立大学」にて
研究事業に関わる情報収集

(3) 10月18日～20日

加瀬・齋藤：大阪府「日本特別ニーズ学会第14回大会 大阪市立大学」・「NPO 法人み・らいず」にて
研究事業に関わる情報収集

2008年11月

(1) 11月4日～7日

齋藤：長野県「北信圏域障害者総合相談支援センター」にて
研究事業に関わる情報収集

(2) 11月7日～9日

加瀬：熊本県「社会福祉法人愛隣園」にて
研究事業に関わる情報収集

(3) 11月12日

田中：東京都「東京学芸大学」にて
研究事業に関わる情報提供

(4) 11月26日

白鳥：東京都「東京学芸大学」にて
研究事業に関わる情報提供

2008年12月

(1) 12月3日

福元・西村他：鹿児島県「鹿児島市社会福祉センター」にて
研究事業に関わる打ち合わせ

(2) 12月3日～4日

加瀬：鹿児島県「ゆうかり保育園」他にて
研究事業に関わる打ち合わせ

(3) 12月5日～7日

加瀬・齋藤他：滋賀県「甲賀市教育研究所」「近江八幡ひまわり館」にて

公開研究協議会

2009年1月

(1) 1月14日

福元・西村他：鹿児島県「鹿児島市児童総合相談センター」にて
研究事業に関わる打ち合わせ

(2) 1月20日～22日

河内・枅谷：東京都「東京学芸大学」にて
研究事業に関わる情報提供

2009年2月

(1) 2月3日

福元・西村他：鹿児島県「鹿児島市児童総合相談センター」にて
研究事業に関わる打ち合わせ

(2) 2月6日～8日

加瀬・齋藤他：長野県「アップルシティなかの」他にて
公開研究協議会

(3) 2月19日～22日

加瀬・齋藤他：滋賀県「アメニティ・ネットワーク・フォーラム3 大津プリンス
ホテル」にて

公開研究協議会

2009年3月

(1) 3月21日

加瀬・齋藤他：東京都「品川区中小企業センター」にて
公開研究協議会

<受託研究費総額>

9,500千円(採択番号119)

【地域自立支援協議会等を活用した<障害児個別支援計画>の作成に関する研究】

5. 本研究報告書の構成

本研究報告書では、これまで行ってきた研究協議会及び公開研究会において用意してきた報告資料をベースに、各チーム報告によってそれぞれの章(Ⅱ～Ⅳ)を構成している。また、各チームごとの関連資料は各章末にを配している。なお、各所の執筆代表者は次の通りである。

I章：研究の全体像～加瀬 進

Ⅱ章：長野チーム報告～高橋佳子

Ⅲ章：滋賀チーム報告～西谷 淳・渡辺俊太郎・菅沼 敏之

Ⅳ章：鹿児島チーム報告～田邊貴仁

V章：研究の総括と展望～加瀬 進

II 長野県北信圏域研究班(長野チーム)報告

1. 研究班エリアの概況と特徴

北信圏域の地理的概況は、長野県北部に位置し、6つの市町村（中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村）を管内とした人口数合計10万人に満たない地域である。圏域内には飯山養護学校が設置されており、学区は北信圏域と同域である。圏域内の一部生徒は、隣接する長野市の長野養護学校や信州大学附属養護学校等にも通っている。またこの地域は、スキー等の観光産業が衰退しているためどの市町村も財政的に厳しく、合併がすすんでいない。交通機関としてはJR・バスがあるが、一時間に一本程度の運行であり、日常的な移動手段にはなり得ず交通の利便性は悪いといえる。そのため、移動手段として各家庭に車が欠かせない地域である。

北信圏域の特徴としては、平成2年10月からの「心身障害児者地域療育拠点施設事業（コーディネーター事業）」および平成8年4月からの「障害児者療育等支援事業」における「コーディネーター」による在宅障害児者の地域生活支援活動の蓄積、その成果としての「障害者総合支援センター」の存在が挙げられる。「障害者総合支援センター」は平成16年度から長野県の県単事業「障害者総合支援センター事業」として県内10圏域に各1か所以上設置されたものである。北信圏域ではそれに先駆けて平成10年度から「障害者地域生活支援センター（以下「支援センター」とする）」として地域における障害児者の相談支援活動を関係機関と連携しながら行ってきた。

また一方で、北信圏域で「コーディネーター」が活動を始めた平成2年10月の翌年の4月からは、同圏域と学区を同じくする飯山養護学校が開校し、ともに連携協力しながら相談支援を進めてきた経過がある。このように学校も含めたさまざまな関係機関が連携して相談支援をおこなう体制の基盤が築かれてきた経過が北信圏域の特徴であるといえる。

2. 平成20年度研究の目的・方法・手続き

(1) 研究に至る経過

1) 保育園訪問体制の変化

長野県北信圏域では、先述のとおりコーディネーターが地域の障害児者に対する相談支援活動をおこなってきた経過があったが、平成8年度からの「障害児者療育等支援事業」が始まったと同時に、このコーディネーターが保育園を訪問する活動が始まった。平成8年から平成13年までの間は、コーディネーター1名と行政機関の担当者として保育園訪問をしていたが、平成13年度からはこの2者に加えて、支援センターに臨床心理士が加わり、支援センターとしては2名体制となった。さらに、平成17年度には支援センターのスタッフが増員され、相談支援専門員・療育コーディネーター・臨床発達心理士の3名体制となった。

平成17年度からは、北信圏域内に所在する中野市において「子ども相談室」が設置され、これまでの保育園訪問の実績が認められた成果として、保育園訪問は「家庭児童相談事業」として予算化することが決定した。その結果、保育園訪問は支援センターから3名、子ども相談室から保健師・保育士の2名が加わることとなり、全部で5名体制で中野市内すべての保育園（12園）を定期的に巡回訪問する体制が整った。

平成18年度からは、保育園訪問の名称を「家庭児童相談事業」から「発育発達相談事

業」と改め、また訪問対象を保育園から幼稚園まで拡大し、全部で14園を2カ月に1回の頻度で合計年間70回の訪問回数となった。相談に上がってくる対象児は年間で200名を超え、相談件数は800回を超える数となった。訪問スタッフの体制は、支援センターからは3名、子ども相談室からは保健師・保育士に臨床発達心理士を加えた3名となり6人体制となった。また平成18年度の途中から、市教育委員会の就学指導担当者も保育園訪問に同行するようになり、合わせて7人での訪問体制が徐々に増えていった。

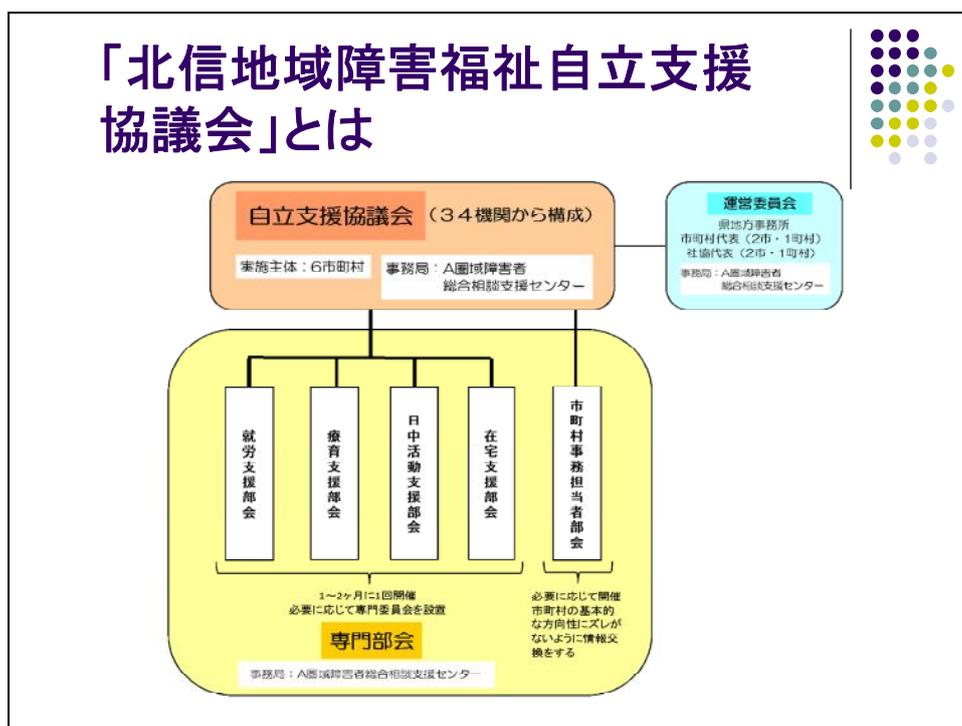
平成19年度からは、市教育委員会の就学指導担当者がほぼ毎回同行するようになり、7人体制での訪問が確実となっていった。また教育委員会としても、教育委員会が主催で就学に関する相談を専門的に取り扱う「就学前教育相談」を同時並行に実施するようになっていった。

このように平成8年度の1名＋関係機関の体制の時期から平成19年度の7人体制での訪問の時期まで振り返ってみると、訪問スタッフの人数の変化においても年を重ねるごとに徐々に増えて様々な職種で構成され厚みを増すようになってきたといえる。また現状に至る経過をポイントをしぼり段階づけるならば、ステップ①1名あるいは2名による不定期な保育園訪問の時期、ステップ②保育園訪問が予算化された時期、③教育委員会担当者との連携訪問が実現した時期、というように整理できる。

2) 自立支援協議会・療育支援部会の開催について

平成19年度に市教育委員会の就学指導担当者も含めて7人体制での保育園訪問が実現した頃、時を同じくして、自立支援協議会の療育支援部会の開催が開始された。自立支援協議会は、北信圏域では「北信地域障害福祉自立支援協議会」と呼称されており、5つの部会で構成されている。

図1 北信地域障害福祉自立支援協議会の全体図



その一つを担う療育支援部会は、主に就学前の支援にかかわる関係者が集まり、テーマにそって話し合っている。参加メンバーは、養護学校をはじめ福祉・保健・行政などの関係機関で構成されていた。

図2 療育支援部会の構成メンバー



「療育支援部会」では

- 主に就学前における支援にかかわる関係者が集まり、テーマに沿って話し合う。
- 参加メンバー
 - 飯山養護学校(校長、教頭、教育相談専任)
 - 北信福祉事務所(家庭児童相談員)
 - 北信保健所(保健師)
 - 中野市役所(保健師、家庭相談員、市教委)
 - 飯山市役所(保健師、家庭相談員、教育相談員)
 - 山ノ内町役場(保健師)
 - 野沢温泉村役場(保健師)
 - 木島平村役場(保健師)
 - 栄村役場(保健師)
 - 北信圏域障害者生活支援センター(療育コーディネーター、相談支援専門員)

平成19年度の開催回数は全部で6回であり、第1回・第2回においては自己紹介と各自の現状と課題の報告が主になされた。そこで挙げられた課題点について第3回以降話し合いがおこなわれていったが、テーマは主に「家庭児童相談員の存続について」「村部の療育支援について」「教育委員会および教育との連携について」等であった。療育支援部会の平成19年度の詳しい経過内容については資料1を参照されたい。

このときテーマで挙げられた「教育委員会および教育との連携について」に関しては、就学相談にかかわり、どのようにしたら就学前の段階から教育委員会や学校とスムーズに連携ができるかについて議論がおこなわれた。話し合いのなかで、教育委員会との連携も重要であるが、各学校との連携も大切であるとの認識がもたれ、どうしたら学校と連携する体制が作れるかという課題に至った。

学校の連携の窓口としては各校に指名されている特別支援教育コーディネーターとの連携が考えられるが、課題はさらに特別支援教育コーディネーターとどうしたら連携した就学相談の体制ができるだろうかということに絞られた。

この点について、養護学校でおこなわれている特別支援教育連携協議会において、圏域内の多くの特別支援教育コーディネーターが参集されているが、その場において療育支援部会との合同開催をおこない、意識的に就学前の相談支援にかかわる関係機関担当者と特別支援教育コーディネーターに接点をもたせ、連携に向けて共に考えていく場を設定していくことが有効ではないだろうかという提案が出された。

(2) 目的の設定

上記のように、平成19年度から療育支援部会が開催され、そのなかで関係者が今本当に必要な課題について話し合い、解決に向けて考えていく場が設けられたこの時期は、さきほどのステップ①～③に続けてさらにステップ④と考えたい。このようにして、徐々に保育園訪問および就学前後にかかわる相談支援体制が充実してきたが、さらに学校との結びつきを強めるために特別支援教育コーディネーターとの連携が必要であるとの課題が浮かび上がってきた。

そこで、今回の研究事業での長野チームの目的設定は、自立支援協議会・療育支援部会を活用し、療育支援部会と特別支援教育連携協議会の合同開催をおこなって互いの実践報告を重ねることで、就学前の相談支援にかかわる関係機関および特別支援教育コーディネーター等が互いの連携・協働の意識の促進をはかることを目的としたい。

(3) 方法、手続き

- 1) 養護学校でおこなわれている特別支援教育連携協議会と療育支援部会の合同開催をおこない、互いの実践報告を重ねる。
- 2) 特別支援教育コーディネーターの関係機関との連携に対する意識について把握するためのアンケート調査を実施する。

3. 特別支援教育連携協議会と療育支援部会の合同開催について

(1) 第1回合同開催(資料2参照)

第1回目の合同開催は、平成20年5月27日におこなわれた。参加者は北信圏域の小学校・中学校・高等学校各校の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、教職員、また療育支援部会参加関係者、幼稚園・保育園職員、圏域内および圏域外の近隣市町村における関係する行政・医療・福祉機関の職員、養護学校職員であり、およそ80名が集まった。

内容は、実践報告として①北信圏域障害者総合相談支援センター 療育コーディネーター 小宮麗子氏 および 飯山養護学校教育相談専任 岸田丈子氏による「北信圏域の『連携』の実際について」が報告された。またその後、「教育と福祉の連携」と題して、社会福祉法人高水福祉会 常務理事 福岡寿氏・東京学芸大学 准教授 加瀬進氏・飯山養護学校 教頭 伊藤潤氏の3名によるパネルディスカッションがおこなわれた。

(2) 第2回合同開催(資料3参照)

第2回目の合同開催は、平成20年10月17日におこなわれた。参加者は第1回目の合同開催とほぼ同じであった。内容は、実践報告として①下高井農林高校 特別支援教育コーディネーター 佐原智行氏による「北信圏域の高等学校での支援の実際」についての報告、②北信圏域障害者総合相談支援センター 相談支援専門員 高橋佳子氏による「北信地域障害福祉障害福祉自立支援協議会・療育支援部会について」報告がされた。またこれら2つの実践報告後は、参加市町村ごとに班に分かれて、地域別の情報交換会をおこない、それぞれの感じている課題について話し合った。

(3) 第3回合同開催

第3回目の合同開催は、本研究事業の公開研究会も兼ねておこなわれ、「北信発、WE コラボ フォーラム」と題して平成21年2月7日におこなわれた。参加者は圏域内外の教育・福祉・医療・行政などさまざまな機関の関係者が200名を超えて集まった。内容は、第1部「乳幼児期から学校への一貫した支援システムのあり方を探る」と題して、社会福祉法人高水福祉会常務理事 福岡寿氏の進行で、厚生労働省発達障害対策専門官 日詰正文氏・東京学芸大学 加瀬進氏・滋賀県甲賀市教育研究所 西谷惇氏を迎えて全体報告とシンポジウムをおこなった。

第2部は、「北信圏域の連携システムはどこまで来たか」と題して、飯山養護学校教頭 伊藤潤氏の進行で、北信圏域内の特別支援教育コーディネーター2名および関係機関から4名からの連携の実践報告をおこない、東京学芸大学 加瀬進氏を交えてシンポジウムをおこなった。また、特別支援教育コーディネーター対象のアンケート調査の結果報告もおこなった。

この第2部における報告内容は、北信圏域における特別支援教育コーディネーターと就学前の関係機関との連携に関する実践報告として、以下にその記録を載せる。

4. 北信圏域の連携システムはどこまで来たか

<「北信発、WE コラボ フォーラム 第2部」記録>

時間 14:45～17:00

登壇者 進行 伊藤 潤氏（飯山養護学校 教頭）
報告者 渡邊 佳子氏（中野市立長丘小学校 特別支援教育コーディネーター）
依田 さつき氏（山ノ内町立西小学校 特別支援教育コーディネーター）
岸田 丈子氏（飯山養護学校 教育相談専任）
小田切 勝利氏（中野市教育委員会 就学指導担当）
北岡 和子氏（北信圏域障害者総合相談支援センター 家庭児童相談員）
小宮 麗子氏（北信圏域障害者総合相談支援センター 療育コーディネーター）
高橋 佳子氏（北信圏域障害者総合相談支援センター 相談支援専門員）
コメンテーター 加瀬 進氏（東京学芸大学 准教授）

伊藤 二部をここから始めます。私は、この中野市、そして北隣の飯山市そしてその2市1町3村から子ども達が登校してくる飯山養護学校の教頭、伊藤です。

「特別支援学校の地域特別支援教育のセンター化」として、中野、飯山他2市1町3村の特別支援教育のセンター的な役割を果たしたい、と幼・保・小・中・高の各園、学校の特別支援教育関係の先生方と、また、特別支援教育を支援していただいています関係者の方々にもお集まりいただき、飯山養護学校特別支援教育連携協議会を開催して、特別な支援が必要な子ども達の支援を進めていこうとしています。このステージ上に8名ものメンバーが集まり、これだけで連携を強調しているようにも見えてしまっていますが、このステージ上にいるメンバーは現場を渡り歩いているものでして、超現場主義のアナログ的なメンバーです。このメンバーがどのように連携をおこなっているかを明らかにしていきたいと思えます。

この二部では、本当に、この北信圏域での教育と福祉の連携はどこまでいっているのか、連携として顔を連ねるこのメンバーがどんなことを感じ、どんなことを思っているのかを、つぶさに掘り出したいと考えています。では、どんなメンバーであるか、所属と名前を自己紹介します。

<自己紹介>岸田丈子、渡邊佳子、小宮麗子、小田切勝利、依田さつき、北岡和子、加瀬進

では、どんなふうを探っていくかと申しますと、二部の前半では特別支援が必要な子どもに一番近い立場の現場の学校の先生方に「連携にいたるきっかけや理由、必要感、つまり現場のニーズ」についてお話いただき、実際の連携として支援機関がどのように応えていったのかを探っていくと思います。本日は、先ほど自己紹介していただきましたこの地元中野市の長丘小学校の事例について渡邊先生を起点に一事例を、そして1町3村の代表事例として山ノ内町から西小学校の依田先生からの話を起点にもう一事例を話していただき、支援機関の話へと進めていきます。

二部の後半は、こうした連携に対するそれぞれの思いや考えを出していただき、さらに、この「北信圏域の教育と福祉の連携」は今後どのように進んでいったらいいかについても思いを巡らしたいと考えています。

では、長丘小学校の連携の実際について話を進めましょう。渡邊先生は長丘小学校で特別支援学級も担当されて、併せて、学校の特支援教育コーディネーターもやられているようですが、各支援機関と繋がりを付けられようとしたきっかけはどんなことでしたか。

◆**学校現場のニーズに関係機関の相談体制はどう応えたか～中野市立長丘小学校の実際から渡邊** 長丘小の実際を話します。私は、特別支援学級担任であり、コーディネーター兼務です。支援機関との連携ということで、3つの事例をお話します。

事例①は、現在小学校2年生になる自閉症のA君についてです。A君が本校に入学するにあたり、どのような支援をしていったらいいのか、どのような環境を作っていたらいいのかについて悩んだことがきっかけでした。そのときに保育園で支援に入っていた支援センターの療育コーディネーターの小宮さんに連絡をとりました。

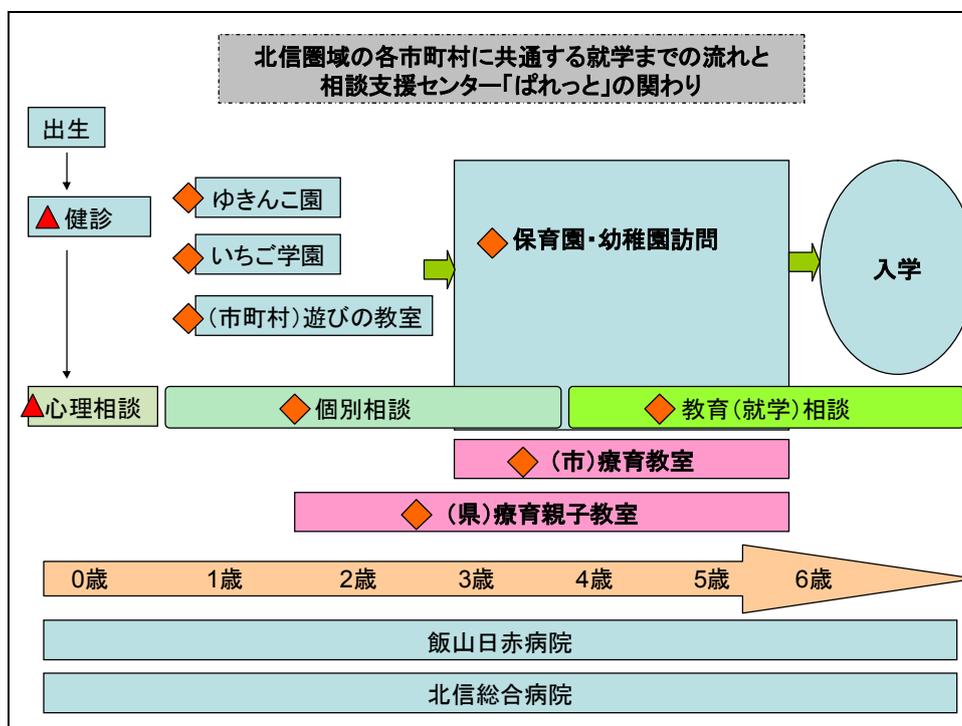
事例②は、現在中学1年生のBさんです。中野市外から引っ越しをされてきたBさんは特別な支援が必要なお子さんでしたが、入ってこられたときは家庭状況などの情報がほとんどわからず、Bさんに関する情報や支援方法について探りたいと思ったことが、関係機関と連携することになったきっかけです。そしてBさんに関する支援方法を探っていくために、中野市教育委員会の小田切さんに相談し、小田切さんより各関係機関に連絡をとってもらいました。

事例③は、本校における特別な支援が必要なお子さんに関する共通理解を全職員の間で図るために校内研修会を開いたことです。そこでは飯山養護学校の教育相談専任の岸田先生を講師にお招きしました。

伊藤 長丘小学校から出てきたそのような必要感・ニーズに対して、どのように応えていったのかについて、まずは北信圏域障害者総合相談支援センターの小宮さんより支援センターの体制と、長丘小のそのようなニーズに対してどう対応したのかをお話していただきます。

小宮 就学までの流れと北信圏域障害者総合相談支援センターのかかわりについて説明します（図3参照）。

図3 就学までの流れと相談支援センターの関わり



図の中で△や◇のマークが付いているところが支援センターの関わっているところです。

出生後、乳幼児健診のときに心理相談を通して親御さんと懇談をします。入園後は保育園での様子を観察したり、必要に応じて個別相談の場を設けています。また、必要に応じてそれぞれの療育の場があり、関係機関の担当者が関わっています。就学前の段階においては保護者の了解のもとに今までかかわってきた関係者から学校へ引き継ぎをおこなっています。そこで、情報交換をおこなったり支援方法を伝えるようにしています。

伊藤 支援センターの小宮さんとの繋がりや長丘小学校の渡邊先生からも連絡があったようですが、小田切先生は中野市教育委員会就学相談員として、こうしたニーズにどう応じられたのでしょうか。中野市の特別支援教育にかかわる教育相談システムと教育と福祉の連携の現状もふまえてお話をください。

小田切 私のほうからは中野市の特別支援教育にかかわる教育相談システムの連携の現状についてお話ししたいと思います（資料4参照）。

教育相談では主に親御さんの心配を聞きながら主に年長の教育相談をおこなっています。まず教育相談の流れとしては、教育相談の案内ちらしを配布し、申し込みを受けます。市教委・子ども相談室・支援センター・飯山養護学校の4つの関係者によりチームを組んで連携しながら教育相談をすすめています。教育相談の申し込み対象者は年少児から受け付けており、とりわけ年長児に対しては就学前教育相談を実施しています。

就学前教育相談では、親御さんの心配なこと・気になることといった相談を聞きながら、就学後の学校でもらえる支援について聞いたり、あるいは希望する学校の参観をおこなって、個別支援の体験や学校給食の体験をおこなったりします。また知能検査WISC-Ⅲなどによりアセスメントをおこないお子さんの得意不得意を知るような機会も設けています。学校参観にあたっては、その学校の特別支援教育コーディネーターと連携して学校案内などをしてもらっています

就学指導委員会においては、委員会での協議を受けて各お子さんの就学に関する判断や助言をもらいます。

また各お子さんの個人情報、小学校に入学するまでに、引き継ぎのための申し送りの会をおこなうなどをして、入学後の支援に情報を生かしてもらいます。

お子さんの入学後は、就学前の教育相談を通じた配慮が効果あったのかをみるために、教育相談のメンバーで7月頃に見直し（自己評価）のための学校訪問をします。これが一年生担任との教育相談会です。さらに依頼があれば個別の支援会議を開きます。

連携は1本の線では弱いので、資料の図にあるように何本もの連携の線をつなげて強い連携にすることを心がけています。

伊藤 支援機関の一つとして、この地域のセンター的機能を発揮しなければならない、飯山養護学校の教育相談センターで教育相談専任として頑張る岸田丈子さんは、長丘小学校から出されたこのニーズに対してどのように対応されましたか。

岸田 私は飯山養護学校の教育相談センターのスタッフとして、事例①のA君に関しては療育グループのスタッフの一員として関わりました。療育グループには就学前の支援にかかわる関係者が集まっているので、それぞれとチームを組みながら、発達検査をしたり、相談を受けたりしました。Bさんに関しても同じように関係機関とチームを組みながら相談を受けました。③の研修会に関しては、日程が前年度のうちに申し込みがあったので日程調整ができ余裕をもってできました。学校の中の立場だけでなくいろいろな立場からお子さんの支援を見ることが大切だと感じています。私の場合、養護学校教育相談センターという立場なので、教育関係者として入ることで、教育の視点から話ことができました。

伊藤 さあ、こうした支援関係機関が、教育現場である長丘小学校の特別支援教育コーディネーターの声を聞いて、そのニーズを受けながらそれにあった対応をされてきた様子が分かりました。ですが、実際、こういった関係機関との連携による支援は学校現場にとってどうであったのか、学校現場における支援の実際とその後の学校の変容をお話いただければと思います。

◆関係機関と連携した後の学校現場の変容

渡邊 事例①A君についてですが、こういった関係機関との連携システムの中で相談をしてきて、A君が小学校の環境になれるために特別支援学級への学校訪問を6回おこない、授業参観、実際に在籍児童と共に活動へ参加、入学式のリハーサルを行う、特別支援学級での生活環境作り（給食時のついたて）をおこないました。給食のついたては、結果的

には必要なかったですが、人目が気になるかもしれないということで教室にカーテンをとりつけました。関係機関と連携しながら相談を進めて、そのなかでこのような取り組みをおこなってきた結果、A君はスムーズに学校に入学し学校生活にも慣れることができました。A君は言葉によるコミュニケーションができませんでしたが、現在は言葉によるコミュニケーションが徐々にできるようになってきて大きな成長が見られます。

事例②のBさんについてですが、Bさんは中野市外からの転入生でしたが、転入する前の段階で家庭状況などの情報がほとんどわからず、そのことについて市教委の小田切さんに相談しました。そうしたところ、Bさんにかかわる関係機関と支援会議を開くことになりました。Bさんを含めた本校の児童について、どう理解し、どう支援するかをテーマにした研修会を開き、そこに飯山養護学校教育相談専任の岸田先生、支援センターの小宮さん、中野市教育委員会の小田切さんに来てもらい、支援会議を開きました。支援会議のおかげで情報がわかり、今後の教育の方向、配慮点、検査の結果による支援を確認することができ、本校の全職員が子どもに関わっているのも専門家チームの話も共有できて有意義でした。その後転入後においても支援会議を開き、保護者への支援の方向も検討することができました。

③の研修会の内容についてですが、研修会は今年度2回開催しました。研修会では、学習面や生活面でどのように支援していったらよいか、また中には病気を抱えている子もおり、幼少時それに関わっていた保健師さんから病気のことや配慮点などをお聞きすることができました。研修をきっかけにして、検査をしてもらった児童も出てきて、2回目の研修会ではその検査結果を聞きさらなる支援について教えていただきました。校内研修会を通して、児童会・クラブ・専科授業・チームティーチングなど様々な場面で全校児童に関わっている校内の全職員が、さまざまな専門家の視点からみた子どもたちの支援のあり方を聞くことができ、共通理解が深まり大変有意義な研修会になったと感じています。

伊藤 ありがとうございます。学校現場における特別な教育的ニーズに対応するためには、学校内の支援だけでは難しく、関係する外部の支援機関と連携をしながら支援を考えていくことで、現場の学校もニーズに対応するような形に支援のあり方や校内体制を変化させ、支援をすすめてきた様子が聞き取れたかと思います。

さて、ではもう一事例を紹介します。

先ほどは中野市の事例でありました。お隣の市、飯山市であっても先ほど小宮さんからもありましたが、子ども課という課ができていまして、教育委員会や福祉関係が机を並べるような体制で支援にかかわっています。市ぐらいの組織を有しておれば、このような連携となるわけですが、町村ぐらいともなると全てがそのようにはいきません。そこで、これから山ノ内町にあります西小学校における事例を取り上げ、先ほどと同様に連携にいたるきっかけや理由、必要感、つまり現場のニーズをお話しいただき、実際の連携として、支援機関がどう応えていったかを探っていきたいと思います。

では、山ノ内西小学校で、渡邊先生同様に特別支援学級も担当されて、併せて、学校の特支援教育コーディネーターでもある依田さつき先生、各支援機関との繋がりをもたれようとしたきっかけはどんなことからですか。

◆学校現場のニーズに関係機関の相談体制はどう応えたか～山ノ内町立西小学校の実際から

依田 まず、西小学校の関係機関との連携体制についてお話します。西小学校の場合は、平成17年度に、4名の児童の入級で知的障害特別支援学級が新設されました。知的にも、境界線・軽度・中度と幅広く、しかも3名の児童はそれぞれADHD・アスペルガー・広汎性発達障害を合わせ持つ児童でした。本来ならば情緒障害学級対象である児童も含まれていました。前年度までは、町の対応で2名の支援員が各学年に加配されていたのですが、学級ができたということでこの多様な児童たちを1名の担任で指導していかななくてはならず、授業をどの様に進めたらよいか、一人ひとりの児童にどう寄り添ったらいいのか、という不安感からの出発でした。

ちょうどその年は、飯山養護学校のセンター化の2年目に当たり、前任校において教育相談でお世話になっていた山田富佐子先生に相談を依頼しました。そうしたところ、保育園からのつながりがあるということで、支援センターの前療育コーディネーターの湯本さんと家庭相談員の北岡さんも山田先生と一緒に本校に来校していただき、その3名に関わってもらいながら教育相談を進めることになりました。

初年度は、この3名の方に児童の発達検査や授業参観をしていただき、そして支援方法を示唆していただいたり、保護者の教育相談もおこないました。また、家庭的な問題を抱える児童の家族支援もしていただきました。低学年の通常学級の中には、落ち着きがない児童が多かったので、この3名の専門家チームが来校する日には、特別支援学級ばかりでなく低学年中心に通常学級の参観もしていただき、担任の先生の教育相談にのっていただくようにしました。17年度はチームで来校していただいたのが2回、山田先生の心理検査・教育相談は4回と、継続的に教育相談を進めていただきました。それは、その時その時に困っていることへの対応策・支援のヒントを教えていただいたということで、児童の発達の経過を追って観察していくのに大変有効でした。

18年度には、専門家チームによる教育相談の良さが理解され、校内の教育相談の依頼がグーンと増えました。その結果、早い対応の方法として、心理検査を私が行い、アセスメントを岸田先生にお願いし、その結果を私から担任・保護者にお伝えし、必要に応じて医療機関を受診していただくなどしました。この時、養護学校の担当が山田先生から岸田先生に替わりましたが、西小の実態を詳しく引き継いでいただいてあり、前年同様に対応していただき有り難かったです。また、保護者が直接北岡さんの所へ家庭相談をしたという情報もすぐに連絡いただき、学校としても素早い対応ができました。このような専門家によるアセスメントや関わり、学校との連携により、校内の教育相談体制も整えることができました。

次に、各ケースの経過を追いながらH18～19年度の連携体制についてお話します。

H18年に入って早々に、H19年度の来入児さんの中に特別支援学級を利用したほうが良さそうなCさんがいるという情報が保育園からありました。広汎性発達障害の疑いがあること、聴覚などに過敏なところが見られる子どもさんだということで、町の保健師さんと情報交換をし、北岡さんを窓口として就学相談を進めながら受け入れ態勢を整えていくことにしました。

H19～20年度の取り組みです。Cさんが入学したので、その学校生活への適応支援を進めつつ、一方で先ほどお話ししました4名の児童が高学年になりましたので、それぞ

れの教育課題を明確にしたり、保護者の希望や不安に対する対応も個別化していく必要性が出てきました。このとき、個別の教育相談会を開いてはどうかという本校の教頭からのアドバイスがあり、実践することとしました。本来なら一人ひとりの児童について3名の専門家チームに参加していただくのがよいと思いましたが、そうすると5名いましたので5回も会合を持たなければならないのは大変だということで、各児童それぞれの障害特性と将来の進路を見通した上で、家庭的支援が中心的に必要なと思われる保護者は北岡さん、自閉症・アスペルガー症候群の児童の保護者は小宮さん、早期に養護学校を利用しそうな児童の保護者は岸田先生、保護者の期待・ニーズが大きい場合は小宮さん・岸田先生というように分けさせていただき、強力に支援を担当していただきました。このようにして、専門家チームの中で分担していただきながら、具体的にはそれぞれで授業参観と個別教育相談を半日使って進めていきました。

伊藤 ここにいるメンバーの前職の方々とのつながり、それが本校の教育相談センターのセンター的機能からということだと聞いて、飯山養護学校連携協議会と名を変えたのがH17年からの5年目を迎えようとしています、まさしく地域への支援体制が機能した例かもしれません。この養護学校のセンター的機能に関しては後ほど岸田先生に時間を割いていただこうと思います。

さて次に、現在は北信圏域障害者総合相談支援センターの家庭児童相談員という立場でいらっしゃいますが、昨年度までは、飯山市、中野市以外の町村の相談を一手に引き受けてこられ、北信福祉事務所で家庭相談員をされていた北岡和子さんに、この西小学校で浮かび上がったニーズに対してどう応えられてきたのか、その就学相談体制と機能について触れていただきながら、その実際についてお話していただきます。

北岡 町村における就学相談の流れについてお話していきたいと思います(資料5参照)。私自身の感想としては、町村窓口を担当の方と母子担当の保健師さんをつけてもらうことでやりやすくなったと感じています。私の業務としては、早期発見になる0~18才へのあらゆるニーズに応えてきました。

西小のニーズにどう応えたかということについては、母子担当の保健師さんをつけてもらうことで非常にやりやすかったです。各町村には教育相談がないため、保健師さんと教育委員会に入ってもらっておこなっています。

体制の流れとしては、保健師さんのほうから、気になる子どものリストアップをしてもらい、今後の見通しをケース進行会議で決めています。小学校のコーディネーターも参加し、一緒に話し合いながら方向付けをおこなっています。そして必要に応じて関係機関に紹介したり、療育グループに連絡したりして、情報を共有し、方向性を考えています。

西小の事例から説明すると、C君は2才児健診で支援の必要性について発見されています。言葉の遅れ、目の動き、大勢の前では入っていけない、家庭では祖父の見ているテレビの大きい音に反応し、すぐにスイッチを切るので祖父とC君の二人の間にけんかが絶えませんでした。母は祖父から「おまえの育て方が悪い」と言われ、母のせつない思いが伝わってきました(家庭内でもめました)。その後、私たち関係機関につながり、専門機関を紹介したり、保育園訪問をして担任の先生と話したり、保育園での対応の良さを母と共

有したりしました。そういう話し合いの中で、保育園では加配保育士をつけてもらったり、保健所の療育教室（のびのび教室）に通うようになりました。

そういうなかでつながりながら、就学相談をおこなうようになりました。就学相談では必ず両親そろって相談にてもらいました。その中で就学を希望する学校の見学・体験をさせてもらいました。養護学校の見学もしました。また一方では、就学相談委員会の中で親の思い・子どもの気持ちを伝えました。そして教育委員会事務局にも報告したり、家庭内の意見を一致させるため、祖父母にも意見を聞いたりしました。そういう調整をしながら家の人にも就学先について承諾をしてもらいました。そして、就学先が決まったころ、就学先の専門の担当による支援会議（15名）を行いました。この会議では、各出席者からそれぞれが関わってきた部分について報告してもらいました。この時総勢15名でしたが、全員が保護者の応援団であることを伝え、今までの関わりをそれぞれの立場から伝えました。12月には、親御さんの承諾を得て、検査の結果を参考に見させてもらいました。そして、学校訪問、学校体験、保育園での様子参観などを経て、支援センターの小宮さんから協力してもらいながら入学式のリハーサル（関わる環境・人・物・スケジュール）を行いました。そして入学後の学校生活に向けて、小学校に支援員の加配を置く準備をしました。入学した後の5月には、再度本人の様子を確認するために学校訪問しました。2才上の姉が寂しい思いをして不登校になったという相談があったときにも対応し、この姉も学校で教室にいられるようになりました。C君のお母さんには親の会を紹介し参加していただきました。

私が思う就学相談体制の機能としては、西小へのチーム支援の体制により、心が通う相談支援ができたと思っています。相談を受ける人は親御さんの気持ちや立場に寄り添って相談に乗り、家庭全体を支援するのだと思います。父親の就労相談、障害年金、生活保護相談や警察との連携なども含まれてくると思います。

伊藤 では、飯山養護学校の教育相談センターとしての機能、そして、どのように西小のニーズに応じてきたのかを岸田さんのほうから報告をお願いします。

岸田 飯山養護学校での教育相談センターとして、地域の相談に対してどのように対応してきたかについてお話していきたいと思います（資料6参照）。私は教育相談センターのスタッフとして、お子さんが学校に入学する前にも支援をおこなっています。就学前の段階で、支援会議に同席したり、発達の検査をするなど、関係機関と日程調整をしながらチームを組んで取り組んできました。また授業参観や職員研修などもおこなってきました。関係機関と連携して支援するという点については、いろいろな人の目で見ることが大事だと思っています。

伊藤 家庭支援や個別の教育相談、そして、進路先の意味合いも含めた教育相談センター等を上手に活用された西小 依田先生の実践例であったと思いますが、関係機関と連携して相談を進めてきたその後の様子や変容等についてお話しください。

◆関係機関と連携した後の学校現場の変容

依田 17～18年度の2年間で、専門家チームの通常学級児への直接的関わりは2例でしたが、校内では10例の相談があり7例が医療機関を受診、その結果アスペルガー2名、ADHD3名、LD2名が診断されました。診断された児童の多くは、通常学級の中で配慮されながら学習に取り組んでいます。また、保護者の心理的ケアと中学校への引き継ぎの面では、スクールカウンセラーの教育相談につなげるなどの対応をとっています。

成果としましては、一人ひとりの保護者の困り感、支援方法や将来への希望、学級懇談では話しにくい要望などを聞き取ることができ、専門家の具体的なアドバイスを受けることができました。また、事前に授業を見ていただいているので、担任の説明不足の点についても保護者に伝えていただきフォローしていただきました。専門家チームに特別支援学級の危機を救っていただいた、という思いがしました。

この後、個別の教育相談会で話し合われた内容をもとに、個別の教育支援計画を作成し始めました。

また、個別支援手帳を利用することで将来につなげていきたいという保護者の希望があり、小宮さんの指導を受けながら支援手帳記入のための相談会を開いています。

通常学級にいる発達障害傾向児の環境を整えたいという願いのもと、校長・教頭先生に同席していただき、保護者を交えての個別支援会議を4人について何回か開いています。

また、中学校の特別支援学級への進学を前にして、体験学習を重ねたり、移行支援会議を開いていただくなど、特別支援教育コーディネーターを窓口として、小学校から中学校への連携もとっています。

今日のシンポジウムで発表させていただくにあたり、4年間を振り返って見たわけですが、専門家チームには直接的な支援をしていただいたばかりでなく、そのノウハウを伝えていただくことで、特別支援教育コーディネーターとして、西小学校内の教育相談体制や、支援体制の構築ができたのではないかと思います。

伊藤 このように現場のニーズに応えるため、学校をはじめ様々な関係機関が連携し、そのときそのときのニーズに合わせて連携の形を変えながら対応してきたのだと思います。

では、各メンバーのこれまで連携してきた実感をふまえて、それぞれに連携についての思いと要望などをお話ししていただきたいと思います。

ではまず、加瀬先生はこれまでの報告を聞いてどんな感想を持たれていますか？

◆連携についての思い、要望、今後の方向性について

加瀬 今回の報告を聞いて、平成16年度頃からのコーディネーターの着実な積み上げを感じました。例えば1月末から2月4日まで毎日新聞に連載された「先生」シリーズの中で、先生が相談できる相手は家族が84パーセント、同僚は14パーセントという結果であったと記されています。先生方は職場で苦しさを分かち合いにくいといいますが、先生が助けてと言うには本当に勇気が必要なことなのだな、感じます。プライドが高く相談できない、一人でやっていくのがいい、困った時に言える相手がない・・・様々な要因があるかと思いますが、そういったことに対して、今回の実践報告のように関係機関がつながることに確かな手ごたえを感じます。

ただし、これからの北信圏域を展望すると、圏域内の小中高50校が関係機関につながった場合、その相談件数に応えられるのか、質の担保や人材育成・引き継ぎをどうするのか、現在の仕組みでこなせるのか等々、量と質双方の問題に対する準備が問われるのではないかと思います。今後はコンビを組んで引き継ぐといったことをしていく必要があると思います。

また、小学校高学年から思春期の問題、義務教育でない高校でのWEコラボの手ごたえを知りたいとも思います。義務教育ではない問題も受け止めやっていくこと。福岡さんのレジメのなかに「思い続けること」というのがありました。思い続けることが大事、その投げかけをしていきたいとも思います。

伊藤 学校の先生方から、連携についての思いや要望について、渡邊先生、依田先生の順でお願いします。

渡邊 連携のよさを感じるのは、さまざまな分野の専門的な目で支援について意見をもらえること、支援の方向を探ることがありがたいと感じます。時間がない中で1か所に電話をすると、そこから必要な関係機関に電話をしてくれ支援会議を開くことができる、このことがすごいと感じています。

要望としては、センター校である養護学校のコーディネーターの人的増員をぜひしてほしいと思います。相談をしても実際には予定が合わなくてどうしても先延ばしになってしまいます。また検査後の解釈・支援の方向などについて専門的に知りたいとも思います。研修も積みながら自分で出来るようになることも必要な課題だと思います。特別支援学級の先生が保護者と話していると即入級を想定されて嫌がられるので、専門家に入ってもらえるとそうはならないのではないかと考えています。

依田 連携の良かった点としては、学校の教育活動だけでは支えきれないところを支えてもらっているのが、学校の教育効果を上げてもらっていると思います。

また山ノ内町としての悩みは、支援センターまで距離が遠いので利用を控えざるをえないことです。支援センターもサテライト化してほしいと思います。将来頼れるところを増やしてほしいです。余暇でも太鼓やスキーなど スペシャルオリンピックでスキーの練習をするなど支援センターに音頭をとってもらいたいと思います。また、専門家チームの利用を校長会等で先生方に宣伝してほしいと思います。

伊藤 では、小田切先生、北岡さんからも連携に対する思いや要望などをお話してください。

小田切 私は教育委員会に来た時は一人ぼっちでした。一人でやるのは困ることもありますが、関係機関と知り合えていろいろと相談してもらえるようになって本当に良かったと感じます。連携として養護学校や福祉の分野などでチームを組むことで分担できたり、専門性が生かせたり、また情報の共有化ができます。またニーズに応じたサービスが効果的にできます。連携することで発達障害に関する理解が深まり広がりが出て支援の連続性が出てきます。各校では、校内就学指導委員会において何回も支援会議が開かれ意識が高まり、

保護者の理解の広がりを感じられます。保護者の立場から考えると、チームを組むことによって、情報の共有化が図れて、スムーズに事が運ぶと考えられます。課題は計画的に打ち合わせをして進めていくことです。そのための配慮点は、連携をとっていくためには定期的な打ち合わせが必要ですが、日程調整をするのが難しいです。個人情報も慎重にしなければなりません。教育相談はこちらの都合でありあまり急ぎすぎて進めるのもよくありませんし、保護者と同じ速さで理解をしていきたいと思います。

北岡 連携の良かった点は、保健師さんがチームに入ってもらえたこと、また窓口にもなってもらったことで、早期発見・早期対応、虐待の予防につながります。また連携をする上では、フットワークやネットワークが必要だと思います。今後も連携の中でやっていきたいと思います。

伊藤 では、小宮さん、岸田さんのほうからもお願いします。

小宮 連携の良さは、医療保健と定期的に連絡が取れ、教育と連携できる点だと感じます。今後の課題は、どう保護者に将来への見通しを持ってもらえるかです。

岸田 連携においては、役割分担して、その時々々のタイミングにあわせた支援ができる人を巻き込むことが大事。その時その時にかかわっていかれる人がいることが心強いと感じます。学校現場の職員がチームの一人として入ってきていることはとても重要です。

課題としては、教育相談センターに対する相談ニーズの多さから早期相談ができないことです。なかなか迅速にニーズに対応ができなくてセンター化が難しい現状です。それを打破するためにも今度はコーディネーターのサテライト構想を図っていきたくて考えています。そのためににも、できる限り専門性を高める研修会や授業公開ができるといいと思っています。

伊藤 地域の連携が深まり、各機関が繋がれば繋がるほどに、やはり、各関係機関の有り様が大切になってくると思います。学校では、今日のお二人のコーディネーターのように特別支援学級担任と特別支援教育コーディネーターを兼任されている例はこの北信圏域でも多い現状です。できれば、学級運営や子ども、保護者へと対応に専念していただき、それを総括的に、第三者的に見て支援をコーディネートできる立場の方がコーディネーターになられるとスムーズな支援が進んでくると思います。

こうした連携を生かすも殺すも、各学校のコーディネーターであることが指摘されていると思います。現場の窓口の間口が広く取られ、より現場で効果的な支援になるようこれらの支援関係機関を活用していくことが必要ではないでしょうか。そのために、コーディネーターの位置づけを大切にいただければと思います。

では、ここで、今後の方向について小田切先生、北岡さんにご意見を伺いましょう。

小田切 就学指導は教育相談の充実が必要であり、そのためには連携が大事です。つまり人と人とのつながりが大事だということです。そのためにはコーディネーターの充実が求

められます。みんなの力をかりて、今後も連携をしていきたいと思います。教育相談充実のためには人手を充実させることが大切であります。相談にかかわってきたお子さんの味方ですとありたいと思います。

北岡 相談の専門職がセンターにはいます。私たちは相談を受けたら、それぞれの問題によっていろいろな人と手をつないでいかないとはいけません。私は、それぞれの家庭の生き方があり、その不都合なところのお手伝いができたらいいと思います。そう考えていますが、そこで足りないのが教育だと思います。もっと学校と連携できたらいい、その中でいかに生きていくか、その不都合なところのお手伝いをしていかれたらいいのかなと思っています。今連携の中で弱いのが教育です。そこで連携を組んでいきたいです。そのうえでは学校の先生方との連絡調整が大変ですが、学校側に教育相談に関する専任の先生がいていただけたらと思います。

ちょっと手を貸してあげれば生活できるということも多いので、そのような場所を今後ぜひ考えていきたいです。学校に行けない子の居場所作りができるといいなあと感じています。

加瀬 特別支援教育コーディネーター調査を通して明らかになった多くの先生方の希望や問題意識、課題に丁寧に応え、共有していくことが大切だと思います。いきなりサテライト・センターはできないけれど、ちいさな学習会はできる。そのように丁寧に応えてほしいと思います。

伊藤 まず、教育と福祉が互いをもっと知る必要があります。そこで、飯山養護学校特別支援教育連携協議会と自立支援協議会の連携を深めると共に、この特別支援教育連携協議会に参加していない学校の特別支援教育が必要なお子さんのことが気になってしまいます。

もれなく、とってはなんですが、この連携協議会にすべての幼保小中高が参加いただけるようにして、自立支援協議会とのパイプを太くしていきたいと考えています。そのことが教育と福祉をつなぐ実際的な連携の場作りに繋がっていくのではないのでしょうか。そうすれば、特別支援の必要な子ども達に豊かな支援の手をつないでいくことができるものだと考えています。

ありがとうございました。以上で第2部を終わりにします。

5. 「北信圏域 特別支援教育コーディネーター調査」結果

(1) 調査の概要

1) 調査目的

本調査は、特別支援教育コーディネーターの関係機関との連携・協働についての意識と、教育と福祉の連携実践である「特別支援教育連携協議会と自立支援協議会療育支援部会の合同開催」に対する感想を把握し、今後の連携推進の方向性を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

2) 調査対象・回収状況

北信圏域に所在する学校の特別支援教育コーディネーターを対象に調査を実施した。学校種別の配布数・回収数・回収率は以下のとおりである。

	配布数	回収数	回収率
小学校	30件	28件	93%
中学校	11件	10件	90%
高校	9件	7件	70%
合計	50件	45件	90%

3) 調査時期

平成20年12月

4) 調査方法

郵送配布・郵送回収

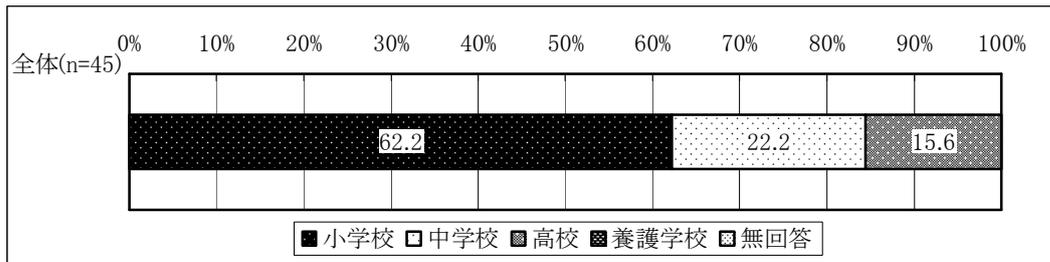
(2)集計結果

1)基本情報

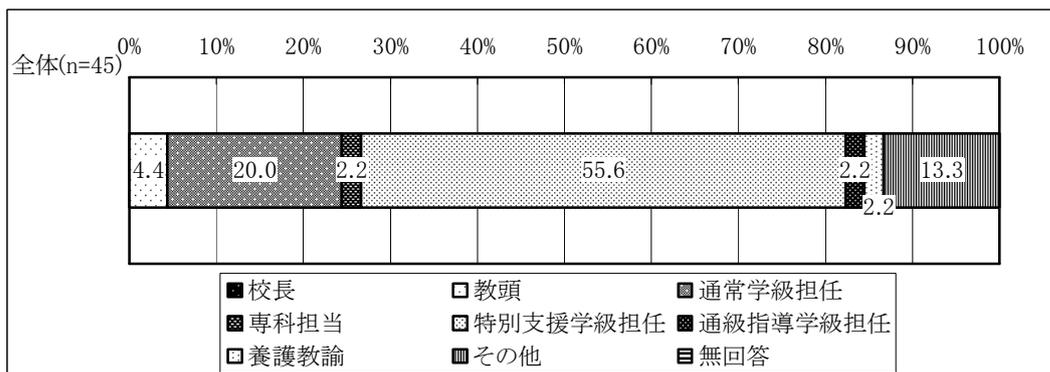
学校種別は、小学校 28 件、中学校 10 件、高校 7 件であった。

回答した特別支援教育コーディネーターの役職は、特別支援学級担任が 55.6%で最も多く、通常学級担任 20%が続いていた。

図表 1 学校種別



図表 2 記入者の役職

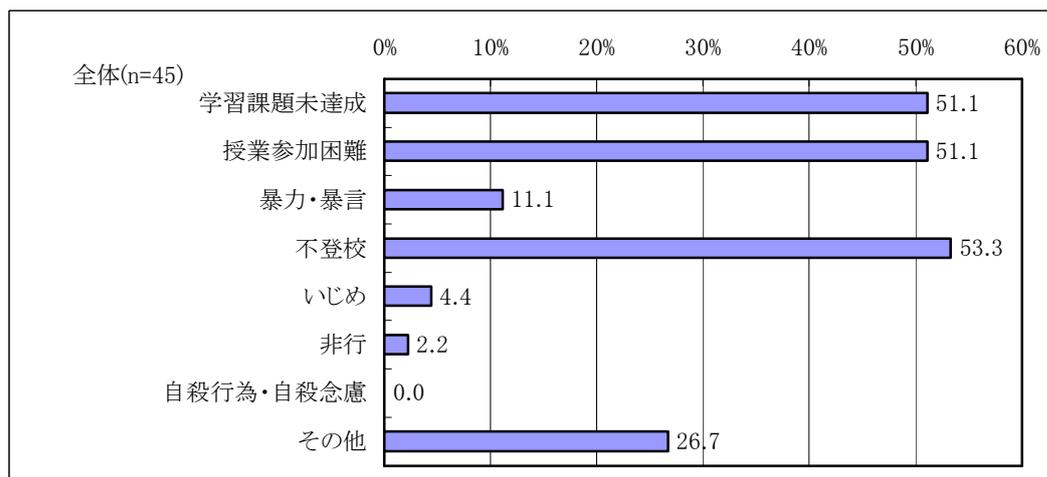


2)学校からみた福祉・医療・労働・行政等の関係機関¹⁾との連携・協働について

①関係機関との連携のきっかけ

特別支援教育コーディネーターとして活動する中で特別な対応を必要とする児童生徒について関係機関と連携をするきっかけは、「不登校」53.3%、「学習課題未達成」「授業参加困難」51.1%が多かった。

図表3 関係機関との連携のきっかけ



②関係機関との連携の必要性和現状

関係機関との連携の必要性について、「とても必要」「どちらかといえば必要」をあわせた割合でみると、教育分野、医療分野がそれぞれ93.3%、行政分野が82.3%、福祉分野が77.8%と連携の必要性が高かった。

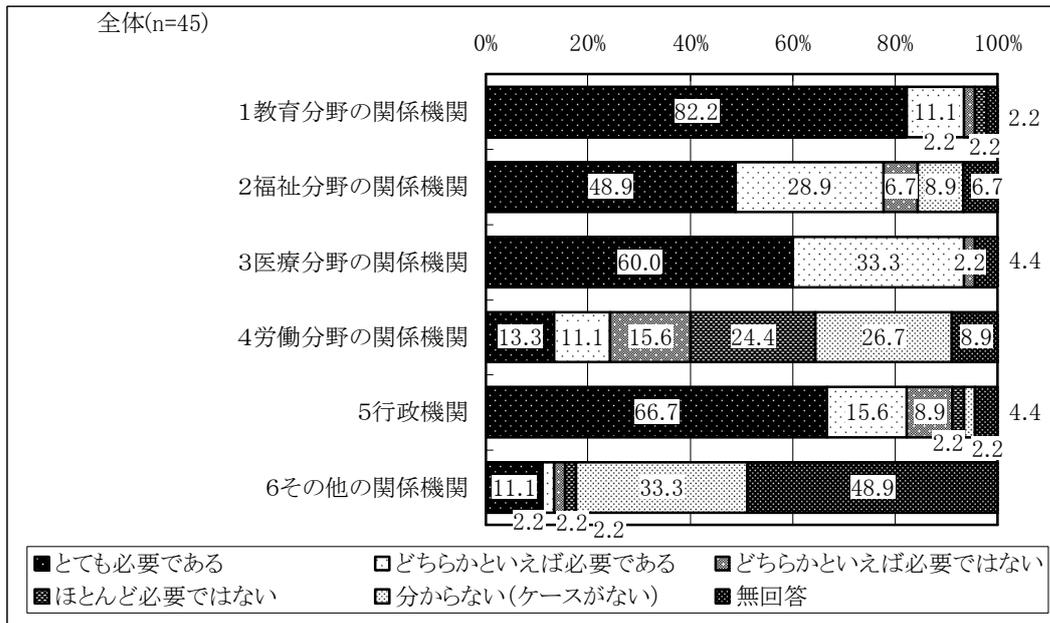
一方、現在の実際の連携状況について「十分連携できている」「どちらかといえば連携できている」をあわせた割合でみると、教育分野は82.2%でかなり連携が進んでいるが、行政分野は60%、医療分野は48.9%、福祉分野は40%となっていた。このことから、医療分野、福祉分野を中心に必要性は感じながらも連携が進んでいない状況がうかがえる。この点については次の「③連携の必要性和現状の違いについて」のなかで詳述する。

また、労働関係については、今回回答が多かった小学校等では大きな課題とならない分野であるが、中学、高校と進むにつれ連携の必要性が出てくると思われるが、現状では、連携できているとした割合は0%であった。

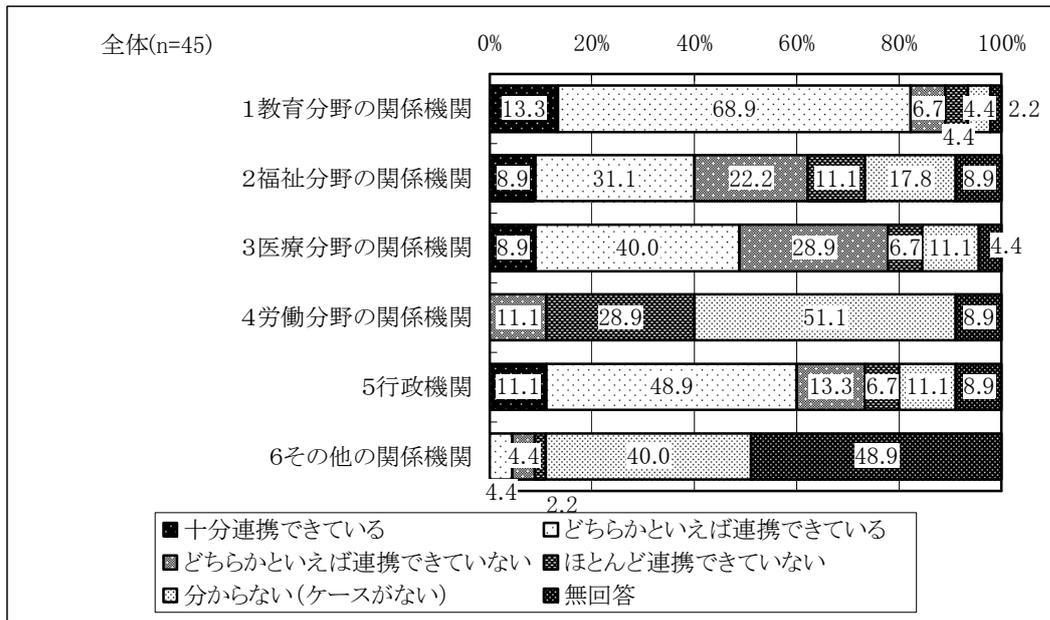
¹⁾ ここでいう関係機関とは、以下のものをさす。

- ・教育分野の関係機関：自校以外の幼・保・小・中・高・養護学校、教育センター 等
- ・福祉分野の関係機関：福祉施設、サービス提供事業所、相談支援事業所 等
- ・医療分野の関係機関：病院 等
- ・労働分野の関係機関：ハローワーク、一般企業 等
- ・行政機関：市町村役場の子ども課・福祉課・教育委員会、児童相談所 等

図表4 関係機関との連携の必要性



図表5 関係機関との連携の現状



③連携の必要性和現状の違いについて

③-1 福祉分野の関係機関との連携について

福祉分野の関係機関との連携の必要性は77.8%であるのに対して、連携ができているとの回答は40%であった。福祉分野との連携について必要性は感じながらも連携ができていない状況が明らかになった。連携ができていない理由・課題を自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

図表6 福祉分野の関係機関と連携できていない理由・課題

- ・必要なケースがない（6件）対象となるケースの掘り起こしが進んでいない。
- ・情報がない（2件）
- ・機会が少ない（2件）年に数回しか来ない。
- ・どのように連携すればいいのかわからない（2件）
- ・時間の割に中身がない（2件）支援会議はしているがいまいち深まらない。
- ・件数が多くてこなせない（2件）全ての対象児童に対してできるといいが難しい。
- ・連携して何ができるのかわからないので連携ができない。
- ・支援の方向、保護者への説明等。

また、連携ができているところの理由・工夫点について自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

図表7 福祉分野の関係機関と連携できている理由・工夫点

- ・来校してもらいアドバイスを受けた（2件）不登校児童の家庭の支援について、貴重なご示唆を頂いている状況で、現在改善しつつある。
- ・ケース会議が持てた。
- ・支援センターでお世話になっている。
- ・保育園から入学してくる子への支援がスムーズになってきている。
- ・相手の関係機関の担当者を知っていることで連携が取りやすい。
- ・今のところ連携の必要な子がいなくてあまり連絡を取っていないが、必要に応じて声をかけてもらっている。
- ・家庭への支援が主。

③-2 医療分野の関係機関との連携について

医療分野の関係機関との連携の必要性は93.3%であるのに対して、連携ができているとの回答は48.9%であった。医療分野との連携について必要性は感じながらも連携ができていない状況が明らかとなった。連携ができていない理由・課題を自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

図表8 医療分野の関係機関と連携ができていない理由・課題

- ・必要なケースがない（5件）学校と直接連絡を取り合う必要はない。
- ・情報交換する機会が少ない（5件）その後のフィードバックがない。医師との連絡が取れない。医療分野は忙しすぎて参加できないのではないか。支援会議等への参加要請は難しい。
- ・保護者を介しての情報しか入ってこない（2件）。守秘義務があるとの事で、保護者同伴でないと話をさせて頂けない。
- ・保護者の理解が得られない。
- ・大変なケースなのに医師に「問題ない」と言われてしまう。
- ・リハビリの見学、お話を聞く機会等、こちらがお願いすれば教えて頂けるが、もらった情報をうまく支援につなげられない。

また、連携ができているところの理由・工夫点について自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

図表9 医療分野の関係機関と連携できている理由・工夫点

- ・積極的に医師と連絡をとるようにしている（5件）主治医と連絡を取っている。学校での様子を医師に知らせ、相談している。必要に応じて特別支援学級担任が主治医と話している。医師からアドバイスを頂いている。できるだけ専門の判断を仰ぐ。
- ・受診に同行している（2件）保護者と一緒に話を聞くようお願いしている。必要に応じて担任や特支担任が同伴し、児童理解に努めている
- ・保護者を通して情報交換している（2件）直接というよりは保護者を通して医師の意見を聞くことが多い。学校での様子を保護者から伝えてもらっている。
- ・医療機関に定期的にかかっている（2件）
- ・相手の機関の担当者を知っているので、関係が取りやすい。
- ・教育相談から見えてきた事から、受診につながり、指導や支援の方向が分かる。
- ・疑わしい生徒に診断を勧めた。

3) 特別支援教育連携協議会と自立支援協議会療育支援部会の合同開催の成果と課題について

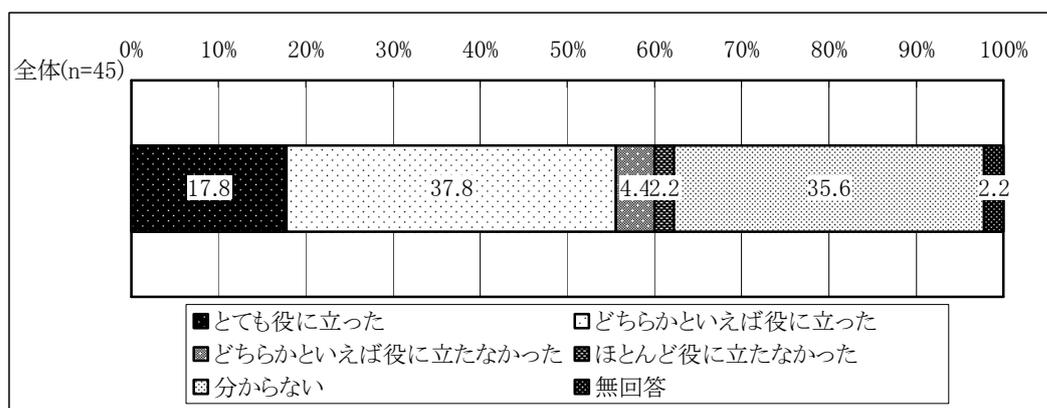
① 合同開催に対する評価

北信圏域では、新しい取り組みとして、特別支援教育連携協議会と地域自立支援協議会を同時に開催してきた（平成 20 年 5 月、10 月）。

この取り組みが障害（またはその疑い）により特別な対応を必要とする児童にかかわる関係機関との連携をすすめるために役に立ったか、評価を聞いたところ、「とても役に立った」「どちらかといえば役に立った」をあわせた肯定的な評価が 55.6%であった。一方、「どちらかといえば役に立たなかった」「ほとんど役に立たなかった」をあわせた否定的な評価は 6.6%であった。

全体として、特別支援教育連携協議会と地域自立支援協議会の同時開催については好意的に受け止められていることがうかがえる。

図表 1 0 特別支援教育連携協議会と地域自立支援協議会の同時開催の評価



② 合同開催の効果

合同開催がどのような理由で役に立ったと感じるか自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

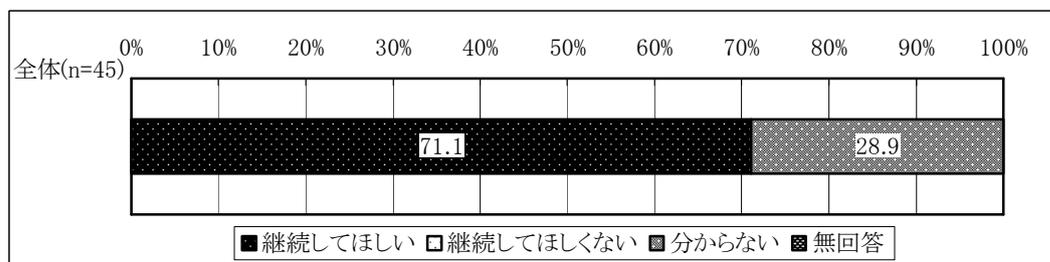
図表 1 1 合同開催が役に立ったと感じる理由

- ・ 関係機関の職員と顔見知りになることができた（9 件）：その後スムーズに連携できるようになった。
- ・ 連携の仕組みが分かり、ネットワークが広がった（8 件）：どのようなときどのような機関と連携すればよいか分かった。
- ・ 個別ケースについて相談することができた（3 件）
- ・ 高校の特別支援教育の情報が得られた（6 件）
- ・ 特別支援教育に関する色々な情報が入手できた（6 件）：コーディネーターは初めての経験なので参考になった。圏域内の色々な情報を得られた。

③今後の希望

来年度以降、2つの会議の同時開催を継続することについての意向を聞いたところ、「継続してほしい」が71.1%であり、「継続してほしくない」は0%であった。

図表 12 来年度以降の特別支援教育連携協議会と地域自立支援協議会の同時開催について



また、今後、同時開催を進める中で取り上げてほしい内容を自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

図表 13 今後、会議の同時開催を進める中で取り上げてほしい内容

- ・勉強会・情報交換会の開催（9件）：特別支援教育の実態（教育分野だけの連携での限界）を地域の関係者に共有してほしい。現在事例を抱えていなくても、今後に向けて定期的に情報交換をしたい。保護者に対しても情報発信できる勉強会があるとよい。
- ・関係機関の相互訪問（6件）：顔の見える連携を作りたい。機関の共通理解を深め、支援の方向性を確立したい。
- ・具体的な支援事例の紹介（4件）：どのような子どもがどのようなサービスを受けており、どのような問題点や成果があるか、事例を通して知りたい。家庭や地域を巻き込んだ事例を通して支援の広がりを知りたい。中学卒業後の進路選択、学校卒業後の生活の場についての事例を知りたい。発達障害等への連携した支援のあり方に関する事例を知りたい。
- ・定期的な情報発信（5件）：地域で何が行われ、課題が何かを知り、緊急性や重要度を検討したい。すべての学校や保護者にも情報が届くようにしてもらいたい。
- ・連携マップの作成（2件）：縦横のつながりに生かしたり、保護者と話す際に活用したい。困ったときにどこに相談すればよいか分かりにくいので、整理したい。
- ・圏域の大きな方向性の検討
- ・近隣市町村の障害福祉行政の内容や特徴
- ・国内外の先進的な取り組みの紹介

4) 関係機関との連携全般における工夫・課題等

障害（またはその疑い）により特別な対応を必要とする児童生徒にかかわる関係機関との連携全般（就学前、卒業後を含む）について、貴校で工夫されていること、課題になっていること、困っていること、要望等を自由記述で聞いたところ、以下のような回答があった。

■乳幼児期から学齢期を通じた一貫した支援の必要性

- ・幼稚園・保育所のうちに支援を始められたら児童の卒後がとても良い。この時期の支援が何とかならないか。
- ・就学前、園にも特支コーディネーターがいて、相談を早めに進めるべき。年長の6月の発達検査が終わった後気になるケースであっても情報が来ず、入学後に大変苦労している例がある。
- ・一人の生徒に対する支援は小学校や中学校で終わるものではないので、高校や社会に出ていく際に連携を図っていくことが重要。支援者が変わっても、継続して支援していけるシステム（情報管理等）が必要である。
- ・就学前については、申し送りの会が持たれており、ありがたい。中学校への申し送りの会を持っていきたい。
- ・就学前に関しては、教委はじめチームでも教育相談をして下さっていて、情報も得やすくなり、前進している。小から中学への橋渡しで、資料等を整えたり、事前に中学校長とも話し合う時間を取ってもらうことにしたが、それが中学の関係職員にキチンと伝わり、支援の助けとなっているかについては不安である。
- ・子ども課との連携。小学校の途中から支援を始めた子は、養護学校や支援センターとつながることはできても、子ども課とはつながりにくい。10～20年ずっとその立場で関われる人は必要。そういう人を置けるのは子ども課の家庭相談員かと思うがいかがか。
- ・高校を卒業した後の進学先での様子や、進学後の様子についての情報交換があまりないので、今後、連携が必要か。
- ・本人や家族が安心して学校生活が送れるように連絡会（保小、小中）が行なわれているが、更に充実を図っていきたいと思う。できれば、その地域で長く携わっている方を含めた会が持たれるとありがたい。

■教員に対する意識啓発

- ・担任が理解し、対応してほしい。
- ・担任をはじめ教員全般に特別支援を必要とする生徒の実態が理解されておらず、そうした教員の攻略から始めないと連携にも至らない。

■支援体制の重層化・人材確保の必要性

- ・家族を含めた支援や継続した支援を学校だけで行なうことに限界を感じる。
- ・教育相談を希望する保護者がいたので、学校長を通して養護学校へ申し入れたが、人数が多すぎて断られた。
- ・連携できる機関が少なく、どうしても養護学校の教育相談に頼ってしまいがちである。

教育相談もいっぱいの状況で、頼むのが申し訳ない気がする。

- ・児相の巡回相談は主に未就学対象だと言われ、申し込もうとしてもやんわり拒否されてしまう。市の教育委員会に巡回相談の派遣をお願いしたい。

■卒業後の進路について

- ・進路についての情報をたくさん教えてほしい。
- ・特別な支援を必要とすると就学指導を受けた生徒について、保護者が通常学級のままの生活を選択し、進路を決定しようとしている。高校でどのように配慮されるのか、卒業後はどうなるのかが、心配である。
- ・卒業できるか否か、卒業後の進路について、障害をオープンにするか否かで困っている。

■個別の障害に関する課題

- ・精神疾患の生徒は、どんな支援や相談機関があるのか知りたい。
- ・LD児童の学習支援をどうするか。
- ・いわゆるグレーゾーン（保護者の理解や医療等とのつながりが進んでいない）の児童に対する支援や今後について心配になる。
- ・発達障害の通級指導教室が地域にできると良い

■ケースの情報共有について

- ・プライベート部分、個人情報に関わることがあるので、保護者の理解が得られない時はどのように共有化していくか。守秘義務があるため、難しいことがある。

■関係機関との連携において工夫している点

- ・スムーズに移行できるよう、市こども課と連携を取りながら進めている。
- ・一人一人の対象児童について、対応できるチームの立ち上げを進めている
- ・特別な対応を必要とする生徒の保護者との対応について、担任と一対一の話だと後日、誤解やトラブルを生じるケースもあり、本校では必要に応じて複数で関わり、チームとして対応するよう努めている。
- ・小学校からの新入生については、できるだけ参観しながら受け入れていきたい。小学校での対象生の支援会議の出席も今年度は行なっていく。
- ・今年、1名のWISCを依頼したところ、すぐに実施してもらえてありがたかった。

■その他

- ・本校は今のところ差し迫った事例がないため連携について理解できていないのが現状。
- ・就学前に行なわれた教育相談等の情報が、もっと詳しく知りたい。
- ・就学指導が7月初旬に締め切られる為、うまく承諾を頂けずに時期を逃がしてしまう。
- ・養護学校ではなく、高校では難しい生徒を受け入れてくれるところが欲しい。
- ・他校との交流をしてから登校した場合、遅刻扱いはしない一方、病院で感覚統合訓練のリハをしてから登校した場合、遅刻扱いをしている学校が多い。

※この用紙は返信用封筒で郵送してください。

平成 20 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業
「地域自立支援協議会等を活用した<障害児個別支援計画>の作成に関する研究」
長野県北信圏域 特別支援教育コーディネーター調査

このアンケートは、特別な対応を必要とする児童生徒にかかわる関係機関との連携・協働についてお聞きするものです。記入は特別支援教育コーディネーターの方をお願いします。

■はじめに基本情報についてうかがいます。(平成 20 年 12 月 15 日現在)

学校種別	1. 小学校 →(ア. 特別支援学級あり イ. 通級指導学級あり ウ. 特別支援・通級指導学級なし) 2. 中学校 →(ア. 特別支援学級あり イ. 通級指導学級あり ウ. 特別支援・通級指導学級なし) 3. 高校 →(ア. 特別支援学級あり イ. 通級指導学級あり ウ. 特別支援・通級指導学級なし) 4. 養護学校		
あなたの役職	1. 校長 2. 教頭 3. 通常学級担任	4. 専科担当 5. 特別支援学級担任 6. 通級指導学級担任	7. 養護教諭 8. その他()

1. 特別支援教育コーディネーターの活動について、特別な対応を必要とする児童生徒にかかわる関係機関との連携状況をうかがいます。ここでいう関係機関とは主に以下のものをさします。

- <教育分野の関係機関>…貴校以外の幼・保・小・中・高・養護学校、教育センター 等
- <福祉分野の関係機関>…福祉施設、サービス提供事業所、相談支援事業所 等
- <医療分野の関係機関>…病院 等
- <労働分野の関係機関>…ハローワーク、一般企業 等
- <行政機関>…市町村役場の子ども課・福祉課・教育委員会、児童相談所 等

(1)特別支援教育コーディネーターとして活動する中で、貴校における特別な対応を必要とする児童生徒について、関係機関と連携をするきっかけはどんな内容でしたか。あてはまるものに○をしてください(複数回答可)。

1.学習課題未達成	4.不登校	7.自殺行為・自殺念慮
2.授業参加困難	5.いじめ	8.その他()
3.暴力・暴言	6.非行	

(2)特別支援教育コーディネーターとして活動する中で、特別な対応を必要とする児童生徒にかかわる関係機関との連携の必要性についてどうお考えですか。また、現在の連携状況はいかがでしょう。

	連携の必要性 (各項目1つに○)					必要性について その項目を選んだ理由 (具体的に記入)	現在の連携状況 (各項目1つに○)					現在の状況について 連携できている場合は できている理由・工夫点、 連携できていない場合は できていない理由・課題 (具体的に記入)
	1 とても必要である	2 どちらかといえば 必要である	3 どちらかといえば 必要ではない	4 ほとんど必要ではない	5 分からない (ケースがない)		1 十分連携できている	2 どちらかといえば 連携できている	3 どちらかといえば 連携できていない	4 ほとんど 連携できていない	5 分からない (ケースがない)	
(記入例)	1	②	3	4	5	…	1	2	③	4	5	…
1 教育分野の関係機関	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
2 福祉分野の関係機関	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
3 医療分野の関係機関	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
4 労働分野の関係機関	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
5 行政機関	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
6 その他の関係機関	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	

2. 今年度、北信圏域では、新しい取り組みとして、特別支援教育連携協議会と地域自立支援協議会を同時に開催しました。(平成 20 年 5 月、10 月)

(1) 今回の 2 つの会議の同時開催は、障害(またはその疑い)により特別な対応を必要とする児童にかかわる関係機関との連携をすすめるために役に立ったでしょうか?

- | | | |
|------------------|---------------------|----------|
| 1. とても役に立った | 3. どちらかといえば役に立たなかった | 5. 分からない |
| 2. どちらかといえば役に立った | 4. ほとんど役に立たなかった | |

→【「1、2役に立った」と答えた方にうかがいます】

①同時開催は、関係機関との連携をすすめるために、どのような理由で役に立ったと感じられますか。できるだけ具体的に記入してください。(例：〇〇の情報が得られた／△△についてのネットワークが広がった／個別のケースで□□と相談しながらすすめられた 等)

→【「3、4役に立たなかった」と答えた方にうかがいます】

②同時開催が関係機関との連携をすすめるために役に立たなかったとお考えの理由をできるだけ具体的に記入してください。

(2)来年度以降、2 つの会議の同時開催を継続することについてどのようにお考えですか。

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| 1. 継続してほしい | 2. 継続してほしくない | 3. 分からない |
|------------|--------------|----------|

(3)来年度以降、関係機関との連携をすすめるために特別支援教育連携協議会と地域自立支援協議会の同時開催を進めるうえで、どのような内容をとりあげてほしいですか?できるだけ具体的に記入してください。(地域単位の勉強会の開催、関係機関の相互訪問、定期的な情報発信等)

3. 障害(またはその疑い)により特別な対応を必要とする児童生徒にかかわる関係機関との連携全般(就学前、卒業後を含む)について、貴校で工夫されていること、課題になっていること、困っていること、要望等があれば、ご自由に記入してください。

■■■ 調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました ■■■

6. まとめと今後の展望

長野県北信圏域では、福祉と教育の協働をめざして、これまでに3回の自立支援協議会療育支援部会と特別支援教育連携協議会の合同開催を行ってきた。とくに第3回目は今回の研究事業の公開研究会を兼ねて「北信発、WE コラボ フォーラム」と題して、福祉・教育をはじめさまざまな分野の関係機関・関係者の方々に多くのご参加をいただいた。これら合同開催のなかで、福祉側・教育側からの実践報告、そして今回フォーラムの第2部実践報告シンポジウムのように共に連携し協働したことについて共に報告してきたことで、参集しその場を共有していただいた関係者の間で「協働 (Collaboration) とは何か」ということについて、今一度その意味について見つめなおすことになったのではないかと思う。

今回、福祉と教育の協働をめざして自立支援協議会療育支援部会と特別支援教育連携協議会の合同開催を重ねてきたことのねらいの一つは、就学前後の移行期にかかわる関係機関の協働した相談支援体制を築くことであり、その第一歩として、就学相談にかかわる相談支援体制において就学前の支援関係機関と学校及び特別支援教育コーディネーターが連携・協働することの実現およびそれに向けた意識促進を目標としていた。

今回行った「特別支援教育コーディネーター調査」によれば、教育・医療・福祉・行政といった関係機関との連携の必要性について、北信圏域内の約8割～9割の特別支援教育コーディネーターが必要であるという意見をもっていることが明らかになった。ここに示されるように、学校現場のコーディネーターの先生方も関係機関との連携が必要と感じており、また一方で今回の合同開催の実現に至る経過のなかで言われてきたように就学前の支援関係機関も学校および特別支援教育コーディネーターと連携し協働したいと強く願っており、両者の思いはほとんど一致しているといえる。

しかし、調査結果のなかにもあるように、福祉分野の関係機関との連携については77.8%のコーディネーターが必要だと考えているのに対し、実際に連携ができていると考えるコーディネーターは40%であった。また医療分野の関係機関に対しても、連携が必要だと考えるコーディネーターが93.3%いることに対して、実際に連携ができていると考えるのは48.9%であった。このように福祉分野・医療分野の関係機関はともに、必要だと感じられながらも実際には連携できていない現状であることが示された。

この差はいったいなぜ生じるのだろうか、という点については、われわれ就学前の関係機関と特別支援教育コーディネーターが互いに連携し協働するという願いを実現させるためには、丁寧に慎重によく考える必要がある。

ここで注目しておくべきこととしては、アンケート調査のなかで連携の現状に続いて尋ねた「連携できている理由・工夫点」あるいは「連携できていない理由・課題」に関する自由記述の回答である。福祉分野についての「連携できていない理由・課題」の回答のなかでは、「必要なケースがない(6件)」「(連携に関する)情報がない(2件)」「機会が少ない(2件)」「どのように連携すればいいのかわからない(連携の方法がわからない)(2件)」「時間の割に中身がない(2件)」「件数が多くてこなせない(2件)」「連携して何ができるのかわからないので連携できない」などが挙げられていた。これらは、例えば「情報がない」「機会が少ない」「連携方法がわからない」というのは、連携に対する情報や頻度・方法などのアクセスに関する問題であるといえる。また「連携して何ができるのかわからない」は情報に関することとも言えるが「時間の割に中身がない」とともに、連携の内容や

7. 長野チーム実践・研究関連資料

(本文中参考資料)

資料1 北信圏域における自立支援協議会・療育支援部会の歩み

資料2 飯山養護学校教育相談センターだより 第3号

資料3 飯山養護学校教育相談センターだより 第5号

資料4 中野市の教育相談システム

資料5 就学相談の流れ

資料6 飯山養護学校教育相談センターについて

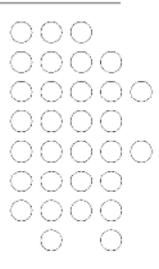
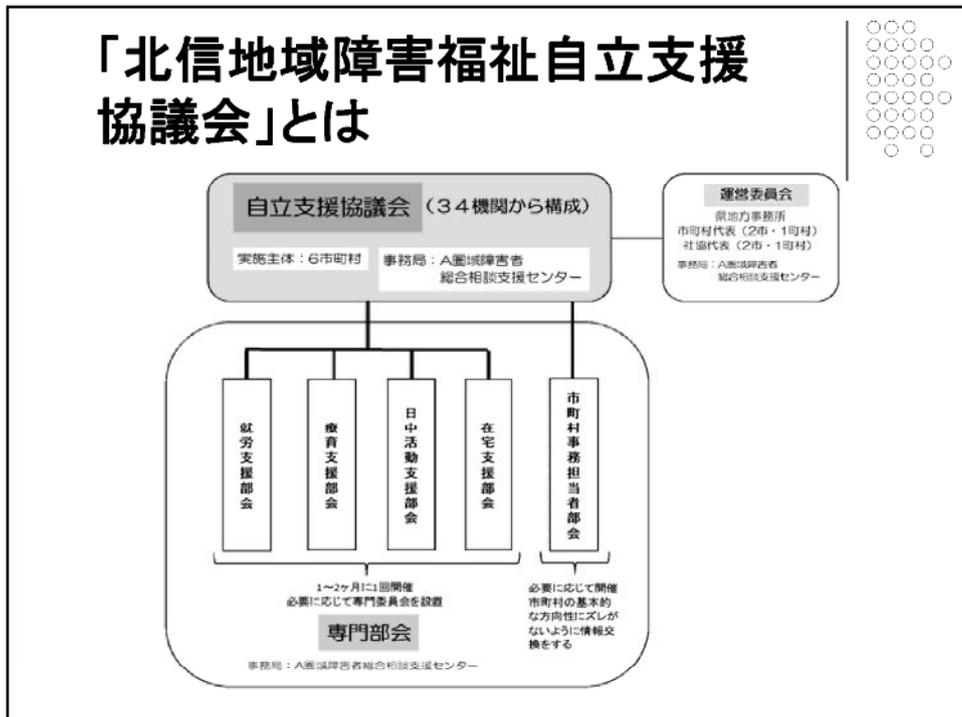
(研究関連資料)

資料7 全体研究協議会 in 鹿児島 配布資料

資料8 全体研究協議会 in 滋賀 配布資料

北信圏域における 自立支援協議会・療育支 援部会の歩み

全体研究協議会
In 鹿児島
2008.10.4

「療育支援部会」では



- 主に就学前における支援にかかわる関係者が集まり、テーマに沿って話し合う。
- 参加メンバー
 - 飯山養護学校(校長、教頭、教育相談専任)
 - 北信福祉事務所(家庭児童相談員)
 - 北信保健所(保健師)
 - 中野市役所(保健師、家庭相談員、市教委)
 - 飯山市役所(保健師、家庭相談員、教育相談員)
 - 山ノ内町役場(保健師)
 - 野沢温泉村役場(保健師)
 - 木島平村役場(保健師)
 - 栄村役場(保健師)
 - 北信圏域障害者生活支援センター(療育コーディネーター、相談支援専門員)

H19年度の開催回数



- ・第1回(H19.3.22)
- ・第2回(H19.5.11)
- ・第3回(H19.7.6)
- ・第4回(H19.9.18)
- ・第5回(H19.11.15)
- ・第6回(H20.2.8)

第1回 療育支援部会(H19.3.22)

- ①自己紹介・簡単な事業の説明・現状の課題報告
- ②地域自立支援協議会説明

第2回 療育支援部会(H19.5.11)

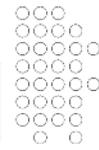
- ①各自の障害児の療育にかかわる事業・取り組みについての現状報告・課題点をあげる。

情報共有と課題整理

共有された課題点

- ①県の家庭相談員制度の廃止
- ②村部独自の療育グループがないこと
- ③教育委員会との連携について
 - 養護学校教育相談センター所有の相談記録の地域機関への引き継ぎ方
 - 対象者の増加と受け皿の不足

第3回 療育支援部会(H19.7.6)



第4回 療育支援部会(H19.9.18)

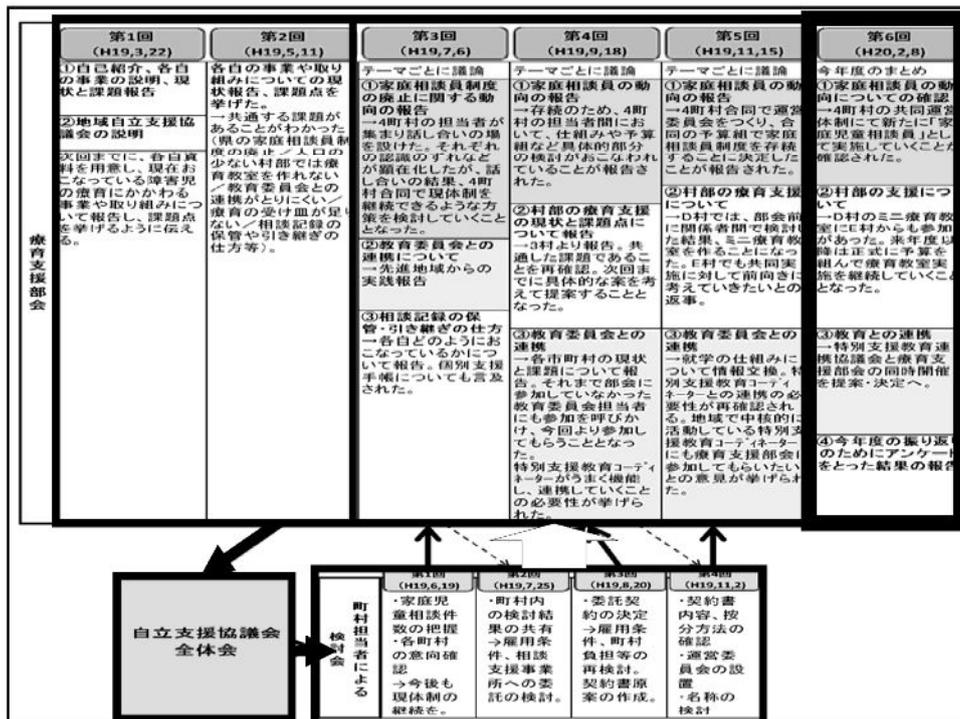
第5回 療育支援部会(H19.11.15)

課題解決に向けたアクション

①県の家庭相談員について



- ・ 第1回・第2回で家庭相談員廃止について
共通認識
- ・ 現在の体制の必要性の共通確認



②村部の療育支援の現状と課題

- ・ 野沢温泉村、栄村
→県保健所療育教室「のびのび教室」が満員で入れない
→ひとつの村だけではケース数が少なくスタッフも少ない
- ・ 木島平村
→機構改革のため、子育て支援の窓口に調整が必要

関係者の協力を得ながら療育の受け皿を作りたい。

②村部の療育支援について



- 野沢温泉村

のびのび教室に入れないうちさんを集めて「ミニ子育て支援広場」を実施

(スタッフ: 村保健師、福祉事務所家庭相談員、支援センター療育コーディネーター)

他村と共同実施できたらいいのでは??

③教育委員会との連携について



- ・ 町村の教育委員会内に教育相談担当者がいない⇒配置の必要性
- ・ 就学先の小学校の特別支援教育コーディネーターによる、就学相談への関わりの必要性

特別支援教育コーディネーターにもっと関わってもらいたい!

③教育委員会との連携について

- ・ 特別支援教育連携協議会の報告
 - 就学前の関係機関との連携について分科会を実施したことの報告。
- ・ 就学指導委員会について
 - 中野市・飯山市の体制について報告比較検討

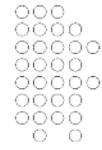
第6回 療育支援部会(H20.2.8)

年間のまとめ

①家庭相談員について

→次年度から4町村の共同運営体制にて新たに「家庭児童相談員」としてスタート。

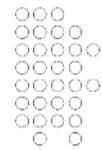
→H20年度から、北信圏域障害者生活支援センター内の「相談支援センターぱれっと」に在駐。



②村部の子育て支援について

→来年度からは「ミニ子育て広場」が予算化
継続実施へ！

→他村との共同実施についても検討していく



③教育との連携について

→特別支援教育連携協議会と療育支援
部会の同時開催を提案・決定へ

特別支援教育連携協議会と 療育支援部会の同時開催(H20.5.27)



- 北信圏域内の殆どの特別支援コーディネーターが参加。
- 関係機関の相談窓口担当者と参加者の顔合わせ(参加者から顔が解るように対面式)
- 北信圏域における就学相談体制の仕組みについて紹介
- 福祉と教育の連携についてパネルディスカッション。(加瀬先生・養護学校教頭・福岡さん)

その後の影響



- 参加した各校の先生方の意識が変化。
- 連携してやっていきたいという学校からの相談の増加。
- 町村における就学相談の体制の変化(連携の広がり)。

次回、滋賀フォーラムにて報告！

教育相談センターだより

長野県飯山養護学校
教育相談センター
H20年6月23日
第3号



去る5月27日～福祉と教育の連携・協働～をサブテーマに飯山養護学校特別支援教育連携協議会が開催されました。療育部会との共催であったこともあり、療育部会のメンバーには80名の参加者の皆さんと対面で座っていただきました。地域の家庭児童相談員や保健師の方々の顔をじっくり見ていただけたことと思います。

また、パネルディスカッションでは、時間が足りなくなるほど福岡寿さんをコーディネーターに2人のパネラーの方（加瀬進東京学芸大准教授、伊藤潤飯山養護学校教頭）や会場の皆さんにも熱く想いを語っていただきました。裏面に話題に上がった中から主なものを載せました。詳細をごらんになりたい方は、本校教育相談センターに記録ビデオがありますので貸し出し致します。



北信地域の就学相談体制について説明がありました

＜飯山市＞

4月～5月にかけて各保育園幼稚園に就学相談の連絡をする。就学に関わる年長の子の相談を受け付ける。迷っている子についても出してもらい、実際に園へ相談員が見に行き、就学相談（就学指導委員会扱い）か教育相談かを判断する。

＜中野市＞

教育委員会及び子ども相談室から就学前教育相談のチラシを全園児（年少から年長）に配布。子どもとの接点のある、療育グループ等や保育園から教育相談を保護者に勧めていただく。教育相談の中から必要に応じて就学指導委員会へつなげる。

＜山ノ内・木島平・野沢温泉・栄村＞

市と異なり教育相談員がいない。健診で保健師よりリストアップしてもらい、一人ひとりについてケースの進行会議をする。それにより、保育園訪問をしたり、就学相談をしたりしていく。保健師、支援センター療育コーディネーター、飯山養護学校教育相談にも入ってもらう。家庭の了解を得ながら就学指導委員会を経て働きかけていく。決定後は就学先へ申し送りの会をしている。

人権教育研修会のご案内

7月8日（火）15時45分～
木島地区活性化センター
『障害者の人権』大池幸一郎さん
※自閉症支援施設「アイアイ」の設立者、障害のある方の劇団主宰
主催：飯山養護学校道徳人権教育係

進路指導研修会

8月19日午前に近隣の福祉施設（ほくずい・森と木・あおぞら等）を見学します。詳細は本校進路指導主事石田までお問い合わせください。

飯山養護学校参観週間 7月7日（月）～11日（金）
この機会に小中高の子どもたちの活動の様子や寄宿舎の様子等参観はいかがですか？お出かけください。

体験学習の受付

過日お知らせの通り、小学部では7月1日～4日、中学部では6月24日～27日に本校入学を考えているお子さんの体験学習を実施します。この機会を逃してしまわれた方は随時申し込みを受け付けていますので本校教育相談係石澤までご連絡ください。高等部は、7月29日（火）です。 〆切：6月27日

検査法研修会

夏休み恒例のWISC-III検査法研修会が8月5日・6日（2日間）の予定で開催されます。詳細は後日お知らせします。



WE Collaboration(地域福祉と教育のコラボレーション)～お見合いから恋愛へ発展!

- ・ バウムクーヘンのようにチームがどんどん焼けるような取り組みを。
- ・ センター機能として大動脈はできてきた。ここから枝分かれしていく毛細血管(各校のコーディネーター)がいる。センターの先のサテライトセンター的なものを作っていく。



就学相談はプロセスが大切!ワインのようにじっくり熟成

- ・ 0歳からの取り組みをどのようにつなげていくか。発酵するプロセス。
- ・ 「繰り返し説明しなくてもよい仕組み」「カルテがいろいろのところを回せる仕組み」
- ・ 「あれ?」と思ったときにはほうっておかない。みんなが関わり支援してくれるつながり。
- ・ 普通の親でいられるように周りが支えていける環境を作っていく。
- ・ 胸に落ちずに養護学校に来る場合は多いが、地域の相談員の力により理解を進めた上で養護学校に来ている。どうして、養護学校がよいのか、どうしてこの教育でいいのか等保護者にしっかり説明できるようにしたい。評価と個別の指導計画を保護者にどれだけ説明できるか。
- ・ 無定形な相談支援は意味がない。



スウェーデンの取り組みより

- ・ ホストセンター機能と早期総合支援。
- ・ 児童青年ハビリテーション部門が病院の中にあり、生まれたときから見ていくチームがハビリテーションプログラムを作り支援会議を継続して行っている。(生涯地域ケアシステム) ソーシャルワーカーが重要。
- ・ 病院の中に障害種別に7チーム(知的・発達・ダウン症等)ある。チームのメンバーは(医師、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカー、療育コーディネーター、特別支援コーディネーター、余暇コンサルタント、心理士、栄養士) チームは保健医療法で位置づけられ、絶対に見落とさない体制。
- ・ 知的障害の単独の学校はなく普通校と併設されている。肢体不自由があっても知的障害がなければ普通校、知的障害があれば、知的障害特別学校。
- ・ 就学前の年長児はお試して1年間学校に通い、相互に訪問しながら普通学校か特別学校かを決めていく。(のりしろとしてのお試し就学をワーカーやスタッフと共に試す)
- ・ 障害が分かったらほうっておかない。疑いがあるときは親子そろって判定チームへ相談。障害があるかもしれないと分かった時から支援は始まる。

特支Coの位置づけ

- ・ 困り感のある子供を見つけ出す手を考える。見つかったらどうにかしているとするのが教師集団。“気づいてしまう”ことをまずやっていく。
- ・ 困り感のある子を抜き出して特支学級で支援、ということだけでなく、通常学級の中で「わかった」「できた」「楽しいね」の授業をアプローチしていく。
- ・ 教育課程に関わっていける人がCoとしていけるとよい。学校全体を見られる人。地区によっては教頭、教務主任の割合が多いところもある。この地区は特支学級担任が多い。
- ・ 今いる教員をしっかり見つめなおし、それぞれの力を発揮できる場を生み出そう。



教育相談センターだより

長野県飯山養護学校
教育相談センター
H20年12月3日
第5号

第2回特別支援教育連携協議会の報告



去る10月、今年度第2回Hの飯山養護学校特別支援教育連携協議会が開催されました。『高等学校の現状から・地域の連携』をテーマに、下高井農林高等学校の特支コーディネーターの佐原先生と北信圏域障害者支援センターの高橋さんのご発表に、90名を超える関係者が集まりました。高校の先生から直接お話を聞くこの機会はとても有意義だったようです。小学校の先生から「私たちが担任した子どもたちの数年後（高校時）が期待できるようになってきたことが嬉しい」という声もありました。



高橋さんからは、昨年度の療育支援部会での活動内容（①町村家庭児童相談員の継続②村部のミニ子育て広場③教育委員会との連携）について発表していただきました。

後半の地域ごとに分かれた分科会では、教育や福祉の関係者が一同に集い、意識しあうこと、知り合うことが大事だと感じたという声も聞かれ、情報の発信・共有・ネットワークのためにも今後も続けていきたいという声がありました。各分科会の様子をセンター便り裏面に載せました。

参加された先生方からは、「顔と顔でつながることの強みがある」「いざ何か相談したいときにこういう場で顔を合わせておくというのは大切」「回を重ねて互いに



慣れてくることによって気軽に本音を出し合えるような予感を感じた…」等という感想が寄せられました。

WISC-III検査法②事例検討会行われる

夏休み中に行われた基礎・応用編に続いて、11月18日本校を会場に実施されたこの会では、提供していただいた事例を元に4つの分散会において解釈及び支援の方向を参加された皆さんで考えあいました。貴重な事例を提供していただいた、玉井公雄先生（常盤小）、野崎弘子先生（飯山小）、春原絹子先生・田島央士先生（平野小）、小宮麗子さん（支援センター）、お忙しい中ありがとうございました。



第4分科会：～知覚統合の高い小3男児への支援～

- ・ 言葉だけでなく目で見て分かるものを用いながら。
 - ・ 体験を通して学ぶ。
 - ・ 漢字は絵合わせカルタのようにして体を動かして楽しみながら。
 - ・ ルールは紙に書いて表示。
- 等多くのアイデアが！！

第二回特別支援教育連携協議会 分科会より



- 情障学級の発達障害、不登校の生徒の中学卒業後の進路は？
 - 養護学校や高等学校の両方にマッチしないグレーゾーンの生徒達の進路は？
- ⇒特支学級にいたからといって入試に不利になることはない。学力検査点と面接で判定。
 ⇒保護者の意向により中学校で支援を受けてこなかった生徒達への支援が一番難しい。
 ⇒農林高校は、少人数で手が入るが、単位制であり、農林の専門性があるので進級が難しいことも予想される。

- 中学校から高等学校への連携について
- ⇒合格後、入学前までに事前に情報があると配慮点（休み時間の居場所等も含めて）を確認周知でき、中学校訪問等をし、状況を確認できる。



- 入学後の（小～高の学齢時期）様子が分からないので大人になって地域としてつながるときにどう支援していいか？
- ⇒福祉や教育だけでなく、困り感をどこで出せるか。
 ⇒支援会議や移行支援会議に地域の保健師さん達に加わっていただく。
 ⇒学校から積極的に情報を発信していく。



<今後の課題～佐原C Oの発表から～>

- ① 校内の支援リソースの点検と活用
 - ② 「わかる授業」の実践
 - ③ S S Tの観点からの指導
 - ④ 保護者・関係機関との連携
- 地域みんなで考えあいたい課題です。

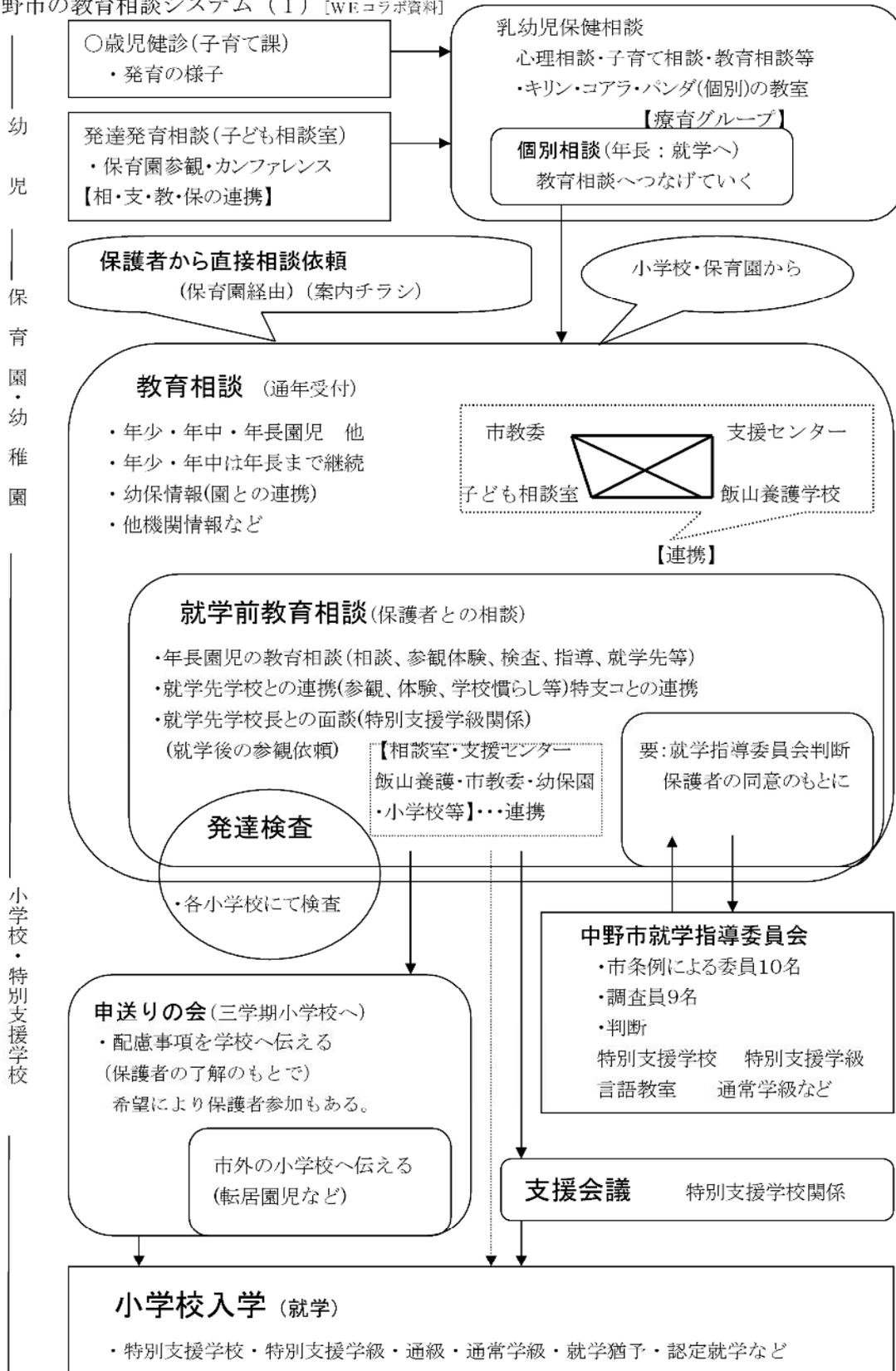
当日会場では、飯山養護学校高等部
作業製品販売もありました

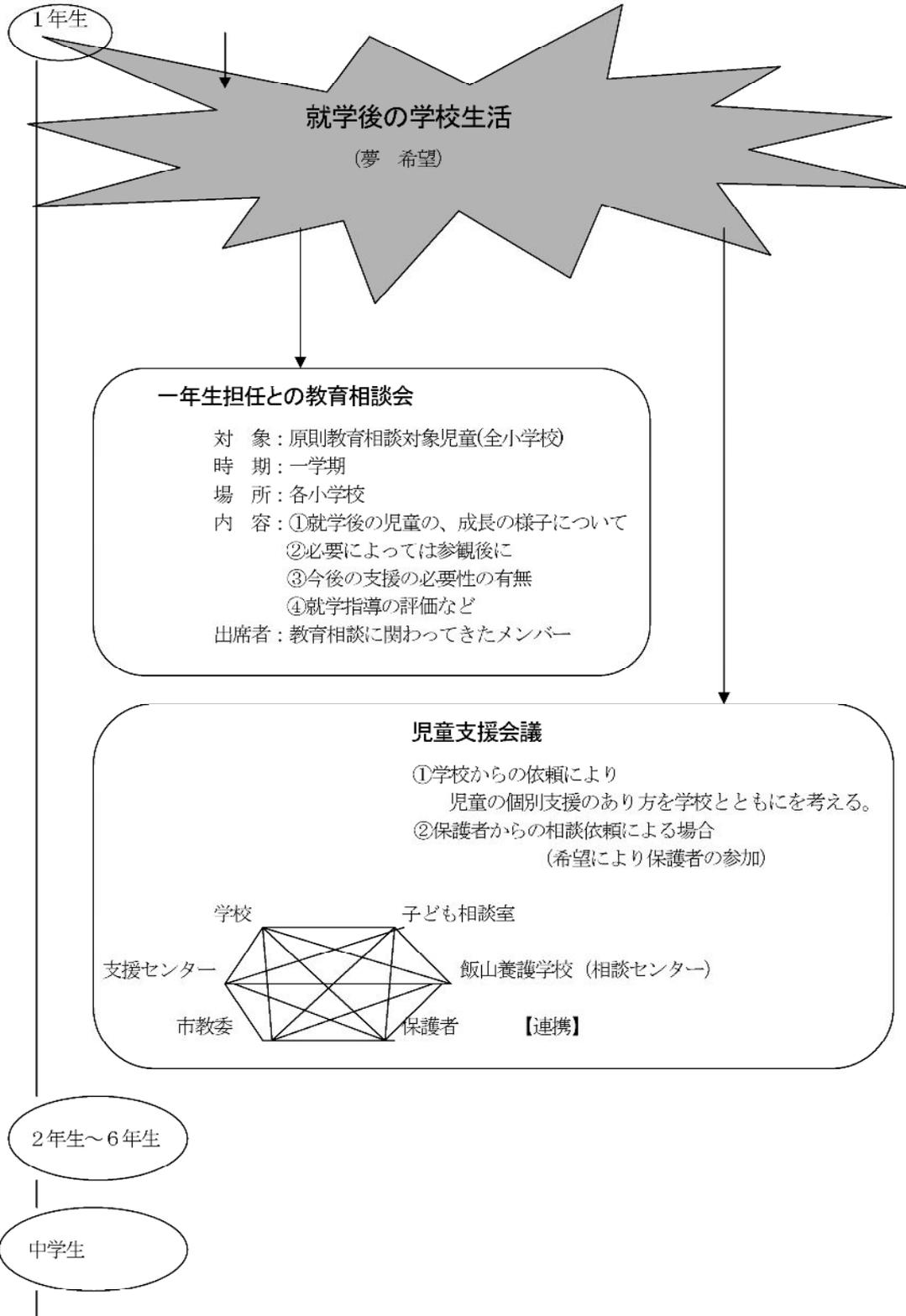


資料4 中野市の教育相談システム

中野市教育委員会就学相談担当
小田切 勝利 氏 資料

中野市の教育相談システム（1） [WEコラボ資料]

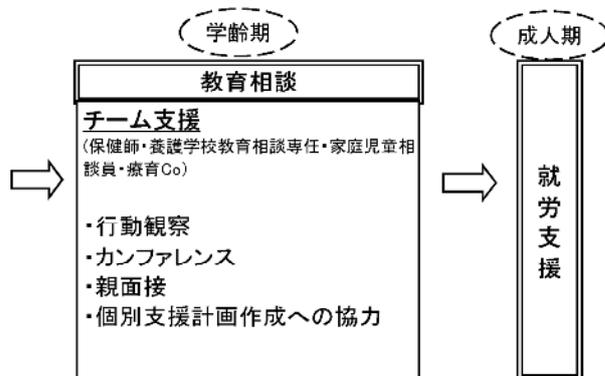
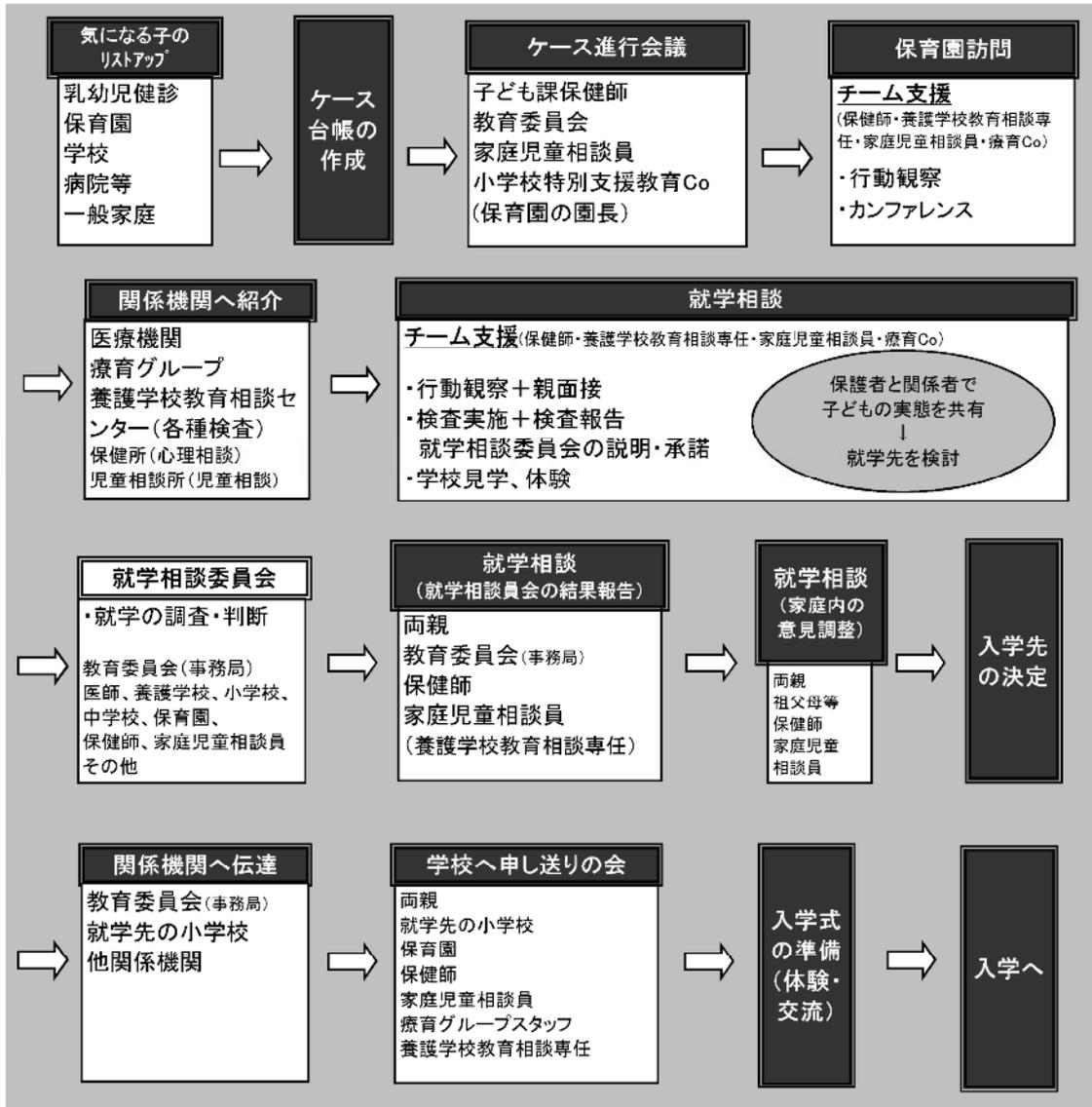




資料5 就学相談の流れ

就学相談の流れ

北信圏域障害者総合相談支援センター 家庭児童相談員 北岡 和子



飯山養護学校教育相談センター

人口約9万7千人
特別支援学校1校
小学校30校
中学校11校
高等学校8校

教育相談体制の整備

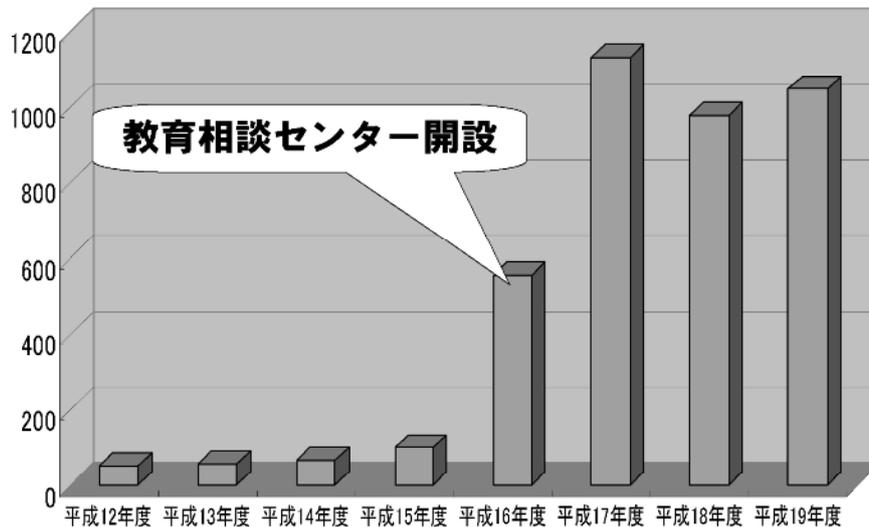
- 教育相談センターの設置（H16年度より）
教育相談専任1名+進路指導主事1名
- 相談支援体制の強化（H19年度）

校外 コーディネーター 専任1名
(教育相談専任・教頭・各部部長) 兼務5名

役割分担

校内 コーディネーター 兼務5名
(教務主任・各部副部長)

相談件数の増加



特別支援教育連携協議会の開催

- 横のつながりを作り、地域（小中高等学校）のコーディネーターが自立的な活動をしていくための情報提供をする
- 福祉・医療・保健・労働など各関係機関との情報共有

特別支援教育連携協議会

就学指導懇談会

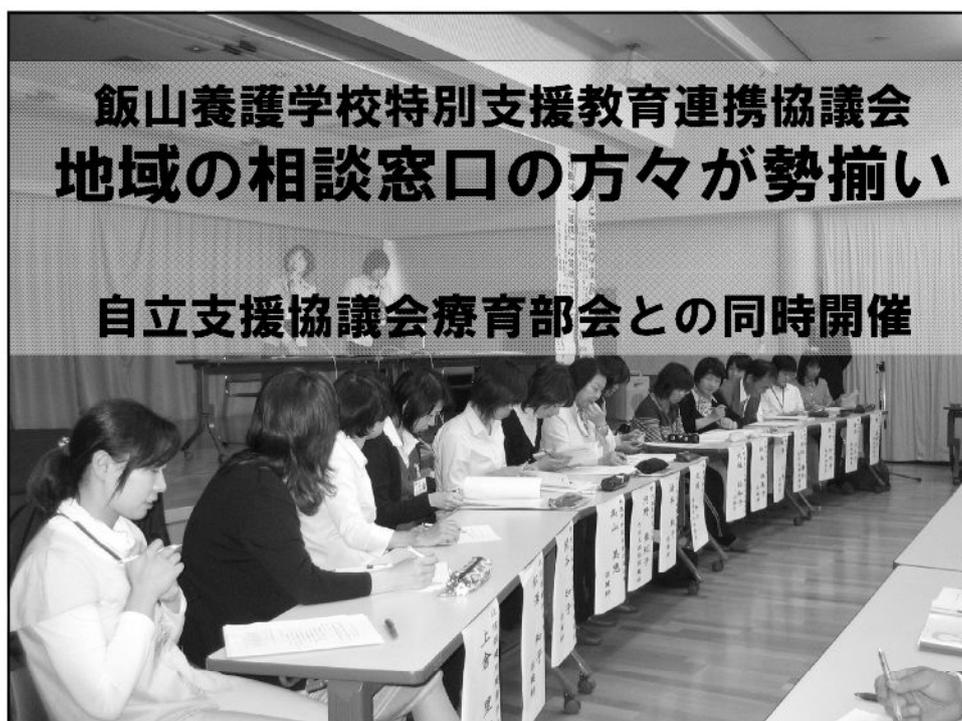
- ・校内参観
- ・本校入学を考える児童生徒への就学相談
- ・就学に関わる研修会

【参加者】
特殊学級（特支学級）
担当者
市町村就学指導担当者

特別支援教育連携協議会

- ・北信地域におけるネットワーク作り
- ・情報交換、事例検討会
- ・支援マップ作り
- ・パネルディスカッション

【参加者】
特別支援教育コーディネーター
特別支援学級担当者
福祉、行政関係者
保育士、医療関係者等



特支COとの顔合わせ



1. 長野県北信圏域におけるステップアップ事業

長野県北信圏域における ステップアップ事業

＜個別支援計画＞研究WE－Collaboration

全体研究協議会in鹿児島 2008.10.4

北信圏域障害者総合相談支援センター

長野県 北信圏域

- 6市町村(2市1町3村)が管内
- 人口約10万人
- スキーなどの観光業
と農業を主とする
農村地帯
- 養護学校の学校区
と同じ



北信圏域障害者総合相談支援センターとは

●北信圏域障害者総合相談支援センター

身体・知的・精神の3障害および子どもの相談をワンストップ・アウトリーチで支援する。

スタッフ: 相談支援専門員、療育コーディネーター、
家庭児童相談員

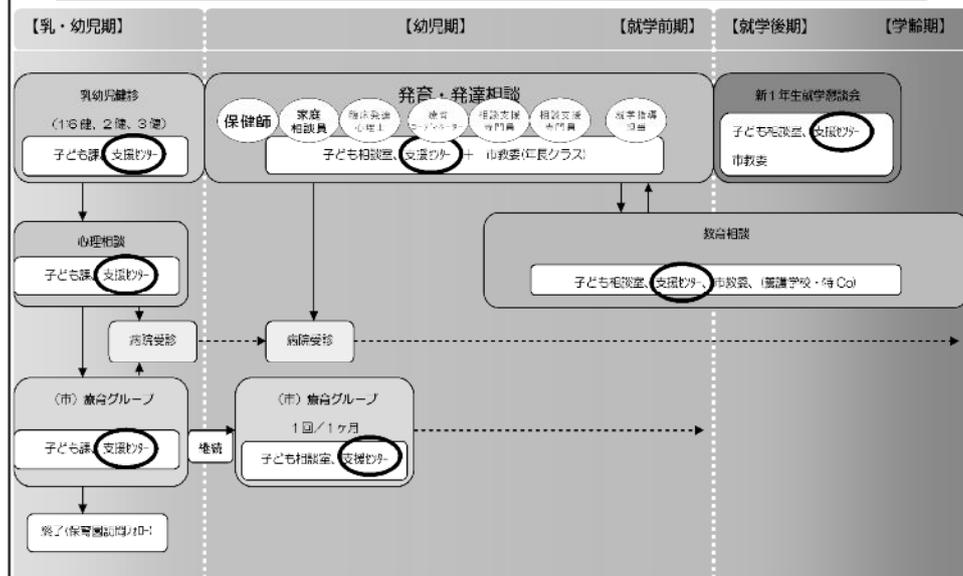
○こころの相談センター 相談支援専門員

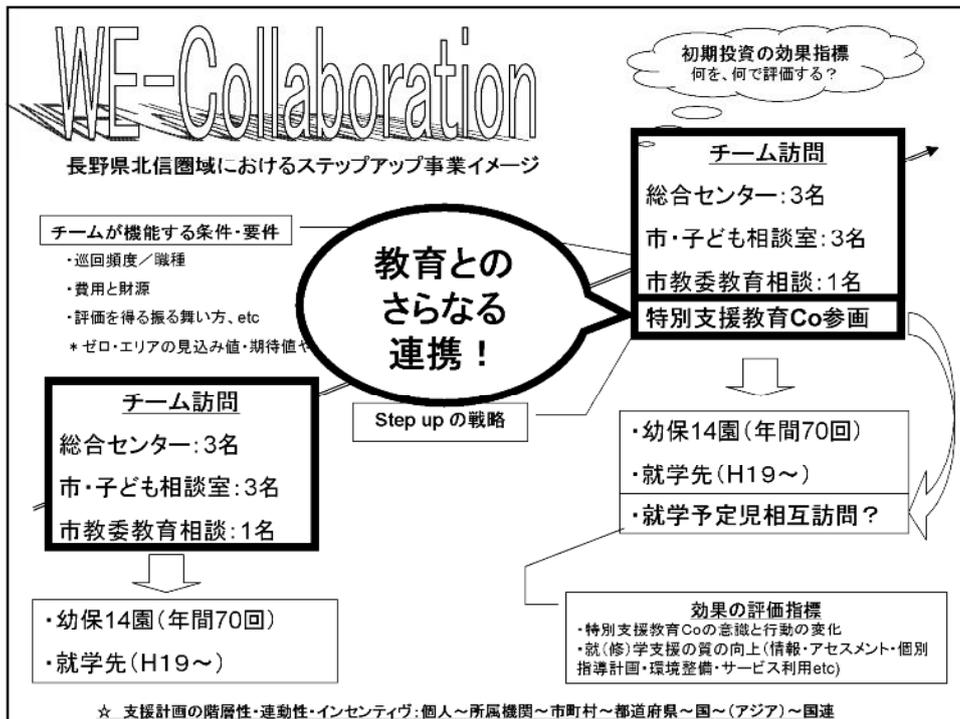
○ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター

障害のある方の就業と生活を支援する。

スタッフ: 就業支援ワーカー、生活支援ワーカー
ジョブコーチ

北信圏域・中野市における早期相談支援体制 (乳幼児期から就学期へのつながり)





北信圏域ステップアップ事業 における取り組み

1. 現状に至る経過
2. 現状評価
3. ステップアップの目的と戦略
4. ステップアップ事業の経過報告

北信圏域ステップアップ事業 における取り組み

1. 現状に至る経過

ステップ1 不定期的な保育園訪問の時期

ステップ2 保育園訪問の予算化実現の時期

ステップ3 教育委員会担当者との連携の時期

ステップ4 自立支援協議会・療育支援部会の開催の時期

ステップ5 教育と福祉が連携・協働した就学前支援体制の時期

北信圏域ステップアップ事業 における取り組み

2. 現状評価

7人チームによる就学前支援体制

療育支援部会を核とした支援体制づくり



学校の特別支援教育コーディネーター
との連携を！

どうしたらステップ4→5になれる？

北信圏域ステップアップ事業 における取り組み

3. ステップアップの目標と戦略

特別支援教育コーディネーターや学校全体の連携意識を高めるために、

特別支援教育コーディネーターが参画する特別支援教育連携協議会と、就学前支援体制の関係機関が参画する療育支援部会の同時開催をおこない、実践報告を重ねて、連携意識の促進をめざす。

北信圏域ステップアップ事業 における取り組み

4. ステップアップ事業の経過報告(予定)

<10/3～5 in鹿児島>

現状とこれまでの経過報告

10/17 特別支援教育
連携協議会の開催

<12/5～7 in滋賀>

同時開催後の相談支援体制の変化

<2/6～8 in長野>

実践報告、特別支援教育Coの意識調査

2月中旬アメニティ・フォーラムで全体報告

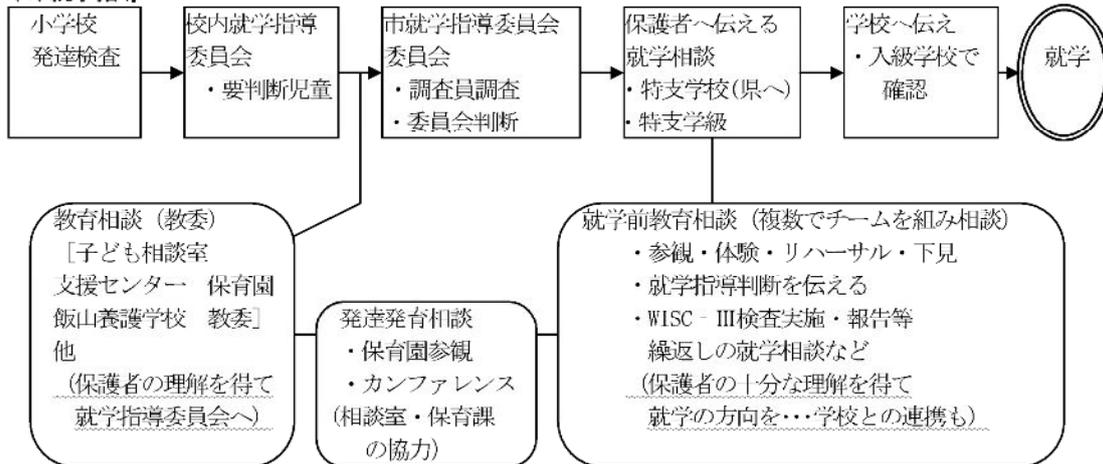
2. 北信圏域 これまでの歩み

保育コーディネーターの経過	障害者総合支援センターの経過	保育園訪問体制の変化
<p>H2.10 心身障害児者地域療育拠点施設事業 (コーディネーター事業)</p>		
<p>H8.4 障害児者地域療育等支援事業 ①訪問 ②外来 ③地域生活支援事業 ④施設支援</p>	<p>H10.4 障害児者地域生活支援センター 開所</p>	<p>H8.4 保育園訪問開始 支援センター・福岡、+関係機関</p>
<p>H15.4 支援費制度の開始 都道府県事業へ 国の補助事業 → 都道府県事業として一般財源化</p>	<p>H16.10 県単事業「障害者総合支援センター事業」開始</p>	<p>H17.4 保育園訪問が予算化(中野市家庭児童相談事業) ・支援センター 福岡、小宮、高橋 ・中野市子ども相談室 保健師、保育士</p>
<p>H18.4 自立支援法施行 県的一般財源化による相談支援事業へ (障害児等療育支援事業)</p>	<p>H19.4 県単事業「障害者相談支援事業」へ + 市町村の地域生活支援事業 (障害児等療育支援事業を含む)</p>	<p>H18.4 発達支援相談事業へ ・支援センター 福岡、小宮、高橋 ・中野市子ども相談室 保健師、保育士、臨床発達心理士 中野市教育委員会就学指導担当者も同行し始める(就学前教育相談)</p>
		<p>H19.4 発達支援相談(市子ども相談室) + 就学前教育相談(市教委) ・支援センター 福岡、小宮、高橋 ・中野市子ども相談室 保健師、保育士、臨床発達心理士 ・中野市教育委員会 就学指導担当者</p>
		<p>H20.4 現仍在継続中</p>

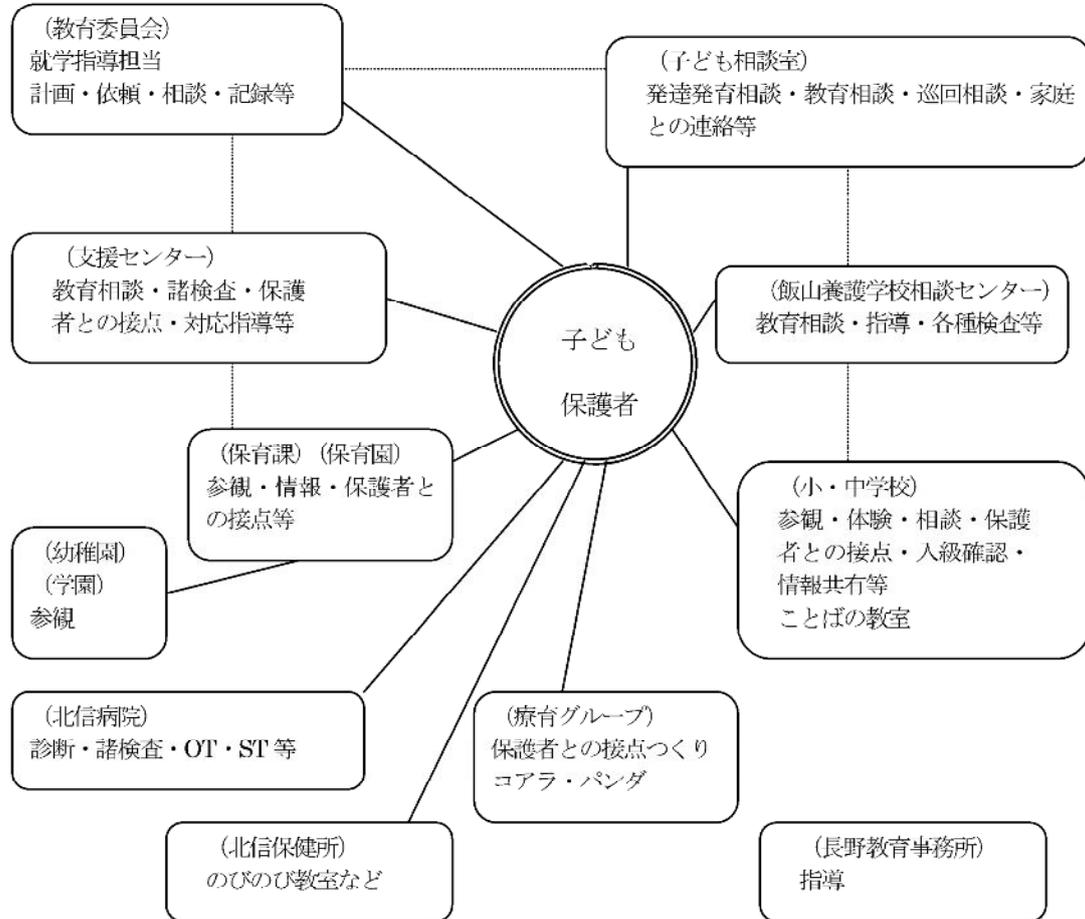
1. 中野市教育委員会 就学指導担当 小田切勝利氏 資料

平成20年度中野市の就学指導の概要

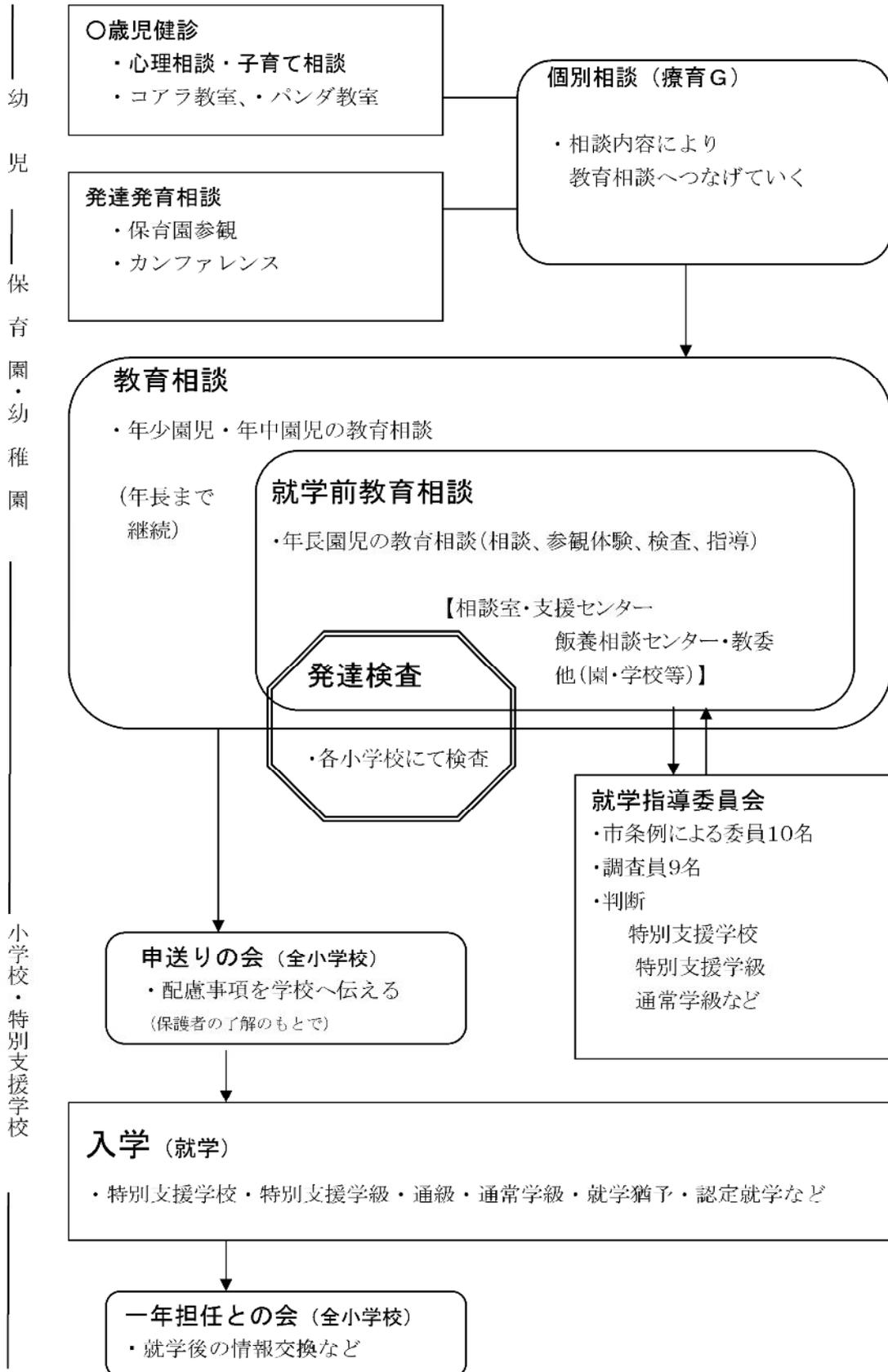
(1) 就学指導



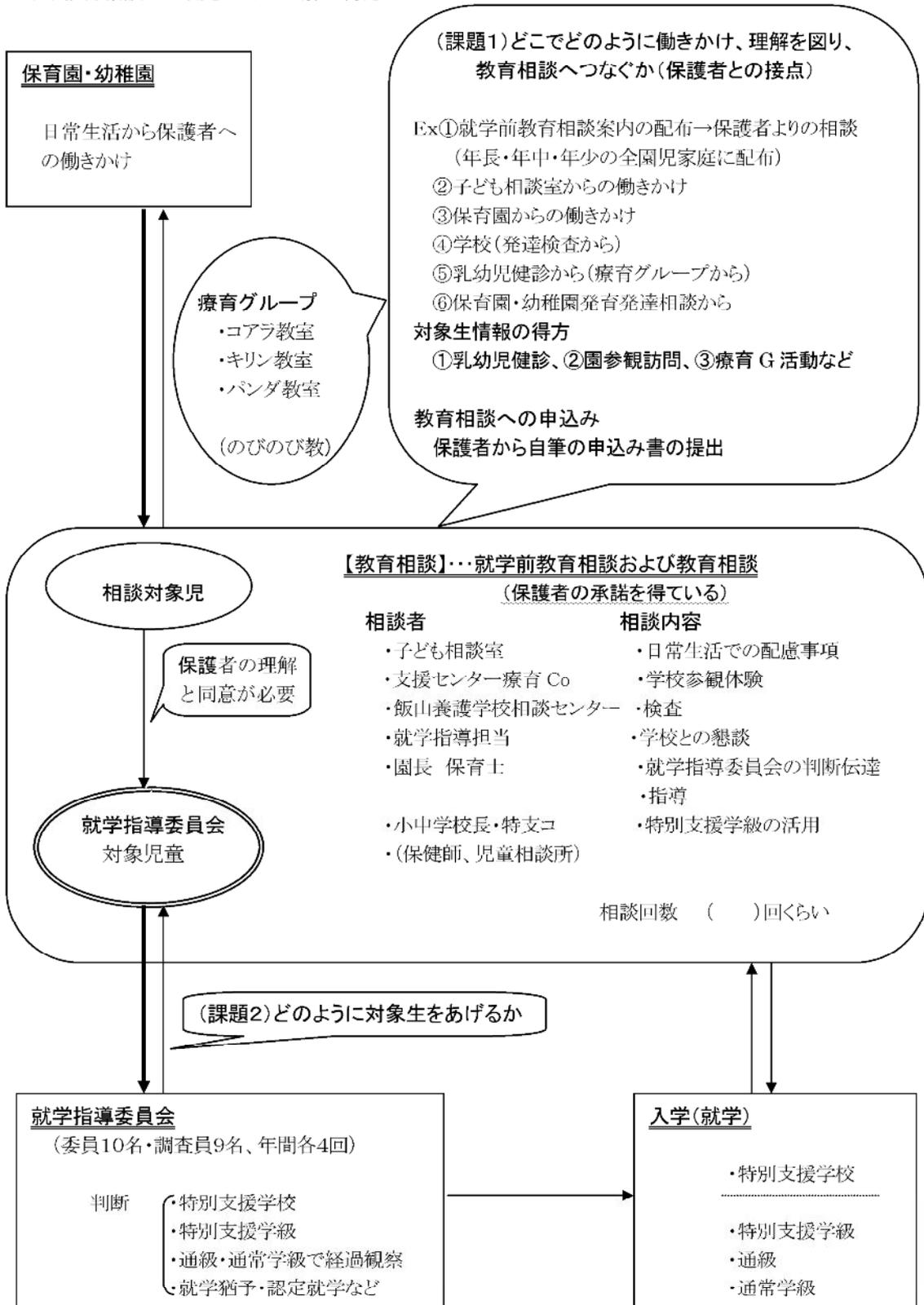
(2) 子ども・保護者を取り巻く主な教育相談連携体制



(3)教育相談とのつながり



(4) 教育相談への働きかけと理解の得方



(5) 保育園・幼稚園と小学校と中学校との連携と適切な就学



[A]の充実

- ① 各小学校へ「入学前相談窓口設置」の依頼：保護者が気軽に就学相談ができるように。
- ② 保護者と小学校との懇談：教育相談の中で理解を深める為に、学校での支援のあり方を聞いたり、検査結果も伝え配慮をお願いしたい事の相談等
- ③ 学校参観・体験学習・行事の下見等：園児の必要性と保護者の希望により実施。
- ④ 教育相談からの情報連絡・中送り会(全 11 小学校)：三学期(2～3月)に保護者同意の情報(園生活での工夫や支援対応など・文章含む)に限定し小学校へ伝える。(小学校)校長・来入児担当・特支コ・特支担任等、(教育相談)子ども相談室・支援センター・養護学校・市教委。
- ⑤ 一年生担任者との情報交換会(全 11 小学校:学校年間計画へ位置付け依頼)
一学期(4～7月)教育相談対象者の就学後の様子と今後の支援等。三学期と同じメンバー。
- ⑥ 来入児発達検査(6月)と健康診断(9～11月)。小学校での配慮についての依頼など。
- ⑦ 園と学校の先生方が互いに参観しあい理解を深めたり、支援シート・ノート活用など。(課題)
- ⑧ 幼保小連絡会、一日入学

[B]の充実

- ① 特別支援教育コーディネーター連絡会(中学校区毎)
- ② 小中連絡会
- ③ 体験学習
- ④ 支援シート(今後の課題)

(6) 就学指導関係者の研修

研修を通して多くの先生方に、特別支援教育の理解を図っていく。

- ① 講演会、
- ② 検査講習会等

(7) まとめ

中野市の就学指導は教育相談の上に成り立っている。その教育相談を支えて頂いているのが、子ども相談室・障害者生活支援センター・飯山養護学校相談センターであり、保育園・幼稚園にも大変協力をいただいているのであります。その他全て各機関・関係者の連携のお陰であります。

北信圏域の町村における相談支援体制

北信圏域障害者総合相談支援センター
家庭児童相談員 北岡和子

1. 北信4町村(山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村)の相談窓口体制

平成19年度までは北信福祉事務所家庭児童相談室で対応していたが、県の機構廃止に伴い、平成20年度から社会福祉法人 北信圏域障害者生活支援センターに家庭児童相談員を設置し対応している。

2. 平成19年度北信4町村の相談状況

家庭児童相談・・・①要保護児童相談 ②養護・福祉相談 ③教育・就学相談
④発達・療育相談 ⑤不登校相談等

相談延べ件数 1901件 (相談実人数 282人)

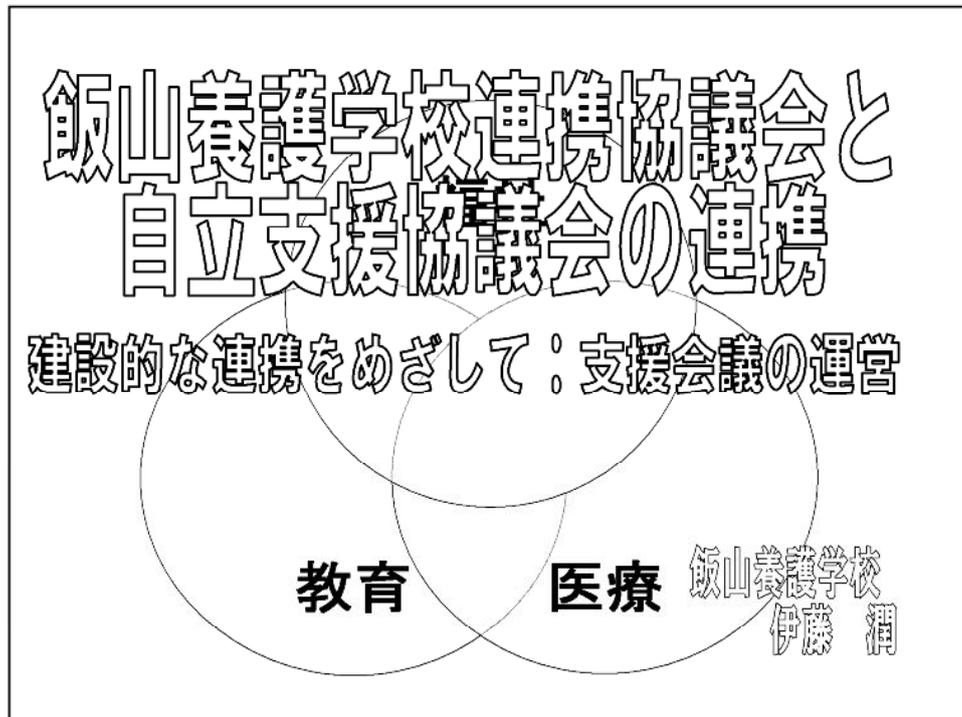
①知能・言語に関する相談	612件	32%
②心身障害に関する相談	521件	27%
③性格・生活習慣に関する相談	405件	21%
④不登校に関する相談	126件	7%
⑤その他の相談	237件	12%

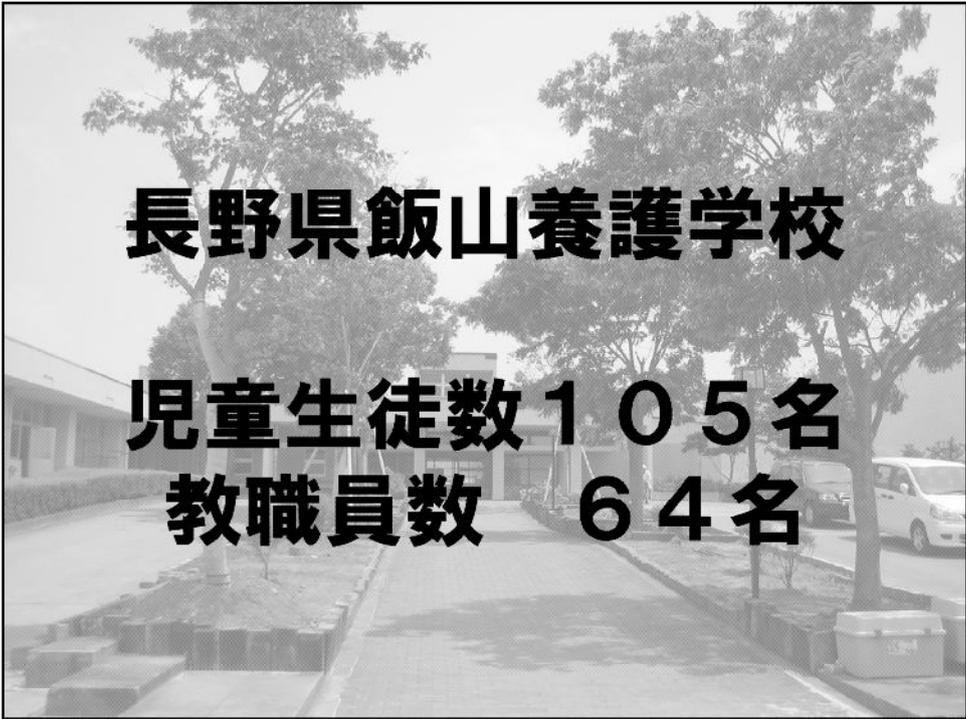
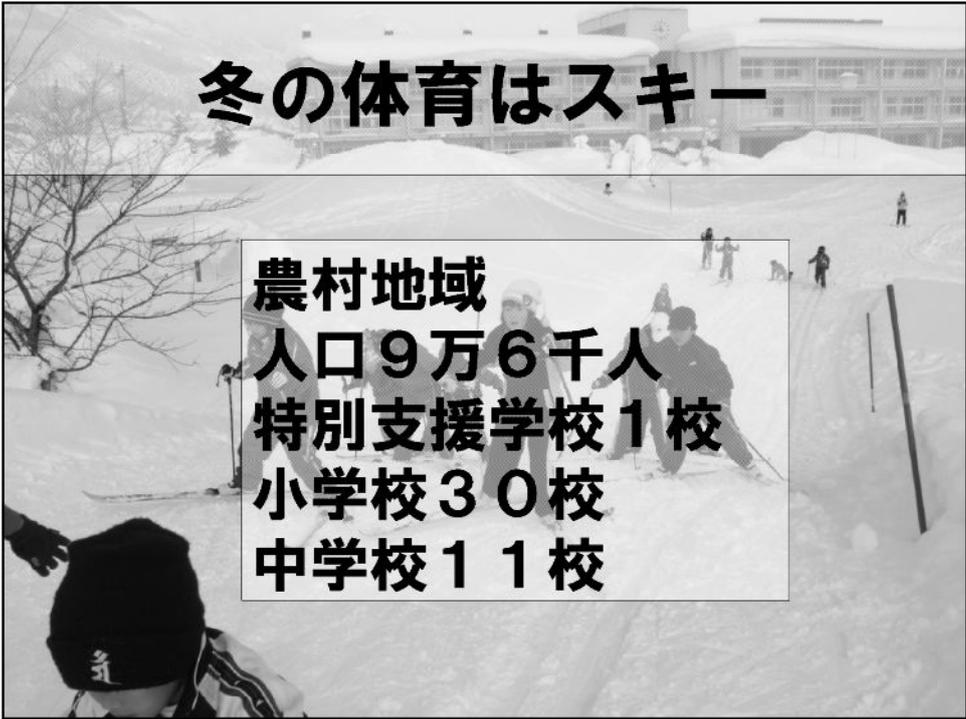
(虐待、非行、環境福祉、中卒者自立)。

3. 最近の相談の傾向

- ①相談件数が増加し、相談内容が複雑になり、相談経路が多岐にわたる。
- ②核家族化・少子化・離婚などに伴う不安定な家庭環境や家族環境が原因で、DV・児童虐待等、大人側の問題が増加している。
- ③非行、いじめ、性犯罪等、子ども達が自らかかわる犯罪も増えている。
さらに携帯サイトやインターネットを使用した犯罪にも子ども達が巻き込まれている。
- ④発達障害など特別な支援を必要とする子ども達が増加傾向にある。
- ⑤子育てをうまく行うことができない親が増えている。(子どもを虐待する親、子育てに自信を失った親、子育てを放棄した親)
- ⑥相談員から見える子どもの姿
 - ア. 寂しさ
 - イ. 未成熟
 - ウ. 大人の価値観を早くから持ってエネルギーを使い果たす子どもの姿
(結果重視 理屈的 経験不足 耐性力が弱い)

3. 飯山養護学校 教頭 伊藤潤氏 資料





飯山養護学校特別支援教育連携協議会と 北信圏域自立支援協議会の連携

飯山養護学校特別支援教育連携協議会

北信圏域の特別支援教育のセンター的機能を有するため、小・中・高特別支援教育コーディネーターの横のつながりを作り、各コーディネーターが自立的な活動をしていくための情報提供をする。

特別支援教育連携協議会

就学指導懇談会

- ・校内参観
- ・本校入学を考える児童生徒への就学相談
- ・就学に関わる研修会

【参加者】
特殊学級（特支学級）担当者
市町村就学指導担当者

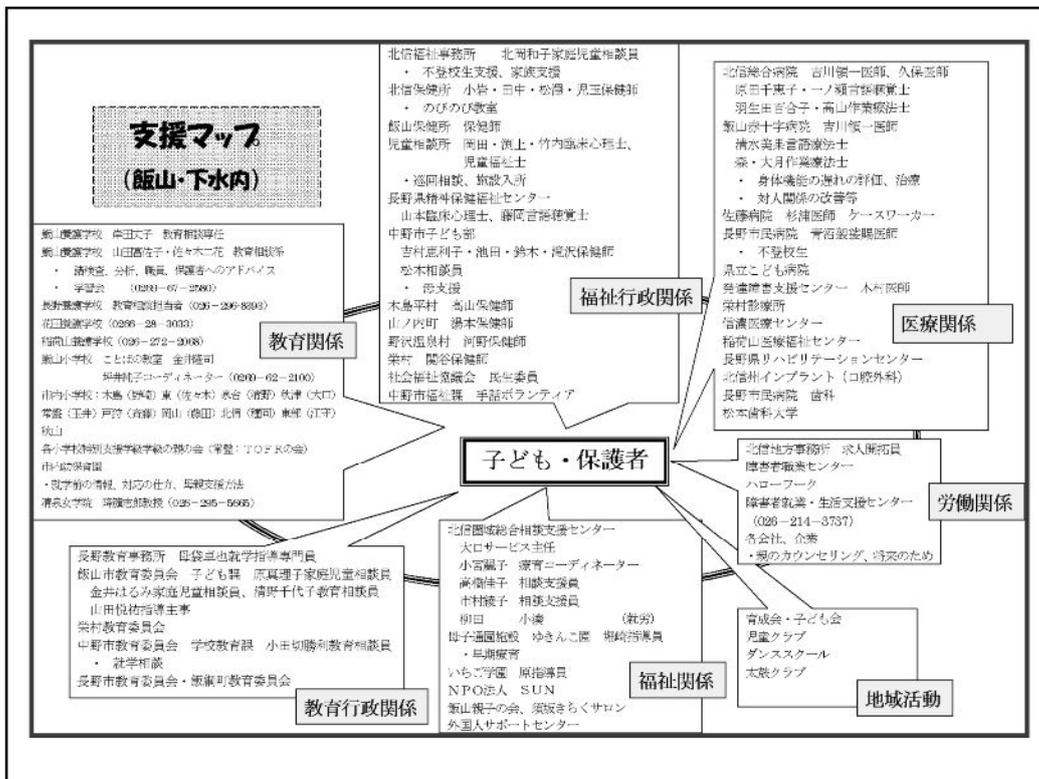
- ・北信地域におけるネットワーク作り
- ・情報交換、事例検討会
- ・支援マップ作り等

【参加者】
特別支援教育コーディネーター
特別支援学級担当者
福祉、行政関係者
保育士、医療関係者等

飯山養護学校

特別支援教育連携協議会の開催

小・中・高特別支援教育コーディネーター
 保育園保育士
 市町村教育委員会就学指導担当
 市町村福祉担当課
 県（地方事務所・保健所）
 障害者支援センター職員
 福祉施設職員
 療育訓練士（OT・PT・ST）



協議会を通して浮かび上がった実態と課題

小中（高）コーディネーターが情報の活用や連携の実際がよくわからない。

特別支援学校への相談の一極集中

地域の資源を生かした自立的な取組や
顔と顔でつなぐ連携の必要性

（北信圏域）自立支援協議会と
（飯山養護学校）特別支援教育連携協議会
との連携

自立支援協議会療育部会と
特別支援教育連携協議会の同時開催

- <H20・5・27> 自立支援協議会療育部会メンバーと特別支援教育連携協議会メンバーが顔を見合うようにして開催。
→ 就学相談体制の仕組みの紹介と
「福祉と教育の連携」のパネルディカッション
→ まずは「お見合いから、恋愛への発展」を
- <H20・10・17> 一緒に現在の課題「高等学校における発達障害児支援」について考え、地域ごとの情報交換を行った。
→ 地域の連携相手と情報交換して次なる支援を

建設的な連携をめざして 支援会議の運営

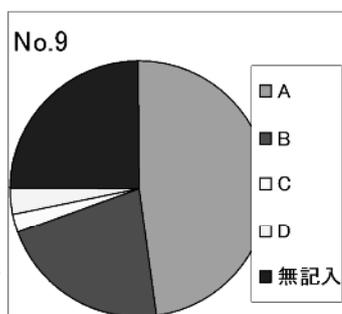
連携の実際(＝支援会議の運営)の課題

- 連携のあり方＝支援関係機関の一つを批判・攻撃するような会では協働にならない。
- 関係機関が集まる支援会議で支援方策について提案できるものを持って参加したい。
「支援者(教師)のための支援会議」から
→「子どものための支援会議」へ
- 頻繁な回数・長時間の支援会議(多忙感)

H19の支援会議に対する保護者の思い

9	担任や学校の教師は、保護者の悩み等を真剣に受けとめ、考えようとしていましたか（支援会議に関して）	A 良い 47.7%	B まあ良い 21.6%	C どちらでも 2.3%	D 良くない 3.4%	無記入 25.0%
---	--	------------------	--------------------	--------------------	-------------------	--------------

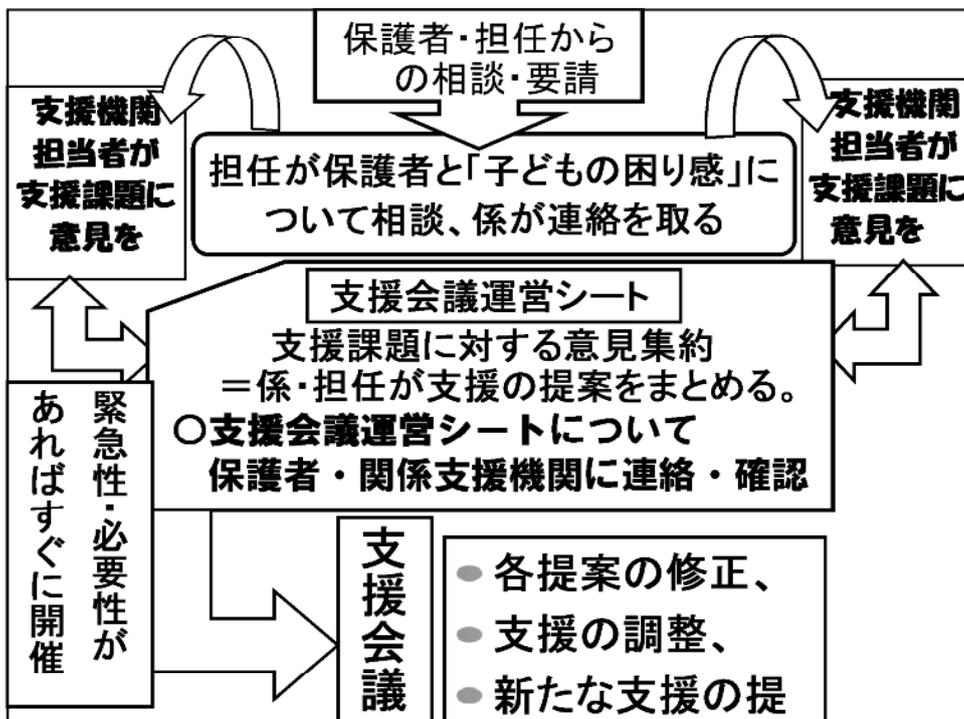
「昨年より増して支援会議の機会を作っていただきありがたく思いましたが、それと同時に会議の内容が事前に明らかにならないときもあり、時間の無駄だったときもありました。担当の方の熱心が伝わる反面、その方の独壇場的な感じを受け、もう少し保護者の話を聞いてほしかったと思います。」



そこで、建設的な支援会議運営へ

- 実のある会にするためには、参加者がそれぞれ提案を持って参加＝『参加者の意見を集めた「支援会議運営シート」による支援会議運営』を。
→そうは言っても親御さんの思いを聴いたり、関係者が思いを伝え合う場面も必要になる。そこで、事前に関係機関から聴取・調整をする『「支援会議運営シート」作成の連絡・打合せ』の過程を大切にする。→教師の力量を高める。
- 参加者全員が議事が確認できるように記録に残す。この記録のファイリングが「個別教育支援計画」そのものになる。

【〇〇さん支援会議運営シート】	
要請者	
要請内容の概要（優先順位① ② ③）	
保護者の思い・主張・訴え	
支援センター療育C○	NPO法人等支援機関
病院・言語聴覚士	保健師・家庭相談員
担任の提案・個別の指導計画より	



建設的な支援会議の影響

- △支援会議の回数が減ることで不安感もある。
- 支援会議以前の打ち合わせの機会が多くなり、結果的に関係者同士で話す機会が多くなった。
- 支援会議の記録の積み重ねにより、その子への支援の過程・方向が見えるようになった。
- 支援会議の結果(提案)がハッキリとし、各支援機関の共通意識の確認が紙面で行える。
- スムーズな支援会議運営が行えるようになってきた。
- 移行支援会議運営にも方向性が見えた。

資料 1-1 <支援会議運営シート>事前に各参加者から聴取して作成し、保護者に提示。

〔 部 年 組 さん〕 支援会議依頼メモ					
【依頼者】	【依頼期日】 年 月 日 () 頃				
【担当の考え】					
<p>【依頼要請内容の概要（優先順位）】 ※保護者の思い・主張・訴えを優先順位で記す。</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p>					
<p>【要請に対する支援会議参加者の提案の概要】 ※参加者は例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;">支援センター療育コーディネーター</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;">NPO法人支援施設</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;">病院言語聴覚士</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;">保健師</td> </tr> </table>		支援センター療育コーディネーター	NPO法人支援施設	病院言語聴覚士	保健師
支援センター療育コーディネーター	NPO法人支援施設				
病院言語聴覚士	保健師				
<p>担任の提案</p> <p>個別指導計画の【期待できる姿（教育課題）】から</p>					

資料 1 - 2

支援会議記録	
【日時】 年 月 日 () 時 ~ 時	
【会場】	
【参加者】	
【趣旨】 ① ② ③	
【記録】	
【決定事項】	【次回予定】 月 日 ()
保護者のサイン	

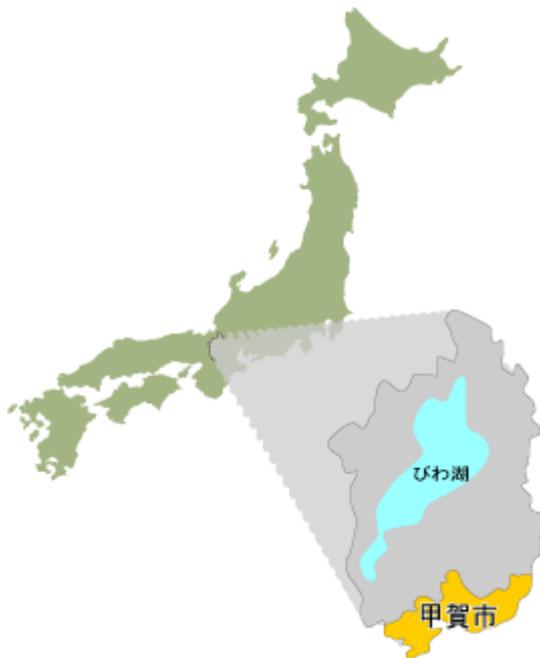
Ⅲ 滋賀県甲賀市研究班(滋賀チーム)

1. 研究班エリアの概況と特徴

(1) 市全体の特徴

甲賀市は滋賀県の東南部に位置し山林が多く田畑の広がるのどかな地域である。平成16年の市町村合併により旧甲賀郡が二つに分かれて新市として甲賀市と湖南市が誕生した。

この甲賀市は5町から構成されている。土山町は茶の産地として知られ鈴鹿山脈によって三重県と接している。また、甲賀町や甲南町は甲賀忍者の里として有名であり、製菓業も盛んである。信楽町は高原になっており、産業としては信楽焼のたぬきや朝宮茶がよく知られているところである。そして水口町は市の中心部であり、市庁舎に加えて県事務所や保健所が置かれている。平成20年に新名神高速道路が開通し、甲賀市に3カ所のインターチェンジができることで工場立地による市の活性化が期待されている。市内の多くは田園地帯ではあるが、交通動脈として国道一号があり、JR草津線とJR琵琶湖線により京都や大阪が通勤圏内であることから京阪神のベッドタウンの一つとしても位置付いている。甲賀市の人口は約96,000人であり、一学年の子どもの数は大まかに1,000人程度である。校園の数は、公立私立保育園幼稚園33園、市立小学校23校、市立中学校6校、県立中学校1校、公立高等学校4校、高等養護学校1校、専門学校3校となっている。



詳しくは甲賀市ホームページ <http://www.city.koka.shiga.jp/>を参照のこと。

(2) 甲賀地域の自立支援協議会

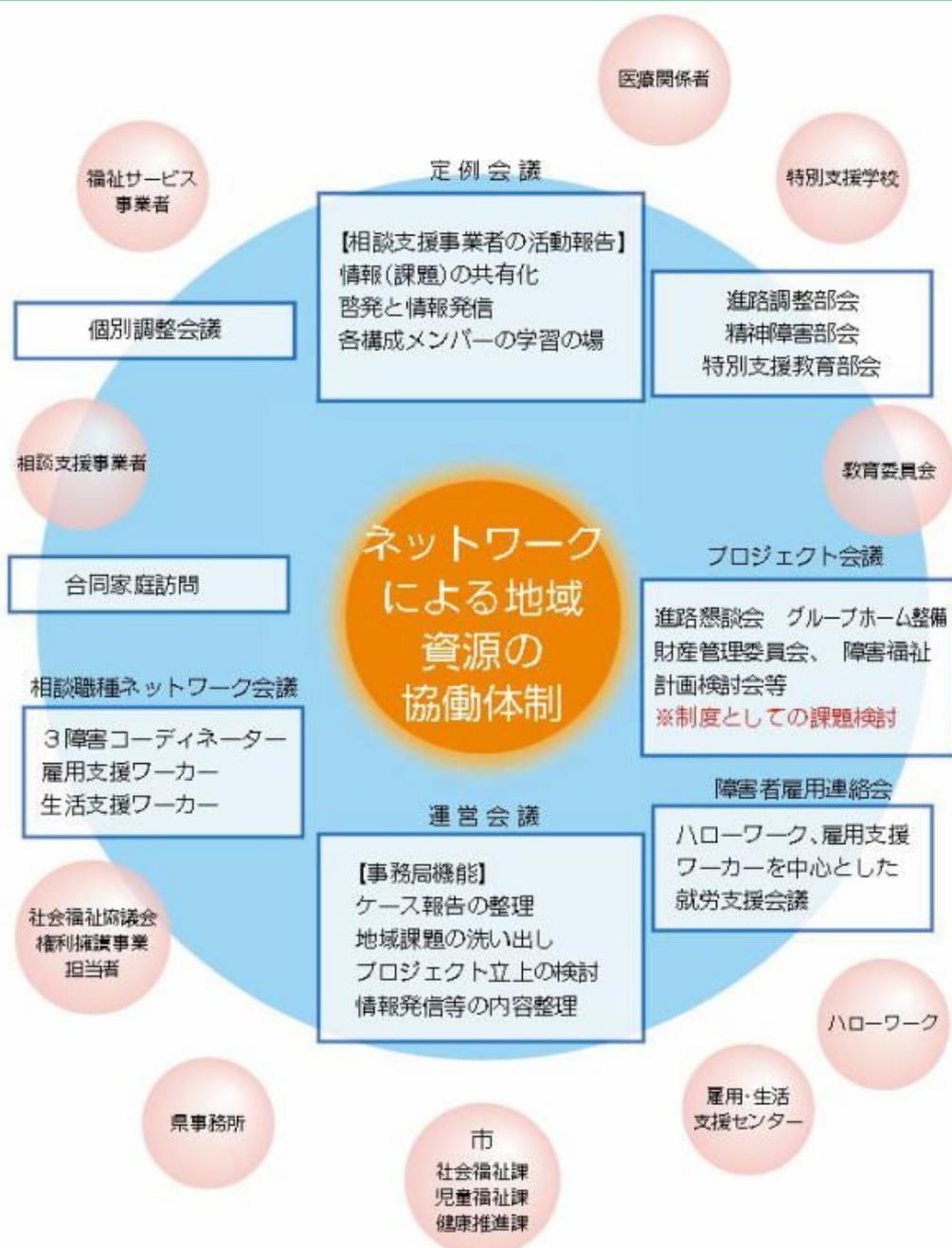
甲賀市と湖南市は一つの甲賀圏域として自立支援協議会を設置している。過去にさかのぼると、戦後の糸賀一雄らを中心にスタートした近江学園、信楽学園、信楽青年寮等の取り組みが受け継がれ発展してきており、福祉の先進地として知られている。この甲賀地域において、福祉・教育・保健・医療・労働の各関係者が、障害児・者の個別の支援をチームとして推進するために甲賀地域障害児・者サービス調整会議が設置され役割を果たしてきている。これまで、甲賀保健所に事務局機能が置かれていたが、平成21年度より、市及

びサポートセンター等に事務局が移行する予定である。

また、教育と福祉の連携に関しては、平成 17 年度よりサービス調整会議の中に特別支援教育部会が設置された。この部会は、平成 19 年度の文部科学省による特別支援教育の完全実施を念頭に置き、甲賀圏域での月一回の活動を継続している。

詳しくは <http://kokoai.net/> を参照のこと。

甲賀地域障害児・者サービス調整会議イメージ



※甲賀地域障害児者サービス調整会議特別支援教育部会作成パンフレットより引用

(3) 甲賀市の発達支援の現状

発達支援について、乳幼児期から学齢期を経て学校卒業後までの状況について述べる。

保健センターにおける乳幼児健診は、滋賀県内の他市町と同様、甲賀市においても5回実施している。実施時期は0歳4ヶ月、0歳10ヶ月、1歳8ヶ月、2歳半、3歳半である。その中で特に配慮が必要と思われる子どもについては親の同意のもと発達相談員が親からの相談に応じる。就園している子どもについては本来なら園との協働での相談が望ましいところであるが、発達相談員二人体制で市内全域をカバーするため、その時間がなかなかとれない状況である。障害者自立支援法での児童デイサービスとして、市は療育教室を実施している。現在60人の子どもが園との併行通所をしているが、ニーズのある子どもや通所希望が定員を上回っている。療育教室も園との協働が課題である。ことばの教室は、ことばの遅れのある子どもを対象に市が単独で設置している通級施設である。近年はことばの遅れの課題に加えて、対人関係や社会性の課題のある子どもの割合が高くなっている。甲賀市においては、就学前の子どもについては5歳児のみの受け入れとなっており、支援の開始が遅れるため、3歳や4歳児の今後の受け入れについて検討している。

甲賀市発達支援の状況1

- 乳幼児健診と発達相談
 - 保健介護課と3つの地域保健支援センター
 - » 乳幼児健診は5つの保健センター、保健師
 - » 保健介護課の発達相談員が2名
 - » 課題は対象児の増加への対応と園との協働推進
- 療育教室(児童デイサービス)
 - 社会福祉課のこじか教室
 - » 発達相談員が2名、保育士が5名
 - » 課題は対象児の増加への対応
- ことばの教室幼児部
 - 学校教育課
 - » ことばの教室の幼児は5歳児のみ(99名)
 - » 課題は3,4歳児への対応

※図中の数字は平成19年度

教育委員会事務局の発達支援の受け皿の状況としては、各園と各校での特別支援教育に加えて、巡回相談の実施、通級指導教室とことばの教室学齢部の運用、適応指導教室と教育相談室の設置と運用等である。発達障害の理解の広がりや特別支援教育の全面実施に伴い、支援の必要な子どもは増加の一途であり、相談件数は大幅に増えている。そのため、教委も県内他地域と同様、県に対し通級指導教室の増設を要望している。表は、教育研究

	電話相談	来所相談	巡回相談	合計
H17	300	515	420	1235
H18	368	950	610	1928
H19	432	1028	817	2277
H20	647	1237	944	2828

所と市内教育相談室の合計相談件数である。

学校における取り組みとして、特別支援教育コーディネーターの複数配置、校内委員会の設置と推進、個別の指導計画を活用した支援の実施、特に必要な場合は個別の支援会議(ケース会議)の実施等をしている。また、園においては特別支援教育コーディネーターが、園内での支援の必要な子どもの早期発見、保護者との相談、特別支援の推進役として位置付いている。

ただ、甲賀市も全体としては落ち着いているように見えるものの、発達障害に加えて、虐待の疑い、不登校、不適応等を含めると支援の必要な事例は少なくはない。

甲賀市発達支援の状況2

- 幼児から中学生の教育相談
 - ▶ 教育研究所
 - ▶ 指導主事、巡回相談員、研究員、三雲養護1人
 - ▶ 通称指導教室(水口、甲賀、信楽)担当者と臨床心理士
 - ▶ ことばの教室学齢部
 - ▶ 通称指導教室(綾野小、甲南第一小、109名)
 - ▶ 市の教育相談にかかる児童生徒数346人
 - ▶ (H19.10月現在、ただしSCによる相談は除く)
 - ▶ 課題1 相談件数の増加への対応
 - ▶ 課題2 教育相談・生徒指導・特別支援の総合調整
- 学校での特別支援教育
 - ▶ 特別支援対象児童生徒数
 - ▶ 甲賀市全体で771人(通常学級592人、特別支援学級179人)
 - ▶ 個別のケース会議
 - ▶ 担任、保護者、相談員、コーディネーター、管理職
 - ▶ 校内委員会
 - ▶ 学校としての把握と組織的取り組み
 - ▶ チェックリスト、子どもの課題をとらえる、個別の指導計画
 - ▶ 課題は、指導内容と指導計画の質の向上

※図中の数字は平成19年度

中学校卒業後の課題はさらに複雑になる。高等学校は義務教育でないことから出席日数や成績の程度によって進級が困難となり中退や進路変更という問題に直面する。学校に在籍がなくなると関わる機関が明確でなくなり、支援の継続が難しくなり、進路先未定や不就労のまま、引きこもり等につながっていくケースもある。

甲賀市発達支援の状況3

- 中学校の卒業後
 - ▶ 相談する場所と人
 - ▶ 高校での特別支援教育の開始
 - ▶ 不登校、欠課時数、欠点と中退
 - ▶ ひきこもり、うつ、リストカット
 - ▶ 少年センター、アスクル
 - ▶ 市社会福祉課保健師、保健所保健師
 - ▶ 養護学校高等部、高等養護学校在籍の場合
 - ▶ 一般高校在籍の場合
 - ▶ 特別支援学級(情緒障害)卒業生との進路先と支援体制の厳しさ
 - ▶ 就労支援体制
 - ▶ 商工観光課とハローワーク

発達に支援の必要な子どもが地域で大切に見守られて成長し、地域で安心して生活していくためには、発達支援や特別支援教育についての保護者や地域への啓発が欠かせない。保護者の中には、特別支援の対象となることへの期待感、安心感を持たれている場合も多いが、逆に拒否感を持たれている場合もある。特別支援学級や特別支援学校に対して、親だけでなく家族や地域がプラスのイメージを持ち、子どもの心と成長を支えていくことができるよう啓発していく必要性が高いと考えている。また、地域啓発の具体的な対象として想定できるのは、民生委員児童委員、学童保育、親の会、NPO 団体等、老人会等である。そして何よりも日々の子育てのしんどさや悩みを持つ保護者を支えることが重要である。継続して相談を続ける中で、子どもの状態を適切に受け止め、将来への見通しを持って安心して子育てをしていくことができるよう、保護者と支援者が信頼し合いお互いに気持ちを育んでいくプロセスを大切にしていきたい。

甲賀市発達支援の状況 4

・ 地域啓発

- ・ 特別支援の対象になることへの希望と拒否感
 - » 特別支援学級と特別支援学校への期待と偏見
- ・ 民生委員、学童、子育て支援、親の会、PTA研修

・ 保護者を支える

- ・ 母親(父親)のしんどさと不安
 - » 対人関係、社会性、学習
 - » 家族の理解の不可欠さ
 - » 地域の理解の不可欠さ
 - » 見通しと安心

2. 平成 20 年度研究の目的、方法、手続き

(1) 研究の目的

- 甲賀市発達支援体制のあり方と目指す方向について考察する。
- 事例を通して、地域リソースを活用した教育と福祉の連携による支援のあり方について考察する。
- 甲賀地域での個別の支援計画を具体的に推進し、成果と課題を明らかにする。

(2) 研究の方法と手続き

- 市及び市教委の発達支援体制の現状と目指す方向について整理し記述する。
- 発達障害の中学生の事例について、個別の支援会議の定期開催と役割分担の状況、支援関係者や保護者、本人からの聞き取りをもとに整理して記述する。
- サービス調整会議特別支援教育部会での「ここあいパスポート」の推進に関する進捗状況と課題を整理して記述する。
- 相談支援事業を核とするチーム支援事例について、福祉と教育・労働等との協働の必要性和可能性という観点から整理して記述する。」

3. 甲賀市の発達支援体制を核とするチーム支援

(1) 甲賀市における発達支援体制の現状と課題

発達障害者支援法、文部科学省「今後の特別支援教育のあり方最終報告」等により、地方自治体において、保健、福祉、教育、労働、医療等の密接な機関連携の基に乳幼児期から学齢期を経て就労に至るまで、一貫した発達支援の体制を整備することが求められている。

例えば、発達障害の一つである自閉症傾向の子どもは、乳幼児健診でチェックされる可能性も高く、保護者が安心して子育てできるように発達相談員が相談や心理検査を実施していることも多い。また、保育園や幼稚園でも、本人の言葉や行動を理解し発達を促すために発達相談の結果を生かした取り組みが必要である。園に通いながら、こじか教室やことばの教室に通級し専門的な指導を受ける子どももいる。そして就学前には子ども自身にとってどのような保育・教育環境や保育・教育課程が望ましいのかという就学指導委員会での協議もある。つまり、小学校入学前の段階までであっても、いくつもの機関が情報を共有し、保護者の育児の不安について応え、安心できるよう相談を継続しながら、子どもの発達を促していく必要がある。さらに、就学後は学校が保護者との信頼関係を維持しつつ、入学前に園・保護者・発達相談等が把握していた情報を受け継ぎ、個別の指導計画に基づく特別支援教育を推進していく。障害や家庭の状況によっては、ことばの教室、障害福祉係、家庭児童相談員、教育研究所の巡回相談や適応指導教室、福祉関連機関との連携も重要となる。その後、学校卒業後の進路先や就労支援機関、あるいは企業などの職場での支援につないでいく必要がある。

現在、甲賀市の発達支援に関する取り組みとしては、乳幼児健診と発達相談を担当する保健センターと保健介護課、児童デイサービスのこじか教室と障害福祉及び虐待や家庭支援を担当する社会福祉課、保育園・幼稚園を担当するこども未来課、小中学校での特別支援教育とことばの教室及び就学指導、特別支援連携協議会を担当する学校教育課と特別支援教育室、教育相談と適応指導教室及び保幼小中の教職員の研修を担当する教育研究所、不登校児童生徒や障害児者の進路状況や権利について関わる人権教育課、ハローワークとのつながりで一般就労と商工業団体を所管する商工観光課という組織構造がある。これらの機関が個人情報の問題をクリアしながら、子どもの自立を支援するために、課の壁にこだわることなく柔軟に、発達支援を推進していく必要がある。

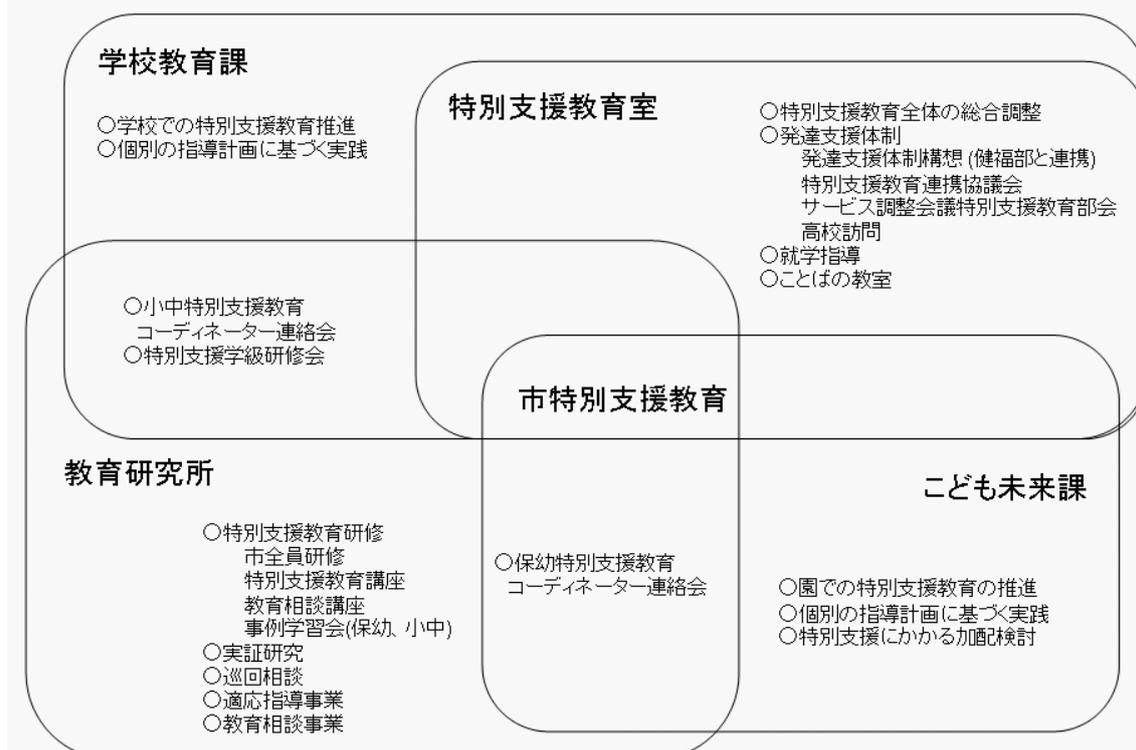
この組織間の連携体制を構築し推進するために、文部科学省から示されたモデルを参考に、教育研究所を事務局として甲賀市特別支援連携協議会が立ち上げられた(H20は特別支援教育室に移管)。しかし、連携協議会は、あくまで連携のための組織であるため、各課において発達支援の連携に関する業務を、優先度の高い中心の業務として位置づけることは難しい状況である。

そこで、甲賀市に在住する市民の願いに応え、発達障害等のある子どもとその保護者が見通しを持って安心して生活できるよう、発達支援に関するサービスをコーディネートするための組織のあり方を検討している。例えば、市健康福祉部に発達支援室を設置し、保健、福祉、教育、医療、労働の各部署や各機関との連携体制を確立することや、後述する「ここあいパスポート」を活用し、保護者とともに情報を共有しつつ長期的な見通しのある支援の継続をはかることなどである。

(2) 甲賀市教育委員会の取り組みと組織改革

市教育委員会の発達支援については、主に、学校教育課、特別支援教育室、こども未来課、教育研究所による体制となっている。特に、平成20年度に学校教育課内に特別支援教育室が設置された。これは教育委員会事務局としての特別支援教育の総合調整を図るねらいからである。

□平成20年度市教委特別支援教育体制



(3) 特別支援教育コーディネーター連絡会と特別支援学級担任連絡会

平成20年度、市教委学校教育課と市教育研究所の合同開催事業として、特別支援教育コーディネーター連絡会と特別支援学級連絡会を位置づけそれぞれ年間に4回ずつ実施した。特に特別支援教育コーディネーター連絡会は、保幼の特別支援教育コーディネーター連絡会と小中学校の特別支援教育コーディネーター連絡会に分けて実施した。実施内容は次の通りである。

- 第1回 保幼小中合同コーディネーター連絡会 市教委連絡事項 ブロック別顔合わせ
- 第2回 小中コーディネーター連絡会 事例学習会
- 第2回 保幼コーディネーター連絡会 事例学習会
- 第3回 小中コーディネーター連絡会 外部講師による研修会
- 第3回 保幼コーディネーター連絡会 外部講師による研修会
- 第4回 保幼小中合同コーディネーター連絡会 個別の指導計画の研修と引き継ぎ調整

昨年度と比べて今年度進んだことは、個別の指導計画の作成と引き継ぎについて第4回の保幼小中合同コーディネーター連絡会で、市内の各校園(約60校園)から個別の指導計画

を持ち寄り作成についての情報交換ができたことと、進路先の小学校と中学校への引き継ぎ計画がブロックごとに一齐に話し合われたことである。これにより、市内約 60 校園では個別の指導計画の作成と引き継ぎが軌道に乗ったと考えている。今後、記載内容の充実と日々の指導への生かし方について継続して取り組んでいきたい。



個別の指導計画の研修については、グループ構成を工夫し、市で作成した個別の指導計画、作成マニュアル、作成のチェックポイントをもとに話し合いを設定した。(資料参照)参加者からは、「他の園での作成事例について情報交換するなど大変参考になった。」「もっと早くこのような研修をしてほしかった。」などという感想が出ていた。

(4) 巡回相談と特別支援学校センター的機能

巡回相談は、市教育研究所が管轄し、巡回相談員 1 名、指導主事 1 名、非常勤の臨床心理士 1 名、そして地域の特別支援学校のセンター的機能により週一日 1 名という構成で実施している。相談希望の急激な増加があるため、県立特別支援学校のセンター的機能による巡回相談員の派遣については、市として大変ありがたく感じている。

4. 発達障害のある中学生男子の支援事例

中学校卒業時に、アスペルガーの診断のある男子生徒の母親からの訴えで、個別の支援チームによる支援につながったケースについて報告する。中学卒業後の支援の継続が大きな課題の一つであるため、本事例を取り上げた。以下、中学校の特別支援教育コーディネーターによる記述である。

教育・福祉・保健の連携による支援の事例 ～教職員と他機関、その他の人的資源との連携活用～

(1) はじめに

今回、一人の卒業生Aさんを事例に挙げて発表しようと思ったのは、母親の強い願いがあつてのことだ。私は教育相談担当として、中学三年の4月にAさんに会ったので、卒業までの1年間しか関わりはない。でも、この1年間の特に進路決定の時には本人・親・担任とも行き詰ってしまい、Aさんに本当に合った進路は何なのか本当に考えさせられた。そんな中で、いろいろな機関に連絡した結果、最終は教育研究所が学校と地域の各機関の間に立ちケース会議を設定して下さったことがきっかけとなり、現在Aさんは元気に定時制の通信制に通い、順調に社会に出る助走をしている。

この発表で、Aさんの1年間を振り返りながらAさんのご両親の強い想いを伝え、学校や社会に適応しにくい子どもたちの進路をどうしていくべきか？をみなさんと一緒に考える場になればと思っている。

(2) 生徒の実態

Aさんは、大人しく優しい性格だが、2年生の時にある事件を起こしたことをきっかけに、アスペルガー症候群の診断を受ける。以降、5月～10月初旬までは隔週、10月下旬からは月に1回のペースで通院して薬をもらっていた。また、学校ではSCのカウンセリングを週に1回、ストレスコントロールを目標に受けていた。

3年生の4月は、がんばって教室に入っていたが学校生活の中に強いストレス要因があり、そのストレスを蓄積していたので、授業に入れない教科が日に日に増え、別室で過ごす時間が増えてきた。6月頃からは全く教室にも行けなくなり夏休みまでは別室で給食を食べていたが、2学期からは給食を食べることも出来なくなっていった。

また、廊下で生徒とすれ違うときや試験のときに対する緊張、あるいはフラッシュバックをきっかけに、気持ちの波があり、特に自分の進路に対しては前向きに考えることができずにいた。

(3) 家族や取り巻く環境

父、母、本人、弟の4人家族。家族関係は、良好で特に母親は一生懸命である。母親はAさんとは違うSCに1～2週間に1回のカウンセリングを受けていた。

学校には、「なるべく人と会わない時間帯にきたい・・・」と言うことで、7時過ぎには母親に送ってもらって別室に登校していた。朝が早いのと薬の関係で、別室で10時頃まで寝ていた。学校の送迎は、母親だった。父親も、現実を受けとめAさんの特徴を理解

し、母親と二人三脚でサポートしようと、一步ずつ前に進む努力をされていた。リサイクルショップ巡り・音楽等の興味関心面で積極的に繋がり、行動範囲を広げようとしていた。弟との関係も非常に良く、悩み事を打ち明けたりもしていた。弟も、両親の姿や苦しむ兄の姿を見て、全面的に協力しようとしている。昼間は別室で過ごしていたが、家で遊んだり、連絡を取り合う友人はいた。仲が良いばかりではなく、時には喧嘩もしていた。

(4) 見立てと方策

同年代～若者と道ですれ違うだけでも、大きなストレスとなる状態であり、言葉で他者に怒りを伝えるのが難しく、そういった場面においては唯一の自己表現は暴力を振るうこと、殴ることだと考えており、今後、衝動的に行動化することも考えられた。

また、「高校＝地獄」と表現するほど新生活に大きなストレスとプレッシャーを抱いていた。そのため、進路は高校（全日制）だけではない事を知らせたり、中学校としてはAさんの進路先を決定するだけが、進路指導ではないと考えた。現実、高校に合格してもAさんが通える確率は非常に低く、何らかの進路は保障できても本当の保障にはならない。卒業後、Aさんが安心して生活を送れるようにするにはどうすればよいか考えた。そして、他機関に連絡をとって、相談することにした。同時に、親も高校の進路決定と平行して市の福祉関係に相談をしていた。

(5) 実際の支援

○生活・学習面

別室に登校し、教室へ行くことを進めることはしない。月・水・金は、市のふれあい相談員さんが午前中来てくださり、関わりを深めてくださった。（違う部屋に、他の別室生徒もいたので始終ではない。）また、教科の先生の空き時間で月の4校時に社会・火の4校時に英語・木の3校時に理科を固定で、指導してもらった。その中で、大人との関わりを一人でも多く増やすために、火・木は学年の教師を中心にシフトを組んで別室に行ってもらった。しかし、なかなか教師同士の引継ぎをする時間がないので、1冊のノートを回し、簡単にその時間に行った内容とAさんの様子を記入して回すことにした。このノートは、担任にもAさんの1日の様子を知ることができ、良かったと思う。

○カウンセリング

Aさんにとって、週に1回のSCとのカウンセリングは非常に心が安定する時間であった。話す・聴いてもらうことが、ストレスコントロールの要となっており定期的なカウンセリングは欠かさなかった。少々体調が悪くても、カウンセリングの時間だけ登校することもあったのでAさんも、定期的にストレスをほぐせる場を必要としていた。

○進路指導

高校への進路指導は担任が中心となり、いろいろな進路先を紹介したりしてAさんにあった路を、一緒に考えていた。高校の学習にも、いろいろなやり方があることを知らせることを目標とした。が、実際にはAさん自身に将来を考える余裕も希望もなく、不安のほうが大きかった。

○他機関への連絡

市教委（教育研究所）や県の教育相談室・適応教室などに連絡をとり、相談を掛けた。

(6) 結果と課題

“教室に行かなくても良い”ことを支えに学校生活を継続できた。

また、教師やSCと話ができる環境が整うにつれ、気持ちが安定してきた。そのため、プラスの外向きエネルギーを示し始めた。徐々に、卒業後の具体的な生活も考えられるようになり、定時制の通信制を選択した。「3年間で卒業できなくても、自分のペースで8年間かけて卒業すればいい。」というのが、Aさんにとっては気分的に楽になったようだ。しかし、合格してもこれからの不安が取り除けたわけではなく、むしろ、定期的に行っていたカウンセリングの時間は、義務教育が終了するというで引き継ぐことは難しく、卒業後はどこに頼っていけばよいのか・・・？の不安は、ふくらむ一方だった。そこで、卒業も目の前という頃に以前から相談を持ちかけていた教育研究所から連絡が入り、親からも福祉の方に相談があり、Aさんのことで地域の機関や親も交えてのケース会議を持ちたい。『今、いちばん課題となっていることは義務教育が終了し、社会へ出て行く子どもたちのサポート体制がとれないところにある。』と説明を受け、学校側も全く同じ意見だった。早速、ケース会議を行った。地域の他機関からの参加者は、雇用支援ワーカーさん・相談サポートさん・社会福祉課保健師・水口保健所保健師を教育研究所が集めてくださった。各機関から、どんなサポートができるかや、各機関の立場から見た現在の課題なども聞くことができ、大変中身が濃く、具体的な支援につながる会議となった。

会議で出た意見

- ・働くことは、学校に行くことよりエネルギーが必要であるので、社会に出るまでもっと助走が必要だ。本人が安心できる場所を、地域で作れないものか？
- ・社会福祉としては、発達障害の方がいちばん難しいが何か支援はできるはず。
- ・保健所は、家庭訪問ができます。本人でもおうちの方でも、不安なことがあれば来てもらってもいいです。
- ・地元の支援センターに週に1度でも通えないか連絡を取って、確認します。
- ・市のカウンセラーの配置も検討したい。 など

このように、いろんな立場から「こんなことができます！」が中心となった意見をもらうことができ、学校はもちろん、親がいちばん安心されていた。2回目からのケース会議には、地域の支援センターからも参加してくださった。また、8月末の4回目のケース会議からは、高校の担任と教育相談担当の先生にも参加してもらっている。

私が、この会議の中でいちばん心に残っていることは、母親が「もっと早くこのような会議をもていたら、もっと早く安心できていた。何度も、福祉の方へ足を運んでどこに相談すればよいのか悩んでいた。手帳を持ってないと相談できないのだと思って帰ってしまったこともある。だから、うちと同じようなことで困っておられる方がたくさんおられると思うので、こうして地域に頼れる機関がたくさんあることを、広めてほしい。」と訴えられた。会議の最後には、何度も何度もお礼を言われ、本当に安心した表情で帰って行かれたのが印象的である。そして、今年の夏休み半ばにたまたま、市内のスーパーでAさんの母親と偶然出会い立ち話をしていた。その中でも、こんなことを言われた。「本当にうちの子は、A 中学校に行かせてもらって良かったです。2年前の出来事を起こしたとき

はショックで、なかなか受け入れることができませんでした。あの時のことがなかったら自分の子どものことが何もわからず、今頃もっと苦しんでいたと思います。どこに頼ればいいのか、きっと私たち家族は社会から取り残されて大変なことになっていたと思います。」という思いを話された。別室に通い始めた最初の頃は、教師にもあまり心を開こうとせず、自分はだめな人間だ・・・と否定ばかりしていたが、たくさんの教師とSCとの関わりの中、いろいろな面で前向きに考えられるように変わっていった。卒業式の日には、Aさんと母親とが作ったパンケーキを全教職員に配ってくれ、関わりの深かった教師にはAさんがコンピュータを使って創った曲をCDにしてプレゼントしてくれた。このような、中学時代の思い出話をAさんの母親と笑ってできるということが、私は何より嬉しいことである。

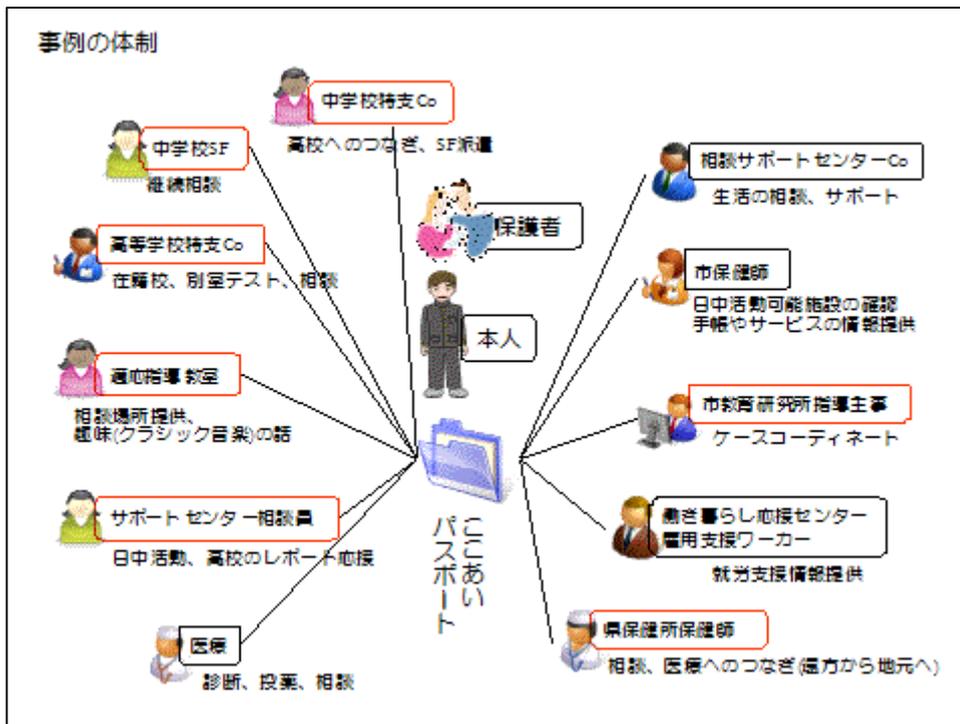
現在は、週に1回レポートを持って母親の送迎で高校に通学できている。また、地元の支援センターにも週に2～3回、母親の送迎から自転車で通えるようになってきている。支援センターに自分で通えることは、本人の大きな自信となり、他にも生活のリズムが整い、他者との接触の機会を増やすことにも繋がり、確実に社会に出る助走となっている。そして、支援センターや甲賀市適応教室の部屋をお借りして、月1回のペースで中学校のSCとのカウンセリングを継続している。このカウンセリングをきっかけに、一人で行ける場所が増えてきた。義務教育が終了すると、本来は中学校のカウンセリングは受けられないといわれるが、卒業後に上手く地域社会と繋ぐことが大切なことだと思うのでSCの時間が許せば、続けていこうと思う。11月末で、6回目のケース会議が終わった。そして今、動こうとしていることは、将来就労の時に必要となるかもしれない寮育手帳を取るために、保健師さんが間に入りその制度のことや意義などを、まず親に説明をしてもらっている。また、現在は京都の病院に通院しているが遠いため、近くにある湖南市の病院にスムーズに替わるために、これも保健師さんが間に入り動いてくださっている。そして、最近のカウンセリングで、週1回のスクーリングの時に学校では怖くてトイレに行けないでいることが分かった。早速、高校側が次回のスクーリングの時にほとんど誰も使わないトイレがあるので、その場所を母親に教え、本人と行ってもらうことになっている。

今回のことで、中学としては発達障害がある生徒や、もっと困るのは発達障害がありそうだが相談や支援機関につながない生徒の進路を、どう進めたらよいかが課題だとわかった。高校や就職先を決定するだけではなく、地域の機関とうまく連携して本当にみんなが安心できる路を繋ぐことが大切であると感じた。近年、高校退学者やニートと呼ばれる安定した職業に就かず働かない、または、引きこもりの若者が増えてきている。その原因のひとつに、学校や社会の集団生活に適応できず困っている人が、どこにも相談できずにいるのではないかとも思われる。相談できずにといいより、相談する機関があることを知らないのではないかと思う。発達障害がある、なしに関わらず、全ての人々が安心して生活していけるように、保・幼・小・中・高・地域社会の連携が大切で、そのためには学校だけで抱え込まず早い時期からどんどん他機関に相談を持ちかけ、地域にはいろいろな面から支援してくれる機関があることを広めていかなければならないと確信した。

<初回ケース会議のメンバー>

学校	他機関
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・保護者 ・管理職 ・3年学年主任 ・学級担任 ・養護教諭 ・教育相談担当 ・訪問相談員 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用支援ワーカー ・相談サポート ・社会福祉課保健師 ・水口保健所保健師 ・地域の支援センター ・教育研究所

<第2回以降の支援会議のメンバー>



5. ここあいパスポートによる協働体制の拡充について

(1)ここあいパスポート

「ここあいパスポート」とは、特別に支援の必要な子どもとその家族が、支援のための記録や資料を整理して所持することができる相談支援ファイルである。「ここあいパスポート」により、保護者は窓口ごとに子どもの説明を繰り返さなくても提示することにつながりがスムーズになり、支援者もこれまでの支援の状況をつかみやすくなる。つまり、情報の整理と共有による早期支援と継続支援を目的としている。

(2) 取り組みの経緯

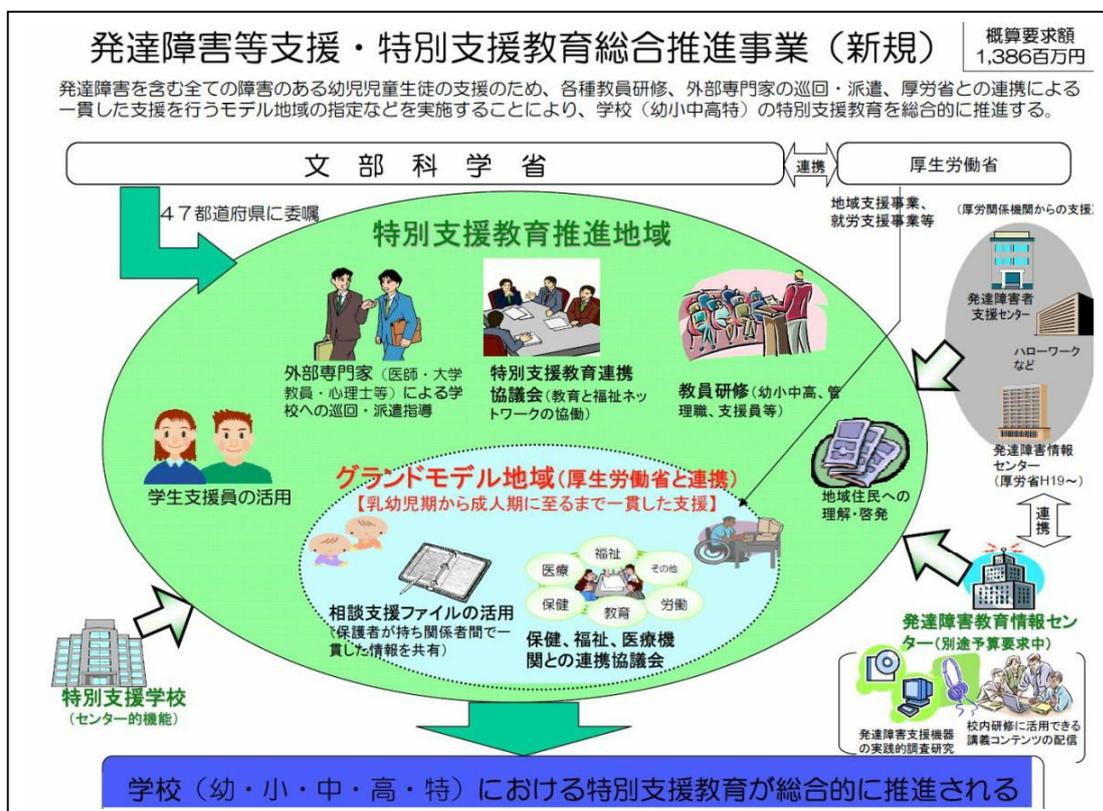
発達に支援の必要な子どもに対する取り組みは乳幼児期から始まる。支援のスタートのきっかけは乳幼児健診や園や学校での相談からという場合も多い。そしてニーズに応じたサービスとして、就学前は、親子教室、発達相談、療育教室、ことばの教室、園における特別支援、保育園・幼稚園での加配対応、就学相談等がある。また、就学後は、学校における特別支援教育、教育相談、巡回相談、ことばの教室等がある。さらに、保護者支援のための「レガート」等の利用も甲賀市と湖南市において定着してきているところである。しかし、近年はサービス利用のニーズが、提供できる枠や定員を超えている状況が続いており、支援者の増員など拡充の要望が相次いでいる。ところで、数年前から発達障害の理解と特別支援教育の開始に伴い、子どもの状態や各機関による支援の記録を一つにまとめた発達支援手帳のようなものが必要ではないかという意見が各地で出てくるようになった。なぜなら、乳幼児期から学齢期そして就労・生活にいたるまで、連続した切れ目のない支援が求められている中で、機関ごとに情報がありサービスがなされているにも関わらず繋がっていないという問題や、個人情報保護により、必要な共有化が進んでいないという問題が明らかになってきたからである。その解決のために母子手帳の継続版のようなイメージで整理するものがあればということと、保護者に情報を所持してもらうことで機関間で共有できるようにしようということが検討されるようになった。また実際に取り組み始めた機関や地域もある。

甲賀圏域においても、平成 18 年度に発達支援手帳作成の方針を定め、平成 19 年度に甲賀地域障害児者サービス調整会議特別支援教育部会で作成のための取り組みを始めた。平成 20 年度には、滋賀県教育委員会が甲賀圏域を文部科学省の発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業のグランドモデル地域として指定した。このことにより、「ここあいパスポート」を相談支援ファイルとして推進することになった。

また、「ここあいパスポート」は甲賀市の障害者計画および湖南市の障害福祉計画においても推進することが位置づけられている。さらに、「ここあいパスポート」策定の事務局は県の機関である甲賀保健所が担当した。いわば、甲賀市・湖南市・甲賀市教委・湖南市教委・滋賀県・滋賀県教委のスクラムによる共同推進体制となっている。



実際の策定のためのワーキングは特別支援教育部会に「ここあいパスポート」作成委員会を組織して取り組んでいる。そして平成21年3月に完成を予定し、平成21年度より運用開始を予定している。



文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> より引用

「ここあいパスポート」の特徴を次に示す。

- ①保護者が A4 サイズのファイルを用意し、所持する。
- ②保健、福祉、教育、医療、労働等の支援の関係機関に周知している。
- ③乳幼児期から就労支援までの各ステージごとにシートがあり、必要なシートを使用する。
- ④シートはホームページからダウンロードする。（当面は説明の窓口を設置する予定）
- ⑤園や学校から個別の指導計画のコピーを受け取った場合は、一緒に綴じる。
- ⑥A4 サイズのファイル形式でありファイルは保護者が用意する。
- ⑦「ここあいパスポート」は個別の支援計画と個別の教育支援計画を含む。

（3）ここあいパスポートの活用

「ここあいパスポート」には、支援の見通しを示すことで、保護者の不安を軽減し、関係者とともに子どもの発達や成長をあたたく応援していくチームアプローチに早期につながっていくという役割も期待できる。それは、親がしんどい状況を抱え込んだり、子どもに過度な要求をしたりして、子どもがつらい思いをしたり、ひきこもったりすることを少しでも防ぐことにもつながる。さらには、自分を肯定的に受け止めながら、安心して社会参加できる甲賀地域をつくっていくことにもつながる。

また、「ここあいパスポート」の有効な活用のためには、各機関での周知とあわせて、保護者には長期間の所持が求められる。ただし、誰が所持しているかの把握をどうするか、紛失した場合はどうするかなどの課題もあり、今後、安全な方法によるバックアップ機能についても検討が必要になるであろう。

「ここあいパスポート」について甲賀地域サービス調整会議特別支援教育部会が2月15日に開催したシンポジウムには、地域の保護者、福祉関係者、学校や園の教職員、保育士、行政関係者など約350人が参加した。保護者や支援関係者から早速使いたいという希望が多数寄せられている。

ここあいパスポートシート利用票

ここあいパスポートのシートは、その人に応じて配布されます。どんなシートを配布されたかメモしておきましょう。この利用票が、「ここあいパスポートの目次」となります。

No.	シートの名称	利用を始めた日	No.	シートの名称	利用を始めた日
1	プロフィール		20	中学3年生シート	
2	乳幼児期の記録		21	中学生の頃の記録	
3	発達相談の資料・記録		22	高1年生シート	
4	0歳児シート		23	高2年生シート	
5	1歳児シート		24	高3年生シート	
6	2歳児シート		25	高校の頃の記録	
7	3歳児シート		26	園・学校の資料・記録	
8	4歳児シート		27	成人期生活の記録	
9	5歳児シート		28	就労の記録	
10	保育園・幼稚園の頃の記録		29	職業訓練・職場実習の資料・記録	
11	小学1年生シート		30	医療の資料・記録	
12	小学2年生シート		31	担当者の記録	
13	小学3年生シート		32	申請書などの資料・記録	
14	小学4年生シート		33	その他の資料・記録	
15	小学5年生シート		34	成長の記録	
16	小学6年生シート		35	生活リズム記録表	
17	小学生の頃の記録		36	成人期アセスメントシート①	
18	中学1年生シート		37	成人期アセスメントシート②	
19	中学2年生シート		38	コピー記録表	

＜甲賀市療育教室親の会会長の意見＞

皆さんこんにちは。甲賀市こじか教室親の会の奥野です。親の代表でと言うことですが、私の子どもは6歳で、親としても経験が浅くまだまだ勉強中の身の母親ですが、精一杯お話しさせていただきますので宜しくお願いいたします。

私の子供は生後4ヶ月の時に點頭てんかんになり発作が始まり入院生活が3ヶ月ありました。退院後は発作も止まり落ち着いていましたが、2歳半の時に発達の遅れがあり療育に通うことになりました。その後知的な遅れのある広汎性発達障害・自閉症スペクトラムと診断を受け現在に至ります。今春より特別支援学校の1年生になる男の子です。子供が生まれてから今まで思ったこと、たくさんの保護者の方との出会いの中でお聞きしたこと、感じたことを話していきたいと思えます。

子供が障がいを持つことで、色々な関係機関（役所・保育園・療育・病院など）とかかわってきました。そのたびに子供の情報を説明する機会が、本当に多いのです。時に母子手帳・育児日記・発達検査その他・・・開きながら書き、そして伝えます。子供のことは言え正直大変な作業になることもあります。小学校へ上がった子供さんを持つお母さんからの話によると入学時に説明はするものの先生が変わるたびに一から十までまた同じ話を繰り返したということも聞いています。特別支援計画で引継ぎもされていますが、時に伝わりきっていないことも事実のようです。

そこで今回始まります“ここあいパスポート”をどのように展開していくかですが、まず、親が子供の情報をリアルタイムで記入しまとめていく作業もとても大切だと思います。保護者も子供の情報を“まとめた”とは思っていてもどうまとめていくかを考えて

いるうちに日々の生活に追われなかなかできないのが現状です。小さい時の事は成長するに連れてどんどん忘れがちになりますので、そこでこのパスポートを使い覚えているうちに正確に情報を書いて保存することで、必要な時に、必要な情報がわかり、人にも伝えやすくなると思います。私もここあいパスポートを拝見させていただきましたが、とてもまとめやすく書きやすくなっていますので、早速書いていこうかと思っています。

そして保護者の作ったものを関係機関がどう利用していくか・・・が課題になります。湖南省においては湖南省発達支援システムがありプログラムを使って学齢期就労期までは情報のネットワーク化がされ引継ぎや支援の対応もスムーズにおこなわれているということですが、甲賀市においてはこれからどのようにおこなわれるのかが課題となりますし、湖南省・甲賀市においても教育期以後成人・生涯に至るまで情報の引継ぎを是非このパスポート等を使って発展させ、スムーズな対応が出来るように期待しております。

そしてもうひとつ大切な課題として、親亡き後、そしてもし何かあったとき天災・地震・火事・事故等でこのパスポートが失われることもありうるので、保管・管理をどうするかと言う課題です。そこでやはりどこかの機関に情報を保護者同意の元、管理・保管してもらう必要もあると思います。人は成人になってからの人生のほうが長いです。その人が小さいときからどのような特徴があってどのように周りが支援をしてきたか、と言う情報を知ること、これからその人の可能性をどう発展すれば、どう支援すればその人らしく生きていけるのかを探す道しるべになると思います。今のところパスポートの保管は保護者のみではありますが、正しく自分のことを代弁しにくい人たちのために、個人情報扱いが厳しい現状ではありますが、第三者による保管・管理が必要だと思います。障がいを持つ人たちが生涯において安心・安全に暮らせる町づくり国づくりをしていって欲しいと思います。もちろん保護者も参加し一緒に考えていきたいと思ひますし、関係機関が手を組み輪のなかで話し合い、進んでいって欲しいものです。

ここあいパスポートが有効に意味のあるものに発展し展開していくことを願いつつ話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

<注記>

甲賀市の発達支援体制を核とするチーム支援に関する資料は章末に掲載した。

6. 甲賀地域の相談支援事業を核とするチーム支援

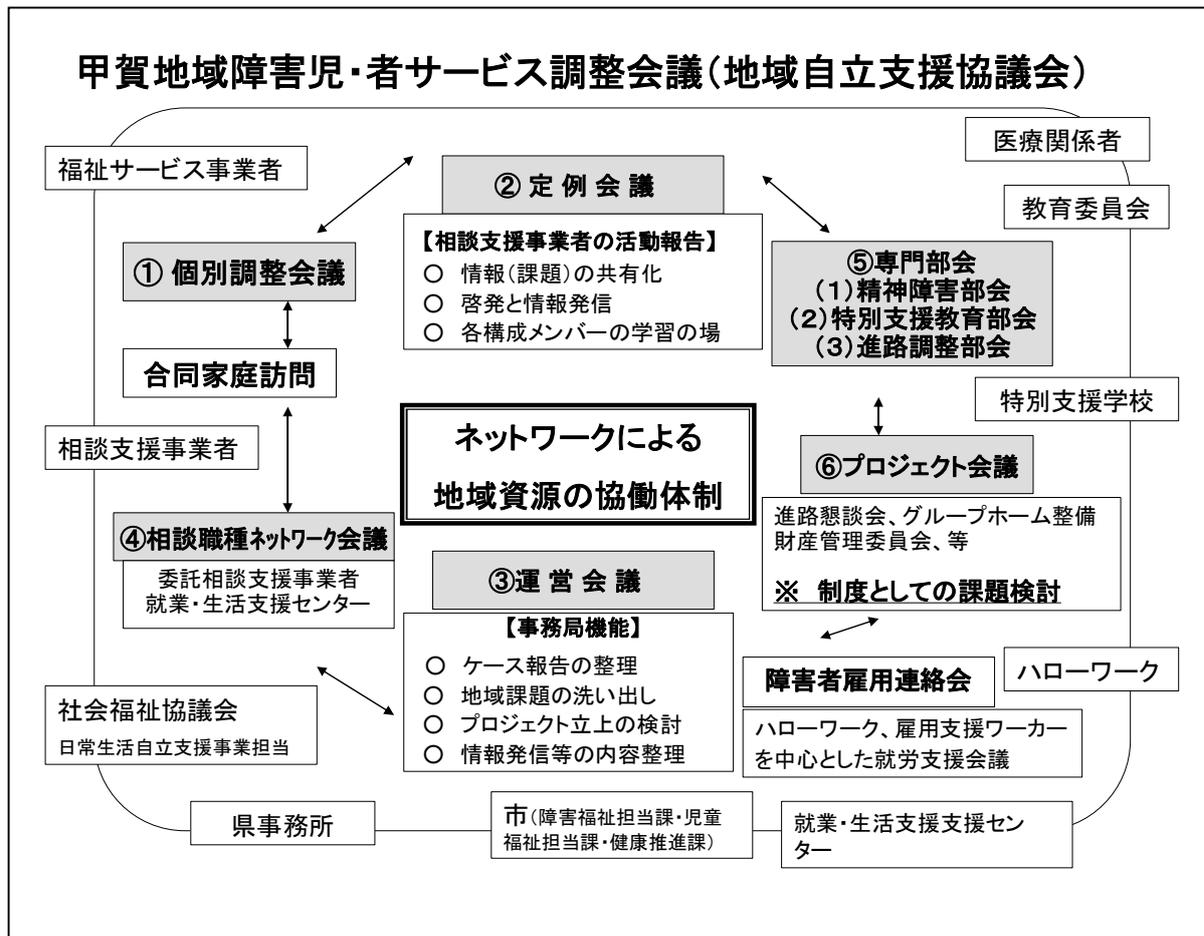
本章では甲賀市研究班で取り上げた事例の中でも、相対的に相談支援事業（甲賀地域ネット相談サポートセンター）とサービス調整会議が核となり、甲賀市教育委員会をはじめとする各機関・資源とチームで支援をすすめた事例について報告する。なお、事例報告に先立って、甲賀地域の地域自立支援協議会について、改めて振り返っておきたい。

(1) 甲賀地域の地域自立支援協議会について

滋賀県甲賀圏域では、平成7年に「甲賀郡サービス調整会議」を設置した。現在の甲賀市、湖南市（人口約15万人）のエリアを対象として、障害福祉の関係機関が集まり、地域の課題について協議を重ねてきている。

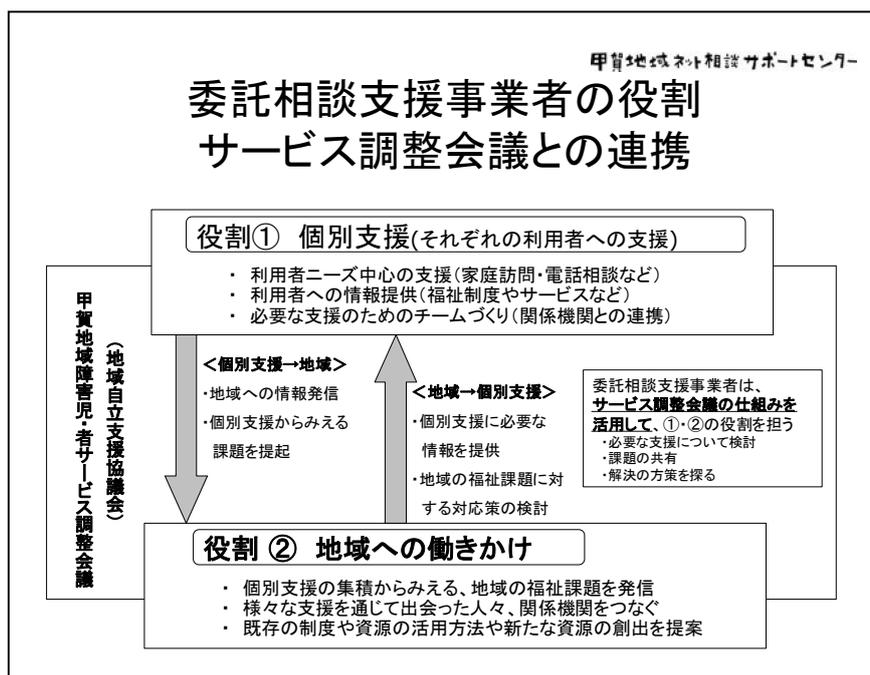
平成18年度の障害者自立支援法の施行後は、サービス調整会議を地域自立支援協議会と位置づけ、平成20年度現在では「甲賀地域障害児・者サービス調整会議（甲賀地域障害者地域自立支援協議会）」として、継続的に地域の障害児・者の課題について検討をしている。その設置要項の第2条で、次のように目的が謳われているところである。

「第2条 サービス調整会議は、甲賀地域に居住する障害児（者）に関する福祉、就労、保健医療等の各種サービスを総合的に調整、推進することともに、教育との連携強化を目的とする」



甲賀地域サービス調整会議においては、様々な関係機関が連携して個別の支援を実施すること（図中「①個別調整会議」の実施）と、個別の支援の集積から見えてくる地域の福祉の課題を検討し、解決策を探ることを重視している。

平成20年度は甲賀県事務所が事務局をもち、甲賀市、湖南市の2市や相談支援事業者（委託相談支援事業者4カ所）、就業生活支援センター1カ所、が事務局機能を担う「③運営会議」の構成メンバーとなっている。今回の研究に協力した甲賀地域ネット相談サポートセンターは4カ所ある委託相談支援事業者の1つである。ちなみに、個別の支援と地域への働きかけという二つの柱となる業務を委託相談支援事業者とサービス調整会議がどのように分かち合っているか新波そうしたのが次の図である。



さて、個別支援にかかる「①個別調整会議」はケースに応じた随時開催であるが、地域への働きかけを行うためのエンジンとなる「②定例会議」は毎月1回実施し、地域の情報、課題の共有を行っている。さらに継続的に検討していく課題について「⑤専門部会」を設置しており、現在は「精神障害者部会」「特別支援教育部会」「進路調整部会」を開催している。今回の研究については、教育と福祉の連携を考えることを主たる目的にしている「特別支援教育部会」のメンバーが主に参加した。以下、3つの部会について概要を掲げておく。

<① 個別(サービス)調整会議>

- 随時開催
 - ・ケースに応じた様々な地域資源の招集
- チームによる支援計画の作成・即応性と柔軟なチーム編成
 - ・会議は、原則として毎月1回開催することとし、南部振興局甲賀県事務所地域健康

福祉部長が召集する。ただし、必要と認められる場合は随時召集することができる。
なお、必要な委員のみを召集し、開催できるものとする。

(甲賀地域障害児・者サービス調整会議 設置要綱 第5条)

- 開催回数
 - ・ 311回 (平成19年度・甲賀地域ネット相談サポートセンター相談員参加分)
- 参加人数
 - ・ 800名 (延べ) 医療・保健、福祉、教育、労働分野 (主治医から民生委員まで多種職)
- 開催場所
 - ・ 市役所、学校、病院などなるべく多くの人が参加できる場所

<② 定例(サービス調整)会議>

- 毎月第3火曜日午後開催
- 障害者福祉に関する情報共有
- 啓発と情報発信
- 各構成メンバーの学習の場
 - ・ 平成18年度現在67機関で構成
 - ・ 1回の平均参加者は30～40名

<⑤ 専門部会～(2)特別支援教育部会>

- 目的
 - ・ 発達障害児・者への取り組みについて教育関係者・医療関係者・福祉関係者が連携して協議・検討する。
- 参加者
 - ・ 各市福祉・児童・保健・教育関係課、特別支援学校、生活支援センター、県立小児保健医療センター、地域健康福祉部など
- 今年度の主な取り組み
 - ・ 各分野 (保育・教育・生活支援) からの事例報告・検討
 - ・ 管内保・幼・小・中・高校教員対象研修会の実施
 - ・ 市の障害福祉計画への提言まとめ

(2)障害児・者相談支援事業による支援事例から

以下、3つの事例について概要と支援の経過及び福祉と教育等他分野の連携に関するポイントを整理したスライド資料を掲載しておく。各事例をスケッチすれば次のようになる。

事例1：障害児と不登校のくきょうだいを抱える父子家庭への支援事例

事例2：学齢期から引きこもりだった成人知的障害者への支援

事例3：発達障害者の就労と生活の支援

1)事例1～障害児と不登校のくきょうだい>を抱える父子家庭への支援

本事例は、長男（特別支援学校中学部、重度知的障害・自閉症）と長女（中学校通常学級、小学校から不登校状態続く）の介護・見守りに専念してきた母の死去により父親の就労継続やレスパイトを含め、集中的な家族支援が必要となった父子家庭である。

本家族への支援が開始されたのは平成 18 年、母親の入院に端を発する。即ち、主に知的障害のある長男の通学と、母の看病をしている父の支援のため、ホームヘルプサービス、日中一時支援事業の利用計画を作成した、というものである。母の死後は、この計画をベースに見直しを図り、次のような柱からなるケアプランとなった。

ケアプラン票Ⅱ		作成 平成19年12月	
支援対象者氏名(〇〇 〇〇)			
【援助の全体目標】			
①父の就労保障と本人の通学保障。 ②本人が安心して過ごせる場所の提供。 ③父のレスパイトと本人の自立に向けての余暇支援。			
【ニーズ整理と支援体制】			
ニーズ	援助目標	サービス内容・頻度・時間	提供者など
<ul style="list-style-type: none"> ・父が毎日仕事に行く必要がある ・登下校の時間に父の仕事が間に合わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・父の就労保障 ・本人の通学の保障 ・本人が安心して過ごせる場所の提供 	平日の朝と夕方、土曜日や祝日のサービス利用。 ・居宅介護 ・日中一時支援事業	居宅介護事業所 日中一時支援事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・父の休息が必要 ・その間、本人が楽しめる余暇活動に付き添ってほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・父の介護負担軽減、レスパイト ・本人の自立に向けて余暇活動の保障 	居宅介護 (2回/月)	居宅介護事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・通院(特に採血の場合)や買い物(特に洋服購入時の試着等をイメージ)に、父だけでは本人への対応が困難であるため、ヘルパーに同行をお願いしたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが同行することで、スムーズに次の活動へ移るための助言や見守りを行う(父と本人の関係性上、日常生活で煮詰まってしまう場面が多くある) ・本人の自立へ向けての支援 	居宅介護 (1回/2~3ヶ月)	居宅介護事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・家族の用事のあるときや緊急時に宿泊も含めて本人が過ごせる場所が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に宿泊可能なサービスの提供 ・本人が抵抗せずに安心して宿泊できる場所の提供 	ナイトケア	ナイトケア事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報を得て、相談できるところが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭を中心とした関係機関の連携 		特別支援学校 市社会福祉課 居宅介護事業所 相談支援事業者

しかしながら、平成 20 年 3 月、父親から「しばらく会社を休む」との連絡があり、あらためて課題の整理をしてみると次のようになった。要するに家族支援においては長男・長女・父親を一体的に支える必要があり、そのためには「障害」分野を担当する相談支援事業者だけではアプローチすらできない、という状況が浮き彫りになったのである

課題の整理

(父と障害児・者コーディネーターとの相談内容)

利用者の希望	援助の目標	支援の内容
相談員が利用者より聞き取った希望の内容	利用者や関係機関と相談員が協議して決めた援助目標	具体的な支援の内容。 利用者・関係機関・相談員で共有。
父は仕事に行かなくては行けない。 また、長男を学校に行かせたい。	父の就労保障 長男の通学を保障。 長男が安心して過ごせる場所の提供。	平日の朝と夕方、土曜日や祝日のサービス利用。 ・居宅介護、日中一時支援事業などの障害福祉サービスを利用
毎日、長男の介護・見守りを行うのは大変だ。	・父の介護負担軽減、レスパイト ・本人の自立に向けて余暇活動の保障	本人の余暇支援を休日に実施することで、父の介護負担を軽減する。
緊急的に父の用事が入ったときに長男を一時的に預かってほしい。	・緊急時に宿泊可能なサービスの提供 ・本人が抵抗せずに安心して宿泊できる場所の提供	ナイトケア(滋賀県単独の事業)の利用
長女の生活リズムを確保していきたい。	<p>障害児・者コーディネーターでは、援助目標設定、支援の内容の検討ができない。 (話を聞くことしかできない)</p> <p>↓</p> <p>長女の通う中学校との連携する必要性があった。</p> <p>↓</p> <p>長女の中学校での支援計画検討会議にて、支援計画の検討。(H20. 5月に実施)</p>	
長女に中学校に行きたくて欲しい。		
長女の将来の生活、進路が心配だ。		

そこで早速、甲賀市教育委員会の協力を仰いで長女の在籍する中学校で支援会議を行った(平成 20 年 5 月実施)。

<参加者>

父、中学校長、特別支援教育コーディネーター、担任、市教育研究所 教育相談員、指導主事、特別支援学校 特別支援教育コーディネーター、保健所 保健師(思春期相談担当・本人について父が相談)、市児童福祉担当、障害福祉サービス事業所(長男が利用)副所長 障害児・者コーディネーター(相談支援専門員)、ケアプラン作成担当

<会議の招集、進行>

中学校特別支援教育コーディネーターが招集、会議を進行

<会議の内容>

- ① 本人、家庭状況の確認 父からの聞き取り
- ② 支援計画の確認

その結果、本人（妹）に対する、中学校の個別の指導計画を確認し、父へ提示することとなり、父の就労支援、兄への支援を含め、総合的な支援計画を検討するに至ったのである。

以上をふまえて、本事例における支援の要点をまとめると次のようになる。

- 長女（障害はない）の支援には、障害福祉関係機関が軸となって関わることができない。
- 長男の支援を行うなかで、家庭全体の安定には、長女への支援が必要であることを強く認識。
- 長女の支援関係機関と連携しないと、家庭の総合的な支援は行えない。
- 特別支援教育コーディネーターが会議を招集してくれたこと。
- 必要な支援を届けるために様々な分野との連携が必要であること。

2) 事例 2: 学齢期から引きこもりだった成人知的障害者への支援

本事例は現在 20 歳となった知的障害と広汎性発達障害をもつ A さんが自己肯定感を獲得し、将来を展望できるようになってきた支援事例である。A さんは小学校・中学校ともに普通学級で過ごし、高校は養護学校高等部に通った。両親とふたりの弟、祖母の 5 人暮らしである。相談の契機は養護学校卒業後に通所施設への進路が決まったものの、家から出ることができなくなったことであった。



これまでの経過

- 幼少期より言葉に遅れ。
- 小学校より学習についていけず。特別支援学級への勧めがあったが、家族の強い希望により6年間普通学級で過ごす。
- 中学1年より学校に居づらくなり不登校に。
- 中卒後、養護学校高等部に在籍。送迎車に乗れず母が送迎。しかし全授業日数の1/3ほどしか出席出来ず。
- 養護学校卒業後、通所施設への進路に定まったが家から出ることが出来ず、ひきこもり状態となる。

3

個別支援会議の開催が支援体制をつくりあげる第一歩と考えたが、ひきこもり状態を示している本事例の場合、次のような点に留意する必要があると考えた。

<ひきこもり状態から脱却するための支援について>

- ・「自分は出来る」という強い思いがある。
- ・失敗経験はプラスにならない。
- ・母の過大な期待（やればできる）が本人にとっては負担感となっている。
- ・プライドが高く「企業に勤めたい」が、「でも人に会いたくない」という相反感情に苦しんでいる。
- ・無理強いすれば、更に閉じこもってしまう可能性が高い。

<本人の思いを聴き取るための手立てについて>

- ・学齢期に体験した対人的ダメージが残っている。
- ・母が窓口でなければ連絡が取り合えない状態
- ・信頼関係を結ぶまでに時間が掛かる

以上を踏まえて行った個別支援会議における議題は①ひきこもり状態からどのように脱却を図るか、②日中活動先の検討、③母の過大な期待をどのように和らげていくか、の3点に絞られ、次のような議論と決定事項に至った。

個別支援会議で話し合ったこと…

①就労に対する意識変換（通所施設利用の意識付け）

- 企業でのストレスに耐えることは難しい
- 実習時のマイナスイメージから通所施設利用に拒否を示す
- 本人のプライドを尊重しながら、「企業就労より通所施設」という意識付けを行うことが必要

②対人面でのフォロー

- 対人関係を作ることができない
- 生活支援ワーカーが仲介的な役割を担い対人面でのフォローを行っていく必要がある

③外出時のフォロー

- 就労意識と「自分は出来る」というプライドを外出のモチベーションに繋げる
- 外出時に付き添えるような本人との信頼関係を作ることが必要。



個別支援会議での決定事項

①コミュニケーションの方法を変える

- 携帯電話のメールを活用
- 直接的にコミュニケーションをとり信頼関係を結ぶ

②企業見学、ハローワークでの就職相談

- 実際の就労現場を見学することで企業の厳しさを体験してもらう
- ハローワークで相談し就職の難しさを自分自身が経験してもらう
- 通所施設からスタートすることがマイナスではないことを促す

③定期的に個別支援会議を開催

医師のアドバイスを取り入れ支援内容を検討する

- 本人の状態観察・支援経過を慎重に精査し進めていく必要がある
- 精神科医の専門的な見解を支援内容に取り入れる
- 医師より母への助言(過剰な期待を和らげる役目)
- 支援の方向性の一本化する(迷いが出たときの修正)

7

個別支援会議の決定を受けて2年が経過する中、初期段階では拒否していた通所施設への見学・実習が可能となり、生活支援ワーカーが本人と施設の関わりを増やして本利用へつなげるアプローチを重ねた。また、ハローワークでの相談経験を重ねたことで退陣面での拒否反応が少なくなり、施設実習を繰り返し行うことで自信に繋がり外出に抵抗を示すこともなくなった。

現在のAさんは実習していた通所施設を正式利用するに至り、作業能力も高く大事な戦力として期待される存在になっている。また自信を身につけ、自分から積極的にコミュニケーションがとれるようになって笑顔が増え、元担任が主催するクラス会を楽しみにするようになっていく。

3) 事例 3: 発達障害者の就労と生活の支援

現在20歳となったBさんは大手電子機器会社の社員として働くサラリーマンである。高機能自閉症の診断を受けており、コミュニケーションやストレスのコントロールに課題を抱えているとともに、過去のいじめ体験がフラッシュバックして興奮状態になってしまうなど、職場と日常生活双方において支援が必要な方である。事例2と同様に小学校・中学校は普通学級で過ごし、高校は養護学校を卒業した。現在両親、弟との4人暮らしで姉が別居している。



これまでの経過

- 2歳を過ぎても言葉が出ず。自閉的傾向と診断。
- 小学校は普通学級に在籍。同級生から言葉によるいじめを受け不登校傾向に。
- 中学校は特別支援学級に在籍。同級生からの嫌がらせは続き興奮してパニックを起こすことも。
- 中卒後、養護学校へ。元同級生が自宅にまで嫌がらせをしに来るように。
- 卒業後、障害者雇用にて地元企業に就職。元同級生からの嫌がらせも続いており、家族の心配は絶えない状況。



Bさんの特徴

- 挨拶を含め自分で人に話しかけることが苦手。
- メールや筆談をもちいると自分の思いを表現できる。
- 人を待たせたまま自分の気になっていることをしてしまうなど、周りからは身勝手と受け取られてしまうような行動が多い。
- 時間を考えて行動することが難しく、しばしば時間に遅れてしまう。
- 過去に受けた言葉による嫌がらせの記憶が度々フラッシュバック。興奮を助長させトラブルに。
- ストレスが溜まるとイライラし周囲の人に対して拒否的、被害的になる。

これまでの経過に記したように、日常生活上においては、元同級生の嫌がらせが続いており、フラッシュバックから不安定な行動を起こしてしまう。一度興奮状態になると家族でも抑えられなくなる。また、就労生活においては同僚とのコミュニケーションがうまく取れずストレスの要因となっている、自分なりの解釈から修正することが出来ずに社内ルールからはみだしてしまいトラブルを起こすことがある、興奮状態になると暴言や時に暴力を振るうような素振りを見せ、会社内で問題になっている、という状況にあった。

そこで、会社で月に1回個別支援会議を行い、会社と一緒に支援内容を検討することで信頼関係の構築を図り、生活の乱れが就労を狂わせることのないように＜働く暮らし＞の一体的な支援の組み立てを図ろうとしてきた。現在の支援内容は次のようである。

<現在の支援内容>

① 地域の警察からの協力

自宅周辺への夜間巡回を依頼し、「警察として協力する」と了承を得る。

② 本人とのコミュニケーション

生活については生活支援ワーカー、就労についてはジョブコーチが担い、メールや筆談を活用している。また、元担任の先生がメールでやりとりをし、本人の思いを聞き出す役割を果たしている。

③ 個別支援会議の定例化

生活支援と就労支援の情報共有を密にするため、個別支援会議を定例化している。その結果、会社に安心感が生まれている。

現状では嫌がらせが終息に向かい本人も落ち着いてきているが、社内の人間関係は印だ改善できていない。ただし、会社の理解は十分にあるので、本人の自覚を促す手立てや会社との連携をとりつつ継続した支援を導入する必要性をさらに検討中である。

以上、二つの成人支援事例が示唆する支援のポイントをまとめると次のようになる。

<成人期支援のポイント>

○ 支援計画の連続性

ライフステージの境目で支援を途絶えさせてはいけない。

○ 連携・協力の重要性

成人期の生活支援には終わりが無い。

○ 信頼関係の継続性

先生とは、どれだけ歳を重ねても頼れる存在。

○ 「ほっ」とできる環境作り

生活場面は「頑張る」ステージではない。

(3)障害者自立支援法における相談支援事業の課題と可能性

障害者自立支援法に、相談支援事業が位置づいていること、ケアマネジメントの手法を用いて、地域の関係機関と連携して支援を実施できることについて可能性を感じている。

甲賀地域においても、福祉の関係機関だけでなく、教育、保健、医療などの様々な分野との個別調整会議を活用した連携が少しずつ積み上がってきている。

課題としては、地域自立支援協議会において、地域の課題の集積や共有までは関係機関との協力のなかで行うことが定着してきているが、課題を具体的に解決していくことができていないことがある。集積し共有した課題をさらに分析し、整理していくことで、解決の方法を提案していくことが今後より必要になってくるであろうと考えている。

利用者ひとりひとりの支援を実施することを通じ、地域の福祉課題を集積すること。それを解決していく流れを利用者と支援関係者が共有して、地域の福祉の力を高めていく過程を大切にしていきたいと考える。

7. 滋賀チーム実践・研究関連資料

<甲賀市の発達支援体制を核とするチーム支援に関する資料>

資料1：甲賀市個別指導計画（保幼）様式

資料2：甲賀市個別指導計画（保幼）マニュアル

資料3：甲賀市個別指導計画（小・中通常学級）様式

資料4：甲賀市個別指導計画（小・中通常学級）マニュアル

資料5：個別指導計画チェックポイント

資料6：ここあいパスポート（チラシ）

資料7：ここあいパスポート案内

資料8：甲賀市教育委員会・西谷淳プレゼンテーション資料

*資料1～5は甲賀市教育委員会が作成

*資料6～8は甲賀地域障害児者サービス調整会議特別支援教育部会が作成

★園児名
★生年月日 年 月 日

★園名 (小学校区)
★クラス名 () () 歳児
★担任名
★加配 (あり ・ なし)

↓
加配名:

★家族構成

専門機関や検査から

保護者の願い

子どもの願い

指導者の願い

生活情報



あそび

生活地図



対人関係



作成年月日 年 月 日 園児名() (前期 ・ 後期) ver.090220

園長印

長期目標

前期目標

後期目標

園児の様子

実現可能な目標

指導の手だて

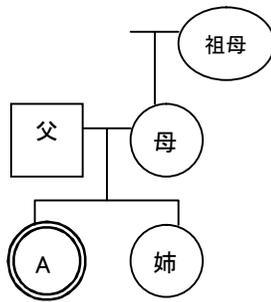
結果及び手だての評価・考察

★園児名
★生年月日 年 月 日

★園名 () 小学校区)
★クラス名 () () 歳児
★担任名
★加配 (あり ・ なし)
↓
加配名:

★家族構成

図でかく。
・男性は□
・女性は○
・本人は二重



保護者の願い

保護者にたずねたり、連絡帳に書いてもらって把握し記入する。
加配と担任は保護者と一緒に子どもの成長について考えていく姿勢が伝わるようにする。

子どもの願い

日常の姿から子どもの思いをくみとり記入する

指導者の願い

加配(担任)としての指導方針や願いを記入する。保護者と願いが違ってそのまま記入する。

生活情報



食事



着替え



トイレ



片づけ



その他

自立の程度について、それぞれ記入する。一人でできていないときはどのようにサポートしているかもごく簡単に書く。また、器用さや、利き手、好き嫌い、便意の感覚等何か特記すべきことがあれば記入する。

あそび

園内のどんな遊具や遊びをしているか。それは主に誰としているのかについて、簡単な絵を描きながら説明する。また、教室の中での絵本の読み聞かせや、作品づくりの時のようす。得意なことやよくしていることも必ず記入する。



加配が一緒の時、ジャングルジムと滑り台によく行く。

裏山で、木の実を拾って数えている事が多い。

生活地図

土曜日 祖母の家

火・金 スイミング教室

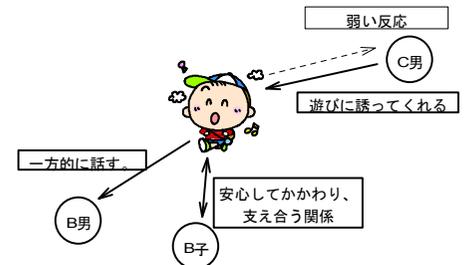


自宅を中心として、どのような生活経験をしているのかを把握するために、記入する。例えば、スイミング等の習い事、定期的に祖父母の家で寝ている、よく遊ぶ友達の家等。

対人関係

どの子とどんな関わりを持っているか、ごく簡単に記入する。関わりは主にどちら側からなのかについて矢印をつける。関係が深い場合は線を太くする。

イニシャルで記入 (マイナス面については要配慮)



長期目標

一枚目の情報、幼児の観察等から、加配と担任が、子どもの課題について話し合い、優先順位を考えて長期目標を設定する。また、発達相談、ことばの教室、巡回相談の際にも共通理解を図るようにする。

前期目標

後期目標

指導の手だて

園児の様子

◇健康

例えば、食事、排泄、着替え、手洗い等の様子等

◇人間関係

例えば、順番、用具の貸し借りなど基本的なルール
の理解、ごっこあそび、手伝い、相手の意見の受け
入れ等

◇環境

例えば、自然、物、数への興味、身近な用具の使い
方、後片付け、前後、左右の違いや時間の感覚等

◇言葉

例えば、あいさつ、質問への適切な応答、日常生活
で使う物の名称や単語の理解、注意して指示を聞く、
相手にわかる話し方、絵本、文字や記号への関心等

◇表現

例えば、歌う、描く、つくる、身体表現等

実現可能な目標

出来る範囲で、達成できたかどうかの評
価可能な、具体的な目標を設定する。

1枚目の「専門機関や検査から」の項目で心理
検査結果等を指導の手だてのどの部分に活か
そうとしているか、記号で記入する。たとえば、
機関から「★視覚情報はよく理解できるが見通
しが持ちにくいので視覚的にスケジュールを提
示する必要がある」ということであれば、手だて
として「★絵カードを使ってスケジュールボード
で、学習内容を本人に確認させる」などとする。
手だても、その方法で良かったのかどうか評価
できるように具体的に記述する。

「園児の様子」の五つの項目は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で示されているものです。ただし、個別指導計画に、この五つすべてを取り上げる必要はありません。別名で領域として設定しても良いです。園児の実態に応じて、重点的にとりあげる領域名を設定してください。また、「園児の様子」で例としてあげている事柄については、左の領域欄の項目について、どんなものが考えられるかを示しています。ただしあくまで、例です。

結果及び手だての評価・考察

評価は、指導のめあて(目標設定)が適切で
あったかどうか、指導の手だては効果があっ
たかどうかについて、また本人の変化につ
いて記述する。ここで本人の課題や状態と
して記述したこと(例えば♡マークをつける)は、
次の「園児の様子」欄につながるのではと考
えられる。

また、上記の本人の課題や状態について、
他機関との連携で大切にしたいことや、次年
度への申し送り事項、就学前の場合は小学
校に引き継ぐ事項を記入する。

甲賀市 個別の指導計画 小・中学校 通常学級版 ver.090220

作成日 年 月 日

校長印

※どの項目も追記してよい。その際は追記した項目の該当欄に日付を記入する。

※保護者への説明→個別の指導計画の作成について(口頭・提供・未説明)

※保護者への説明→個別の指導計画の引き継ぎについて(済・未説明)

※前年度の個別の指導計画【あり・なし】

(フリガナ) 児童・生徒氏名	生年月日 年 月 日	学校名	
		学年・クラス	
支援レベル	1 2 3 4	担任名	

※1:クラス 2:学年 3:校内 4:校内+校外機関

本人の願い	保護者の願い	指導者の願い

◇専門機関等の情報 (WISC等の検査結果・医療・ことばの教室・就学前等)

★WISC-Ⅲ検査【未・済(実施日: 年 月 日)】

◇実態把握 (○得意なこと・●苦手なこと・◎課題となること等)

行動・生活	学習

◇1年を通しての目標（長期目標）

--

◇チェックリスト結果 実施日（ 年 月 日）

項目	基準	計算点
聞く	12	
話す	12	
読む	12	
書く	12	
計算する	12	
推論する	12	

項目	基準	計算点
不注意	6	
多動性	6	
対人関係	22	

◇支援体制

ことばの教室への通級(有・無) 校内取り出し指導(有・無) 有の場合(教科・週時間)
 その他の支援体制がある場合()

◇具体的な支援・指導 ※枠が足りない場合は、次ページに延長して下さい。

教科 領域等	児童・生徒の様子	具体的で実現 可能な目標	支援・指導の手だて	結果及び手だての評価
			【 / 】	【 / 】
			【 / 】	【 / 】
			【 / 】	【 / 】

甲賀市 個別の指導計画 小・中学校 通常学級版 ver.090220

校長印

作成日 年 月 日 ※この計画は保護者に提示、提供を前提とする

※どの項目も追記してよい。その際は追記した項目の該当欄に日付を記入する。

※保護者への説明→個別の指導計画の作成について(口頭・提供・未説明)

※保護者への説明→個別の指導計画の引き継ぎについて(済・未説明)

※前年度の個別の指導計画【あり・なし】

(フリガナ) 児童・生徒氏名	前年度作成された個別の指導計画があるか を確認し、今年度の指導計画に活かす。				学年	配慮が必要であること、そのための計画を立てていくこと、また、学年間または学校間や進路先へ引き継ぐことを保護者に説明する。できれば、懇談会等でこの計画を見せて話し合うことが望ましい。
	生年月日	年	月	日		
支援レベル	1	2	3	4	担任名	

※1:クラス 2:学年 3:校内 4:校内+校外機関

本人の願い	保護者の願い	指導者の願い
援助レベル1・・・クラスでの支援 援助レベル2・・・学年全体での支援 援助レベル3・・・学校全体での支援 援助レベル4・・・学校全体+校外機関での支援 援助レベルは校内委員会で検討する。	それぞれの立場で願いが違ってても、そのまま記入する。	

◇専門機関等の情報 (WISC等の検査結果・医療・ことばの教室・就学前等)

★WISC-Ⅲ検査【未・済(実施日: 年 月 日)】

WISC-Ⅲ検査を実施済か未実施か○を付け、実施済の場合は実施日および結果を記入する。その他、巡回相談員との情報交換、ことばの教室との一学期末懇談での情報交換等により得た情報で指導に生かせる内容、医療機関から得た投薬の現在の状況などを記入する。指導に生かせる内容には、下線を引き★などの記号をつけておき、「支援・指導の手だて」の項目で使用する。園から引き継いだ内容を記載する場合は、園の個別の指導計画に記載されている情報のみとする。

◇実態把握 (○得意なこと・●苦手なこと・◎課題となること等)

行動・生活	学習
得意なこと、苦手なこと、課題となることについて記入する。ただし、例えば、特に学習上の課題がない場合は、行動・生活面についてのみ記入する(またはその逆)ということもあり得る。	

◇1年を通しての目標（長期目標）

◇支援体制

ことばの教室への通級(有・無) 校内取り出し指導(有・無) 有の場合(教科・週時間))
 その他の支援体制がある場合())

◇チェックリスト結果 実施日(年 月 日)

項目	基準	計算点小計
聞く	12	
話す	12	
読む	12	
書く	12	
計算する	12	
推論する	12	

学習の6項目については、得点がそのまま計算点となる。

項目	基準	計算点小計
不注意	6	
多動性	6	
対人関係	22	

不注意と多動性については、各質問の0と1が0点、2と3が1点として計算点を算出するので注意すること。
 対人関係については、得点がそのまま計算点となる。

◇具体的な支援・指導 ※枠が足りない場合は、次ページに延長して下さい。

教科領域等	児童・生徒の様子	具体的で実現可能な目標	支援・指導の手だて	結果及び手だての評価
	本人の状況・実態について記入する。	出来る限り具体的な目標を設定する。	【 / 】に日付を記入する。	【 / 】に日付を記入する。
<p>全教科について記入する必要はない。特に支援の必要や生活、行動上の課題、支援や、各教科で共通する課題、支援という分類で記入する。特に、支援が必要な教科があれば、教科としての分類で記入する。</p>				
<p>ケース会議を開いている場合は、その内容を反映すること。</p>				
			【 / 】	【 / 】

・以下のものを添付して綴じておいてください。
 ①学期末テストや日記のコピーなど、本人の学習状況や特徴の把握ができるもの
 ②ことばの教室等に通級している場合は、その通級教室における指導計画等
 ・見やすく、使いやすい個別の指導計画を作成するために、ポイントを短くまとめて記入してください。あまり細かな文字で多くの情報を書いていただく必要はありません。

甲賀市個別の指導計画作成にあたってのチェックポイント

就学前

- ① 「家族構成」の欄で、○、□などを使い分けているか。
- ② 「専門機関や検査から」の診断や検査結果は実施機関名と実施日が記入されているか
- ③ 「専門機関や検査から」に指導に生かせる内容を含んでいるか。
- ④ 「子どものねがい」について、普段の様子から予測などして記入しているか。
- ⑤ 「専門機関や検査から」の指導に生かせる内容を指導の手だてに使っているか。
- ⑥ 「対人関係」の欄で、→、←などを使い分けているか。
- ⑦ 「対人関係」の欄で補足説明がなされているか。
- ⑧ 「長期目標」と「前期目標」、「長期目標」と「後期目標」がつながっているか。
- ⑨ 目標の表記つかいが「～できるようにさせる」ではなく「～できる」としているか。
- ⑩ 「生活地図」は、子どもの生活経験を知ることが目的。
- ⑪ 「前期目標」や「後期目標」についての子どもの様子が書かれているか。
- ⑫ 「園児の様子」が、「実現可能な目標」につながっているか。
- ⑬ 「実現可能な目標」は半年間で確かに実現可能性があると思定できることか。
- ⑭ 「実現可能な目標」は、実現できたかどうかの評価可能な表現となっているか。
- ⑮ 「実現可能な目標」は、「指導の手だて」につながっているか。
- ⑯ 「指導の手だて」は、具体的に何を使って、具体的に何をするのかがわかる表現か。
- ⑰ 「結果及び指導の考察」は、子どもの様子や子どもの評価ではなく、指導の手だての評価となっているか。

甲賀市個別の指導計画(通常学級版)作成にあたってのチェックポイント

小学校・中学校

- ①□「本人の願い」欄が、本人の思いが聞き取りか指導者の予測によって書かれているか。
- ②□「チェックリスト結果」の計算点の算出方法は適切か。
- ③□「チェックリスト結果」と「実態把握」は整合性があるか。
- ④□「実態把握」は、課題だけでなく、子どもの良い点についても記入してあるか。
- ⑤□「長期目標」はこの一年で達成できそうな内容か。
- ⑥□「チェックリスト結果」が基準点以上の場合、校内での支援又は巡回相談等につなぐ必要があるかどうか検討しているか。
- ⑦□「専門機関や検査から」の診断や検査結果は実施機関名と実施日が記入されているか
- ⑧□「専門機関等の情報」には検査結果だけでなく具体的な支援の方向があると良い。
- ⑨□「専門機関等の情報」の WISC を WISK と間違えていないか。
- ⑩□「具体的な支援・指導」には、「専門機関等の情報」の指導に生かせる内容を含んでいるか。
- ⑪□「結果及び手だての評価」は記入されているか。またはいつ記入する予定か明確か。
- ⑫□「児童・生徒の様子」が、「具体的で実現可能な目標」につながっているか。
- ⑬□「具体的で実現可能な目標」は確かに実現可能性があると想定できることか。
- ⑭□「具体的で実現可能な目標」は実現できたかどうか評価可能な表現となっているか。
- ⑮□「具体的で実現可能な目標」は、「指導の手だて」につながっているか。
- ⑯□「指導の手だて」は、具体的に何を使って具体的に何を指導するのかがわかる表現か。
- ⑰□「結果及び指導の考察」は、子どもの様子や子どもの評価ではなく、指導の手だての評価となっているか。

- 作成の時期
- 評価の時期
- 個別の指導計画の使い方、生かし方の工夫

甲賀市個別の指導計画(特別支援学級版)作成にあたってのチェックポイント

- ① 本人の障害の状況に応じた教科・領域等になっているか？
- ② 教育課程を一人ひとりに具体化した計画となっているか
- ③ 知的障害がある場合、領域教科合わせた指導（生活単元、作業学習、遊びの指導）等が入っているか
- ④ 肢体不自由学級に体育を入れているか
- ⑤ 知的障害のない場合、学年相当の教科がすべて入っているか(特に道徳は入っているか)
- ⑥ 自立活動が入っているか（情緒障害、肢体不自由、病弱）
- ⑦ 総合的な学習は、小学校3年生以上入っているか
- ⑧ 交流学习が入っているか
- ⑨ 「本人の願い」欄に、本人の思いが聞き取りか指導者の予測によって書かれているか。
- ⑩ 「実態把握」は、課題だけでなく、子どもの良い点についても記入してあるか。
- ⑪ 「長期目標」はこの一年で達成できそうな内容か。
- ⑫ 「専門機関や検査から」の診断や検査結果は実施機関名と実施日が記入されているか
- ⑬ 「専門機関等の情報」には検査結果だけでなく具体的な支援の方向があると良い。
- ⑭ 「専門機関等の情報」の WISC を WISK と間違えていないか。
- ⑮ 「具体的な支援・指導」には、「専門機関等の情報」の指導に生かせる内容を含んでいるか。
- ⑯ 「結果及び手だての評価」は記入されているか。またはいつ記入する予定か明確か。
- ⑰ 「児童・生徒の様子」が、「具体的で実現可能な目標」につながっているか。
- ⑱ 「具体的で実現可能な目標」は確かに実現可能性があるかと想定できることか。
- ⑲ 「具体的で実現可能な目標」は実現できたかどうかの評価可能な表現となっているか。
- ⑳ 「具体的で実現可能な目標」は、「指導の手だて」につながっているか。
- ㉑ 「指導の手だて」は、具体的に何を使って具体的に何を指導するのかがわかる表現か。
- ㉒ 「結果及び指導の考察」は、子どもの様子や子どもの評価ではなく、指導の手だての評価となっているか。

■ 作成の時期

■ 評価の時期(学期ごとの評価)

■ 個別の指導計画の使い方、生かし方の工夫

ここあいパスポートができました!

～一人ひとりに応じた「継続した支援」のために～



甲賀市・湖南市では、一人ひとりに応じた「継続した支援」を行うために、「ここあいパスポート」を作成しました。

充実した生活を送るためには、支援を必要とするすべての人に対し、医療・保健・福祉・教育・就労などの機関が、とぎれの無い関わりをすることが大切です。このパスポートを利用することで、支援を必要とする人の情報が、各関係機関に伝達されることをねらいとしています。

本人・保護者・支援関係者が書き込んでいくことで、その人だけのここあいパスポートが生まれます。ぜひ、ご活用ください。



ここあいパスポートはどこでもらえるの?



シートは甲賀市 (<http://www.city.koka.shiga.jp/>)・湖南市ホームページ (<http://www.city.konan.shiga.jp/>) よりみることができます。初めてシートを利用する際は、相談先、園・学校の先生等にご相談ください。

ここあいパスポートはいつ利用したらいいの?

ここあいパスポートに「利用は〇〇歳から・・・」という決まりはありません。本人・保護者・支援関係者の方が利用してみたいと思ったときが、スタートです。



ここあいパスポートを利用すると、どんなメリットがあるの?

いろいろな機関に相談をする際に、説明しやすい!
記録が整理されるから、成長の過程や経過がわかりやすい!
先生や支援センターの人も協力してくれるから、大切な情報が増えていく!



注意

ここあいパスポートを持つことは、例えば身体障害者手帳や療育手帳を取得したときのような税額の減免や具体的なサービス（ヘルパー派遣や福祉用具給付等）の提供を受けることとは直接関係がありません。身体障害者手帳・療育手帳に関しては、市社会福祉課にご相談ください。

ここあいパスポートのご案内

平成20年度

甲賀地域障害児・者サービス調整会議
特別支援教育部会

こんな事で困ったことはありませんか？

いろいろな所に相談に行くんだけど、同じようなことを聞かれて、同じような話しをしてばかり…
(当事者・保護者)

「〇歳の頃はどうしてたの？」
なんて聞かれても、昔の事だから細かく覚えてないよ！
(当事者・保護者)

前の学校では「〇〇してほしい。」と言っていたのに、次の学校には伝わっていない??
(当事者・保護者)

書類をいっぱいもらうけど、何がなんだかわからない！
後から「大事な記録」って言われても…どこにいったかな？
(当事者・保護者)

昔の情報や記録、担当者の名前などを知りたいと思っているのに、わからない！
保存期間が終わって処分されてしまっている！
(関係者)



そんな「困った」を解消する
ために・・・



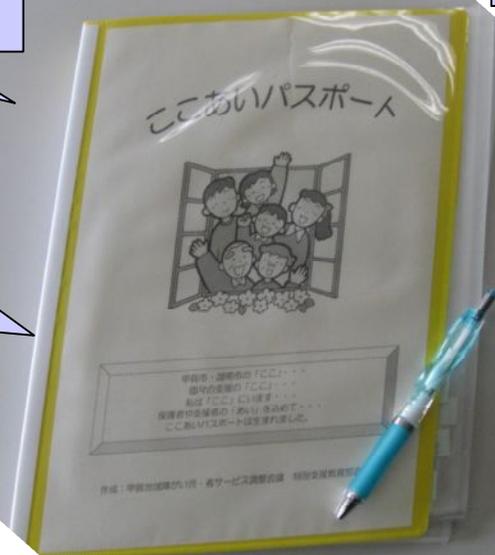
ここあいパスポートを活用してください！

私はここにいます…
の
「ここ」

甲賀市・湖南市
の
「ここ」

個々の支援
の
「ここ」

保護者や支援者の
「あい」
を込めて



ここあいパスポートは生まれました。

ここあいパスポートの目的

- 支援を必要とする人が、一人ひとりに応じた「**継続した支援**」を行うための、「**情報連携**」のノート。

イメージとしては、「母子手帳」+「連絡帳」+「日記」のような物。

- 当事者・保護者が持ち、記入していく。さらに、保健・教育・医療・福祉・就労等のスタッフも記入し、当事者の情報の蓄積・充実を図る。

当事者・家族はもちろんですが、各スタッフも記入していきます。みんなで情報をためていきます。

ここあいパスポートは、あくまでツール
です

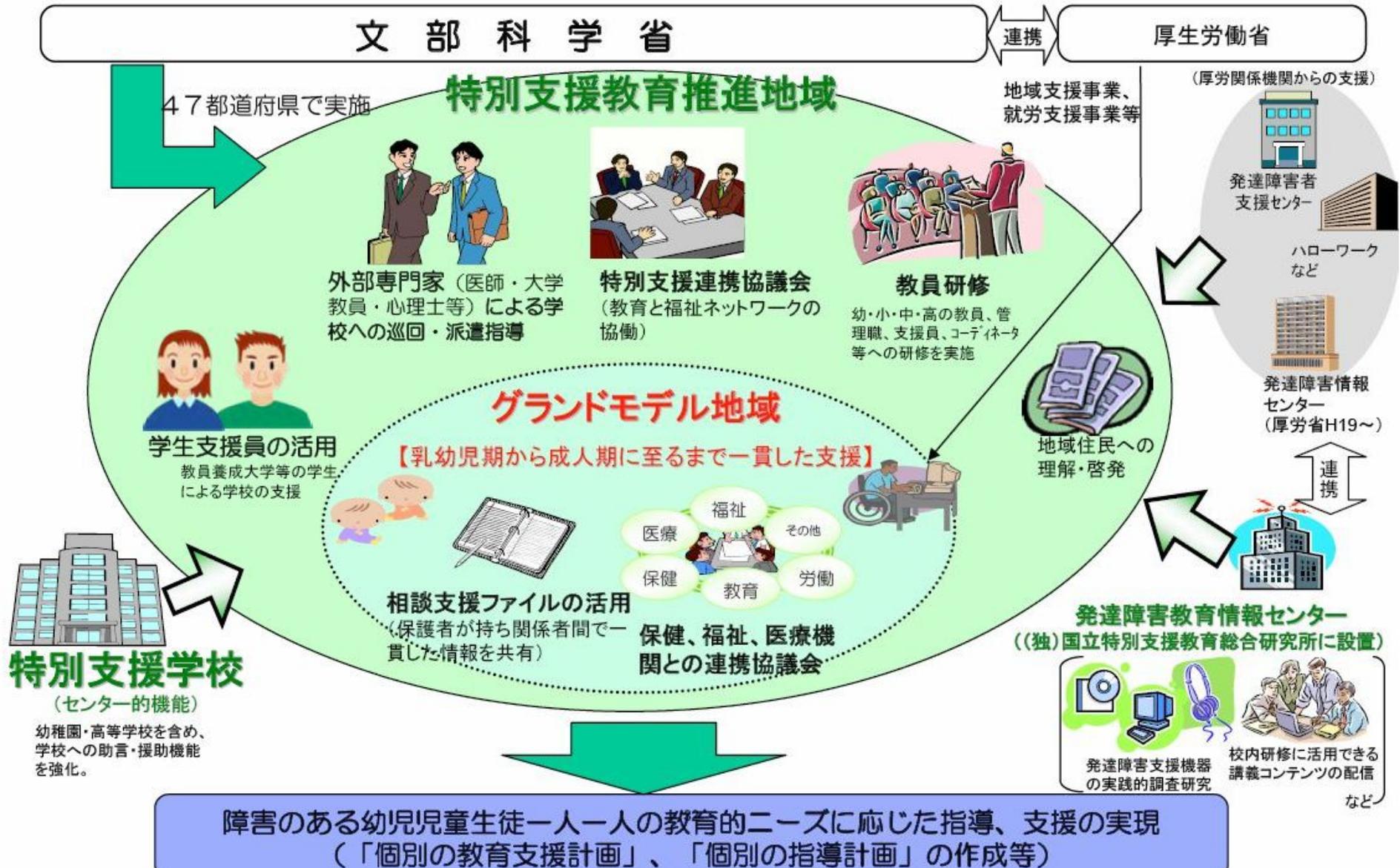
- ファイルされたことや記入されたことが、必要な関係者に伝わり、適切な支援につながることで初めて意味を持つ。
- 園，学校，保健センター，保健所，発達相談，発達支援室，ことばの教室，巡回相談，教育相談，適応指導教室，学童保育，医療機関，サポートセンター，市社会福祉課，就労支援機関など，各機関での周知と活用，支援へのつなぎ。

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業

平成20年度予算額 503,052千円

平成21年度予算額(案) 503,284千円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。



ここあいパスポートの対象者

ここあいパスポートをもらうには、身体障害者手帳・療育手帳のように、医師の診断やテスト、判定が必要なの？

なんらかの診断名が必要なの？



A:ここあいパスポートを持つために、特別な審査や判断等は必要ありません。

本人や保護者の方が利用したいと思い、問い合わせ先にご連絡いただければ、お渡しすることができます。

お渡しする際に、職員が、いろいろご質問させていただきます。

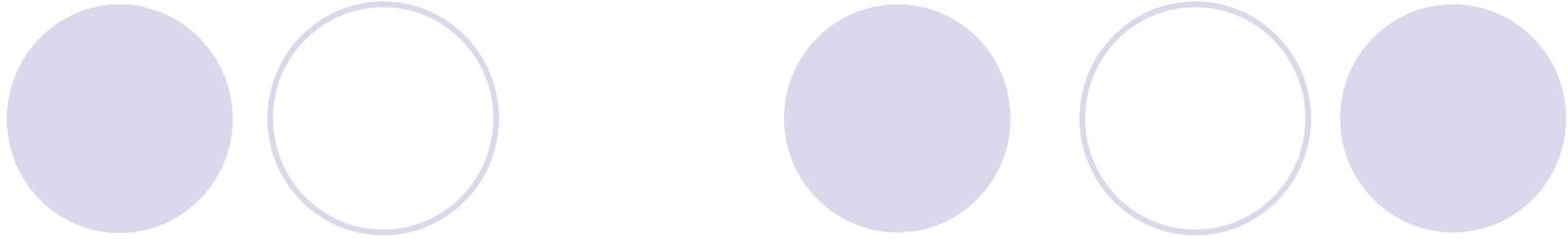
ここあいパスポートと その他の手帳の違い

誰でも持てるものなのですね。

では、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のような税の減免やヘルパー利用などの具体的なサービスの提供を受けられるのですか？



A:ここあいパスポートは、相談支援ファイルとして、情報をためていくものです。ここあいパスポートを持つことは、**身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を持った時のような、サービスを受けることとは、直接関係ありません。**手帳や自立支援法に基づくサービスについてはお住まいの市の社会福祉課にご相談ください。



では・・・

ここあいパスポートを持つと、
どんなメリットがあるのですか？



たくさんの情報・記録が整理されるから、成長の過程や経過がわかりやすいなあ。

色々な機関に相談をする際に、説明しやすいね！



「あの時どうしてたっけ・・・？」と悩まずにすむよ！

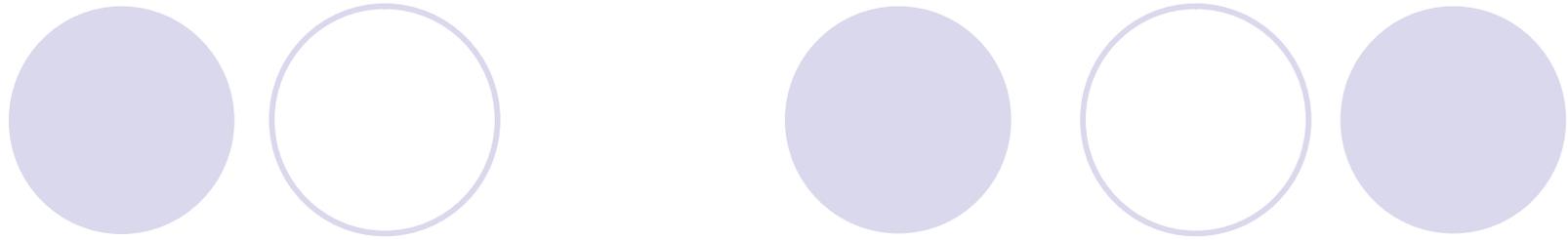
先生や支援センターの人たちも協力してくれるから、大切な情報が増えていくね！

大切な情報が、スムーズに伝えられる！
受け継がれていく！
新しくなっていく！

必要とされる情報が、必要な時に、
必要な形で、わかりやすく「伝えることができる」「伝わることができる」
そして、その情報を有効に活用し、
「その人のための、途切れない支援を考えることができる」

そんな思いを実現するための道具が「ここあい
パスポート」です。





どんなシートがあるんだろう？



プロフィール

当事者・家族の基本となる
情報を記入します。

関係者に知って欲しいことや
利用している医療機関を書く
こともできます。

状況に応じて、更新していきま
しょう。

1. プロフィール

記入日 年 月 日 現在

ふりがな	性別	生年月日
氏名		
住所	電話	
	携帯電話	
転居先	電話	
	携帯電話	
<input type="checkbox"/> : 男性 <input type="checkbox"/> : 女性 本人: 性別の中に○ 家族構成	父の名前:	
	母の名前:	
	きょうだいの名前:	
	きょうだいの名前:	
	父方祖父母の名前:	
	母方祖父母の名前:	
現在利用している医療機関	診断名	
主治医の名前	服用している薬	
所持手帳	親の会等入会状況	
関わる人に知っておいてほしいこと 例: 人のたくさんいる場所は苦手・車が好き 等		
その他		



幼児期

2.乳幼児期の記録

「くん・ちゃん」の乳幼児期の記録

在胎週数			出生時体重		
出生した医療機関			アプガースコア		
出生時の様子					
運動面の発達の様子			精神面の発達の様子		
首がすわる	歳	ヶ月	あやすと笑う	歳	ヶ月
寝返り	歳	ヶ月	おもちゃに手を伸ばす	歳	ヶ月
お座り	歳	ヶ月	人の顔を見て声を出す	歳	ヶ月
はいはい はい方 <small>よつばい・シャフリング・その他</small>	歳	ヶ月	人見知りをする (ない・初めての場所もいやがる)	歳	ヶ月
一人歩き	歳	ヶ月	指先で小さいものをつまむ	歳	ヶ月
走る	歳	ヶ月	まねをする	歳	ヶ月
その場でジャンプ	歳	ヶ月	遊ぶと喜ぶ	歳	ヶ月
階段(一人で)	歳	ヶ月	意味のある単語をはなす	歳	ヶ月
ケンケン	歳	ヶ月	2語文を話す	歳	ヶ月
			ごっこ遊びをする	歳	ヶ月
			物の大小がわかる	歳	ヶ月
			円が描ける	歳	ヶ月
			指さしをする	歳	ヶ月
			自分の名前が言える	歳	ヶ月
			簡単な質問にことばで答えられる	歳	ヶ月
			友達と遊ぶ	歳	ヶ月

乳幼児健診・相談歴

4ヶ月児健診	日時	場所
指導内容		
10ヶ月児健診	日時	場所
指導内容		
1歳6ヶ月児健診	日時	場所
指導内容		
2歳6ヶ月児健診	日時	場所
指導内容		

発達の経過や健診時の様子・相談内容を記録します。

0歳～5歳までのシート

3歳児の記録 記入日 7. 3歳児シート 記入者

園名			組	
加配教諭の有無	有	・	無	担任名と加配名
発達相談	有	・	無	発達相談担当者名
教育相談	有	・	無	教育相談担当者名
()教室	有	・	無	()教室担当者名
()教室	有	・	無	()教室担当者名
運動面				
栄養と食事				
生活リズム				
ことば・表現				
人とのかかわり				
遊び				
その他				

～生活の記録～ 思ったこと・感じたこと、何でも自由にお書きください

年月日	出来事

それぞれの年齢に応じたシートがあります。

園や相談機関の利用の有無、担当者名を記入します。
年齢に応じた発達面や成長の記録を「運動」「人との関わり」等のカテゴリに分けて記入します。

裏面は感じたことが自由に書けるようなフリースペースです。



小学校1年生～高校3年生のシート

5年生時の記録 記入日 15. 小学5年生シート 記録者

学校名	担任の先生	
通常学級・特別支援学級(情緒・知的・その他())		
教育相談 有(校内・校外)・無	教育相談担当者名	
校外教育相談機関 発達支援室・教育研究所・巡回相談員・その他()		
適応指導教室 有・無	適応指導教室担当者名	
取り出し学習 有・無	教科・担当者名	
ことばの教室 有・無	ことばの教室担当者名	
医療機関受診 有・無	機関名()医師名()	
受診有りの場合 服薬 有・無	薬名()	
生活習慣		
学習		
友人関係 (人との関わり)		
運動面		
登下校時の様子		
学校外での集団活動		
その他		

～生活の記録～ 思ったこと・感じたこと、何でも自由にお書きください

年月日	出来事

それぞれの学年に応じたシートがあります。
 学校や相談機関の利用の有無、担当者名を記入します。
 学年に応じた発達面や成長の記録を「学習」「友達との関わり」等のカテゴリに分けて記入します。
 裏面は感じたことが自由に書けるようなフリースペースです。
 また、「小学校の頃」「中学校の頃」等の大きな枠で記載するシートもあります。

成人期生活の記録

27. 成人期の生活の記録

成人期の生活の記録

生活についての状況や、利用しているサービスなどについてお書きください
 新たに就職したときや退職したとき生活する場所が変わったときにお書きください

記入日 年 月 日 記入者

生活の場所

生活の場所 自宅・その他()	住所
--------------------	----

大まかな生活リズム (仕事・活動のある日)

0時	6時	12時	18時	翌日0時
□	□	□	□	□

(休みの日)

0時	6時	12時	18時	翌日0時
□	□	□	□	□

本人の楽しみ・余暇

--

福祉サービスの利用

利用している福祉サービス	事業所名

支援の関係機関・相談機関等

支援の関係機関	主に相談している内容	担当者名



～生活の記録～

思ったこと・感じたこと、何でも自由にお書きください
 また、個別支援会議の開催についてもお書きください

年	月	日	出来事

成人期の生活について記入します。

当事者の生活リズムの他にも、「利用してるサービス」「支援の関係機関」なども記入します。

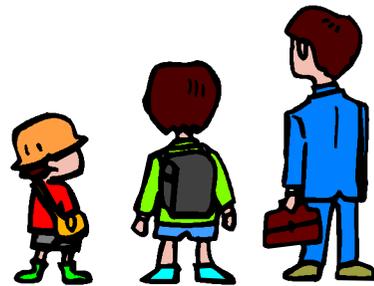
裏面は自由に記入できるよう、フリースペースです。

就労の記録

就労に関する情報を記入します。

在職期間や仕事内容、仕事の場面で感じたことなどを記入します。

成人期の生活の記録とあわせて記入してください。



28. 就労の記録

就労の記録

就労に関係することをお書きください
1つの就労先に対し、1つのシートをお書きください

在職期間		勤務時間
就労先	仕事内容	
ハローワークへの登録 有・無	職業評価の有無 有・無	ジョブコーチの利用 有・無

～仕事の記録～ 思ったこと・感じたこと、何でも自由にお書きください

年月日	出来事

その他にも……



- 園や学校での資料(個別指導計画など)をとじるところ
- 発達相談などの相談記録をすところ
- 就労に向けた訓練などの記録をすところ
- 医療の記録をすところ
- 今まで関わってきた機関の担当者をまとめるところ
- 成長の経過(本人・家族の年表づくり)をまとめるところ
- 生活リズムをかくところ

などなど

おまけ(関係者向け)① <成人期アセスメントシート①>

支援区分別に、「本人の希望」「家族の希望」「現在の状況」などを把握し、適切な支援を考えるときの手助けとなるシートです。

「成人期」となっておりますが、必要時は他のライフステージでも活用できます。

36. 成人期アセスメントシート①
 記入日 記入者

支援区分	本人の希望	家族の希望	現在の状況	支援者の役割
食生活				
清潔保持				
健康管理	通院・服薬			
	身体健康管理			
作業能力				
体力・集中力				
理解の仕方				
時間				
対人関係				
モラル・マナー				
交通手段				
住まい				
社会資源の利用				
経済生活				
余暇				
就業意欲				
その他				

おまけ(関係者向け)②

<成人期アセスメントシート②>

37. 成人期アセスメントシート②

成人期アセスメントシート

記入者 _____ 記入日 _____

<身体的側面>

身長:	体重:	握力: 右	・左
視力: 右 (矯正)	・左 (矯正)	聴力: 右	・左

その他、身体面の特記事項

区分	内容	できる	手出しをせず、声かけのみでできる	一部手出しが必要	全て手出しが必要	介助の内容
日常生活動作	入浴する					
	排泄する					
	更衣をする					
	身支度を整える					
	整理整頓をする					

<精神的側面>

最近受けた発達検査結果 (検査実施日: _____)

検査の種類(_____) * 判定結果を必ずつけるようにしましょう

本人の特性: 内向的・社会的・頑固・几帳面・神経質・まじめ・マイペース・明朗・
慎重・不安が強い・目で見ることが得意・聞く方が得意・感覚の敏感さ(音・触覚等)

その他(_____)

その他、精神面の特記事項

本人の力や、家族・支援者のできることなどを把握するときに活用します。

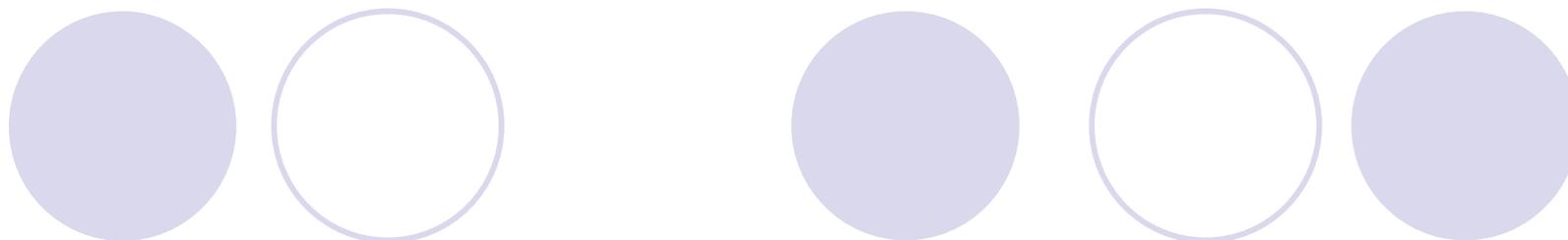
「もし本人が独り暮らしをしたら・・・」というイメージで判断するようにしましょう。

お知らせ



- 運用は平成21年4月以降を予定しております。問い合わせ先は、市広報・ポスター掲示・市ホームページ等で5月以降に公開予定ですのでご確認ください。





よりよい「ここあいパスポート」を目指して、
今後も活動を続けます。
ご意見等ありましたら、お気軽にご連絡く
ださい。

よろしく申し上げます。



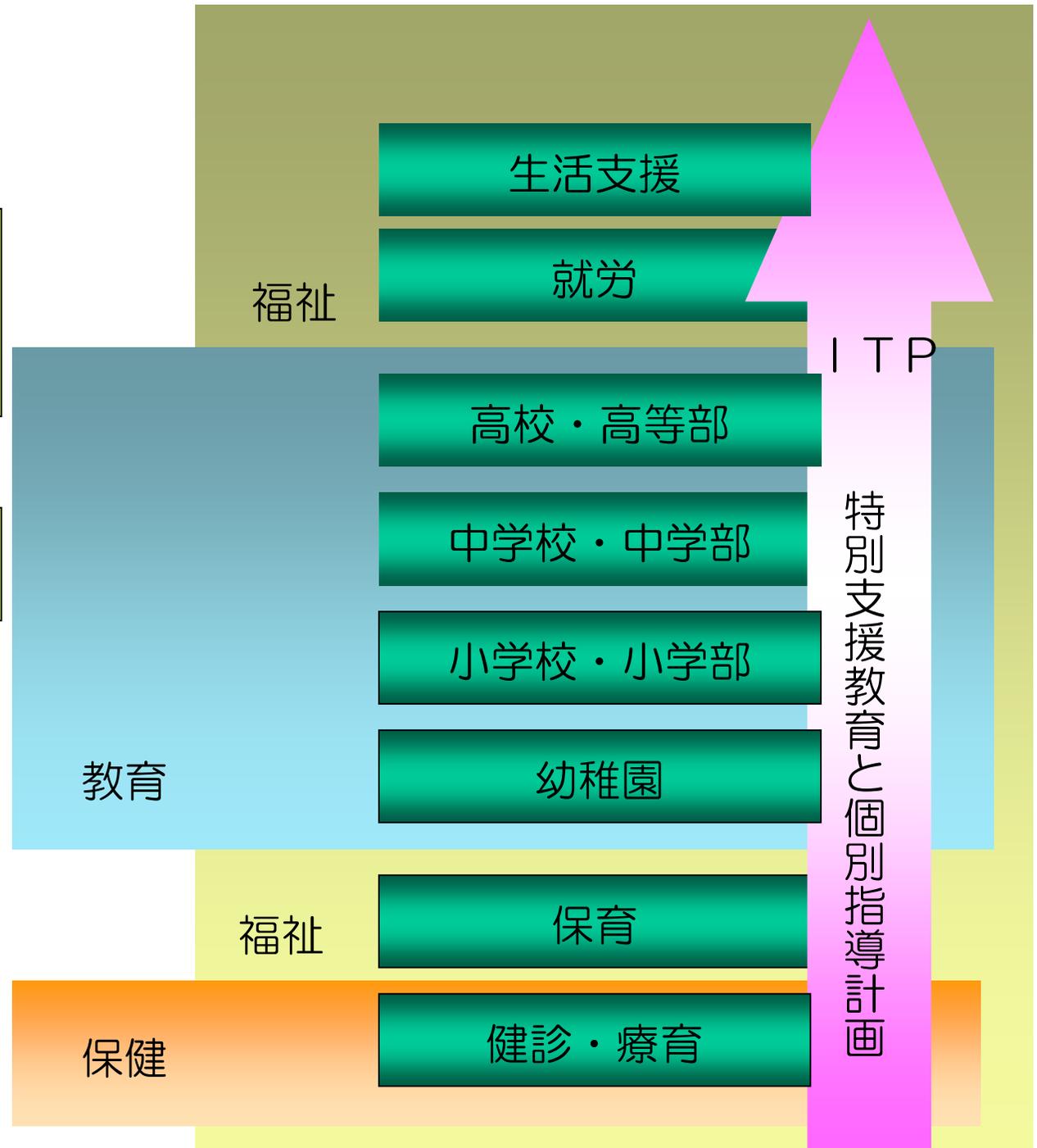
甲賀地域における 発達支援のシステムづくり

甲賀市教育委員会事務局学校教育課特別支援教育室
西谷 淳

特別支援教育

その子を、園や学校の中でどう支援するのか、どうやって次につなぐか(一つの方法として IEP)

横の連携, 縦の連携をどうシステム化するのか



甲賀市発達支援の状況 1

- 乳幼児検診と発達相談
 - 保健介護課と3つの地域保健支援センター
 - › 乳幼児検診は5つの保健センター、保健師
 - › 保健介護課の発達相談員が2名
 - › 課題は対象児の多さへの対応と園との協働推進
- 療育教室(児童デイサービス)
 - 社会福祉課のこじか教室
 - › 発達相談員が2名、保育士が5名
 - › 課題は対象児の多さへの対応、H20より情報交換会開始
- ことばの教室幼児部
 - 学校教育課
 - › ことばの教室の幼児は5歳児のみ(99名)
 - › 課題は3,4歳児への対応

甲賀市発達支援の状況2

- 幼児から中学生の教育相談
 - 教育研究所
 - » 指導主事、巡回相談員、研究員、三雲養護1人
 - » 適応指導教室(水口、甲賀、信楽)担当者と臨床心理士
 - ことばの教室学齢部
 - » 通級指導教室(綾野小、甲南第一小、109名)
 - 市の教育相談にかかる児童生徒数346人
 - » (H19.10月現在、ただしSCによる相談は除く)
 - 課題1 相談件数の増加への対応
 - 課題2 教育相談・生徒指導・特別支援の総合調整
- 学校での特別支援教育
 - 特別支援対象児童生徒数
 - » 甲賀市全体で674人(通常学級531人、特別支援学級143人)
 - 個別のケース会議
 - » 担任、保護者、相談員、コーディネーター、管理職
 - 校内委員会
 - » 学校としての把握と組織的取り組み
 - » チェックリスト、子どもの課題をとらえる、個別の指導計画
 - 課題は、指導内容と指導計画の質の向上

甲賀市発達支援の状況3

• 中学校の卒業後

• 相談する場所と人

- » 高校での特別支援教育の開始
- » 不登校、欠課時数、欠点と中退
- » ひきこもり、うつ、リストカット
- » 少年センター、アスクル
- » 市社会福祉課保健師、保健所保健師
- » 養護学校高等部、高等養護学校在籍の場合
- » 一般高校在籍の場合
- » 特別支援学級(情緒障害)卒業生との進路先と支援体制の厳しさ

• 就労支援体制

- » 商工観光課とハローワーク

甲賀市発達支援の状況4

- 地域啓発

- 特別支援の対象になることへの希望と拒否感
 - » 特別支援学級と特別支援学校への期待と偏見

- 民生委員、学童、子育て支援、親の会、PTA研修

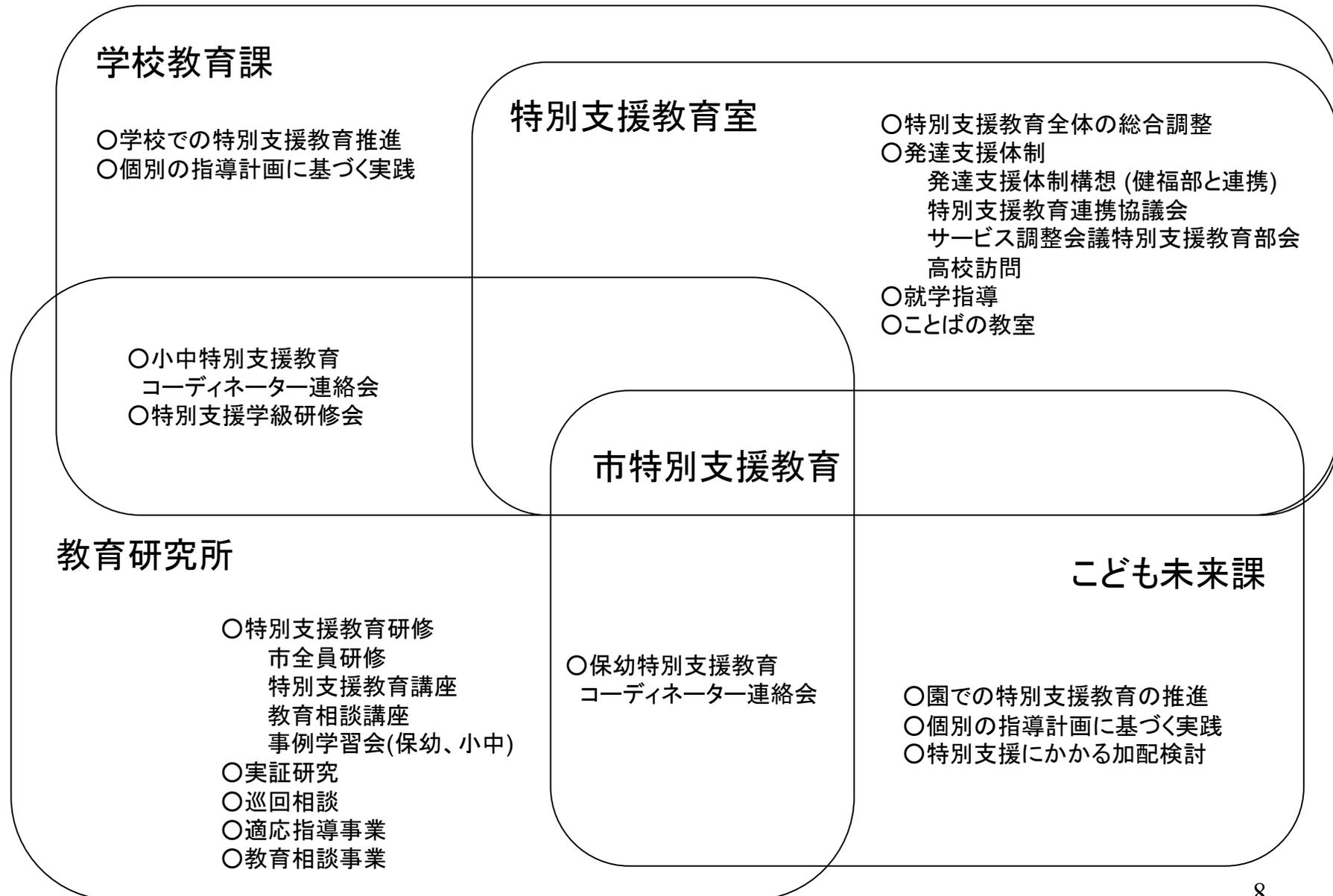
- 保護者を支える

- 母親(父親)のしんどさと不安
 - » 対人関係、社会性、学習
 - » 家族の理解の不可欠さ
 - » 地域の理解の不可欠さ
 - » 見通しと安心

甲賀市の発達支援の取り組み

1. 市としての発達支援のシステムづくり (推進中)
2. ここあいパスポート (甲賀圏域)
3. 個別の指導計画
4. KIDS (推進予定)
(Koka City IT network for Developmental Support)
5. ここあいねっと (甲賀圏域)
6. 発達支援パンフレット (甲賀圏域)
7. コーディネーター連絡会 (小中、保幼)
8. 教職員・保育士・関係職員対象の研修
9. 巡回相談
10. 地域啓発 (推進中)

□平成20年度市教委特別支援教育体制



参考 H21年度発達支援室イメージ(検討中)

教育委員会事務局

市長部局

学校教育課

- 特別支援教育推進
- 就学指導
- 特支Co連絡会
- 特支学級連絡会
- ことばの教室管理
- ケース会議

小学校23
中学校6

特支指導主事(1)
特支保幼(1)

ことばの教室
(水口、甲南、甲賀
土山、信楽)

就学指導委員会

特別支援連携協議会

生涯学習課

指導主事(2)

- 障害理解と子育てについての啓発
- 進路状況把握

こども未来課

保幼(2)

- 特別支援教育推進
- 就園指導

公立 保育園22
幼稚園4
私立 保育園5
幼稚園2

教育研究所

巡回相談員(1)
県費研究員(1)
特支指導主事(1)

- 教育相談、適応指導
- 特別支援教育研修
- 授業研究
- ケース会議

適応指導教室
(水口、甲賀、信楽)

教育相談室
(水口、甲賀、信楽、
土山、甲南)

発達支援室

- 発達支援に関する全体のコーディネート

室長(1)
指導主事(1)
保健師(1)
生活支援相談員(1)
発達相談員(4)
療育教室指導員
事務(1)

関係4部長会

関係課長会

関係課代表担当者会
(兼)連携協議会事務局会議

発達支援担当者会議

- 支援体制構築と整備
- 機関間コーディネート
- 相談
- ケース会議

こじか教室

社会福祉課

- 手帳の申請
- 手帳に基づく福祉サービス
- ケース会議

生活福祉係

障害福祉係

家庭児童相談員

学童保育

子育て支援センター

家庭児童相談室

保健介護課

地域保健センター保健師

課内保健師

- 乳幼児健診
- 発達相談
- ケース会議

地域保健センター
(土山・甲賀、水口、
甲南・信楽)

商工観光課

- 障害者就労支援体制の構築

就労支援検討会
(案)

労政担当

市民環境部 人権推進課 (生涯学習課)

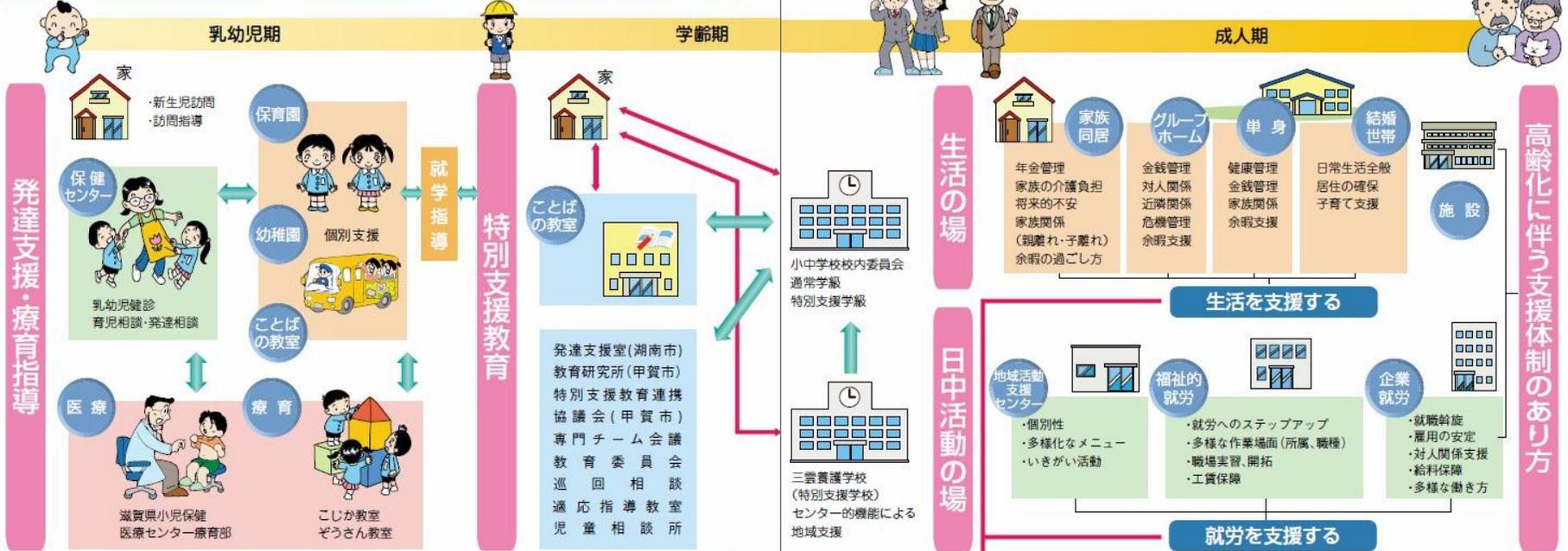
- 障害理解と子育てについての啓発
- 進路状況把握

兼務指導主事(2)

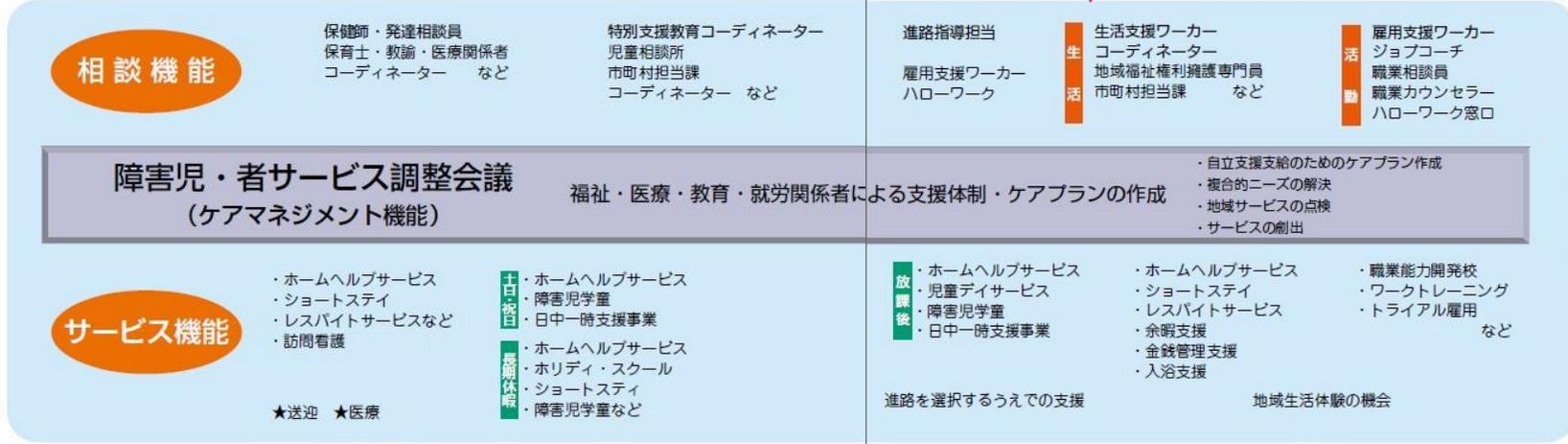
甲賀福祉圏域での取り組み

- 甲賀市と湖南市は、もともと一つの障害福祉圏域として機能している。(自立支援協議会)
- 甲賀障害福祉圏域では、H19,H20年度は県のモデル事業として「ここあいねっと」を運用したが予算終了後の継続が課題・・・**決定**
- H19より発達支援手帳を検討し、正式名称「ここあいパスポート」として作成中(H20より文科省グラントモデル事業)であり、現在フォーマットのデジタル化を進めている。

ライフステージごとの支援の仕組み



個別の支援計画

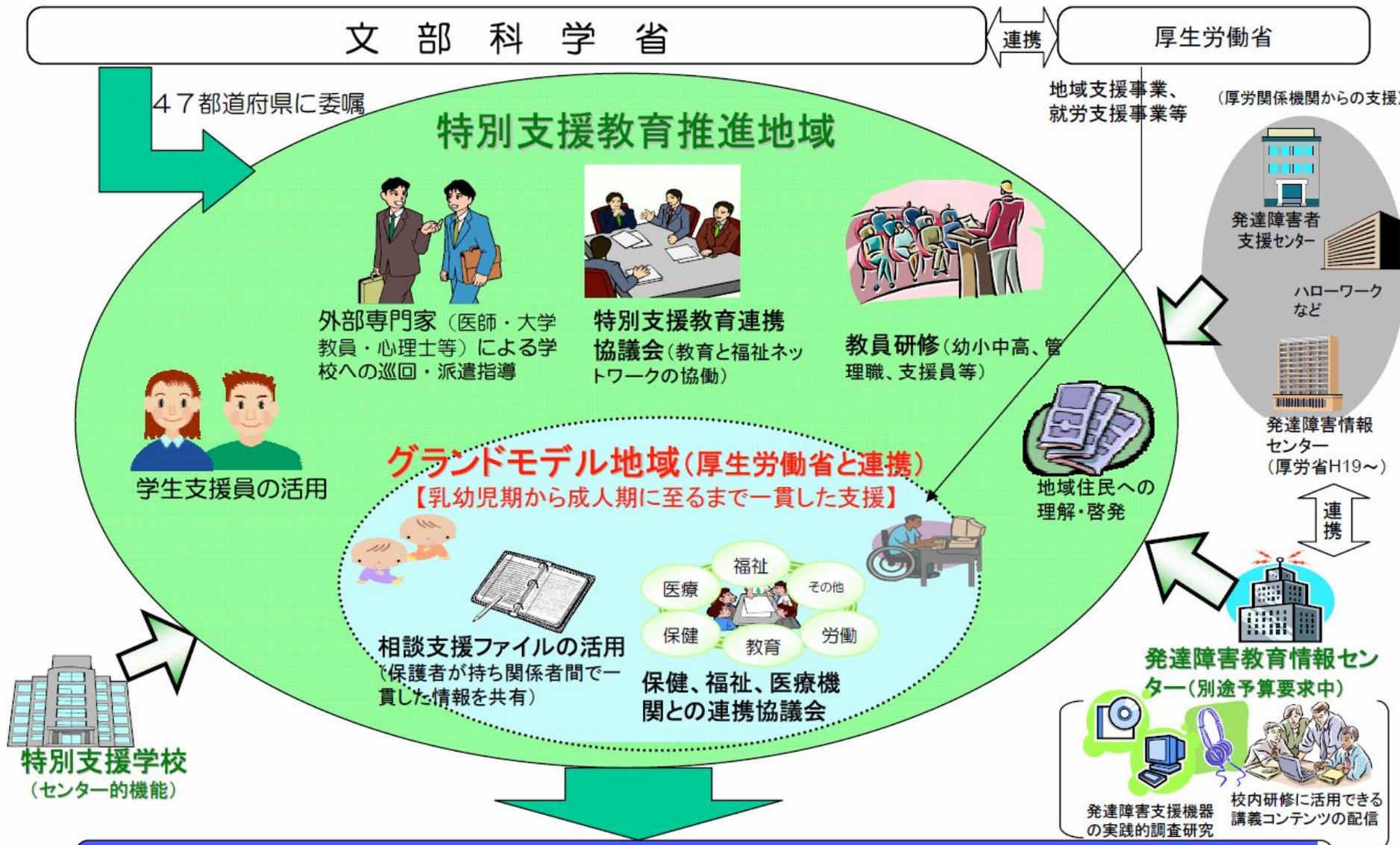


暮らしの安心へ

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（新規）

概算要求額
1,386百万円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。



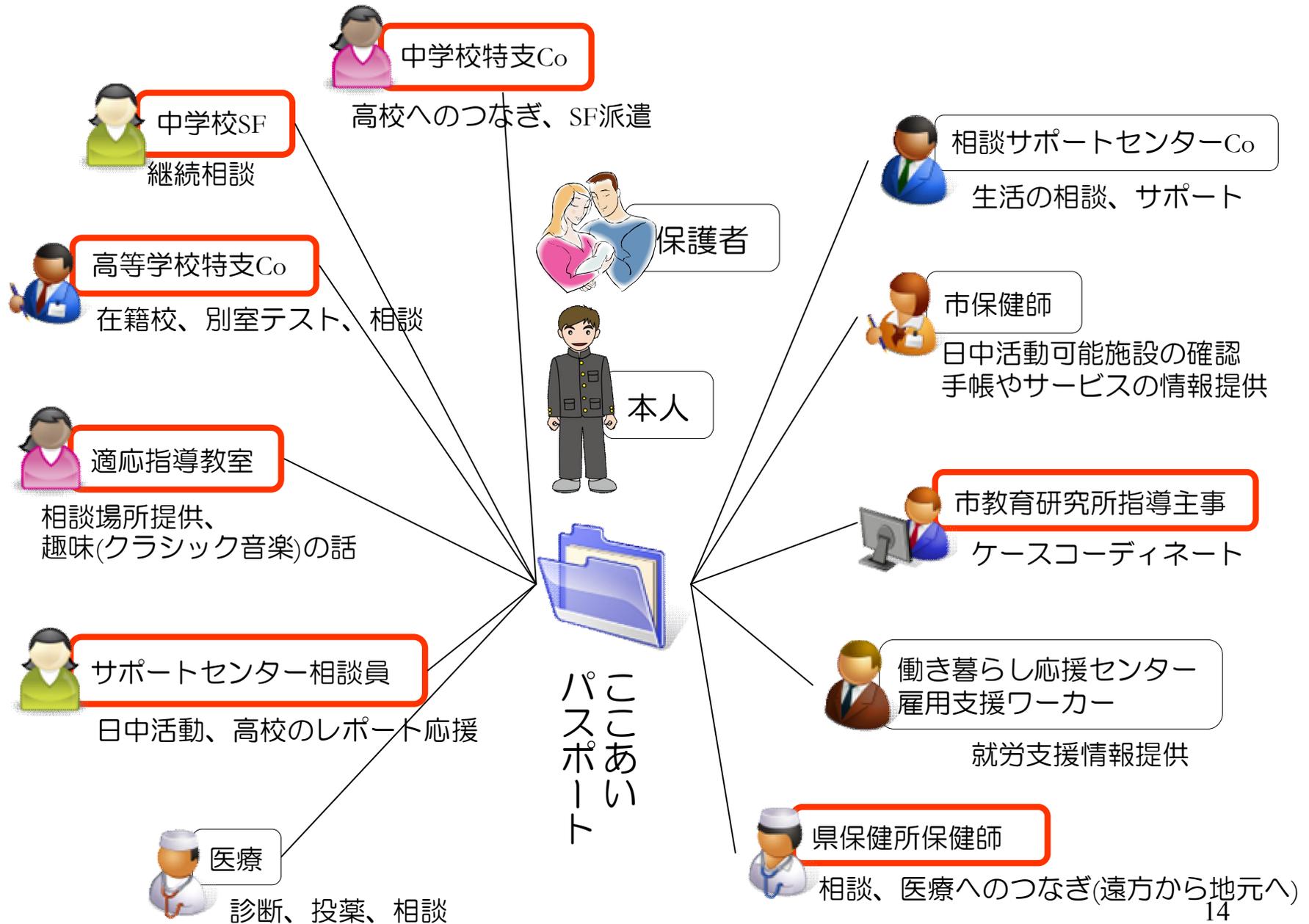
学校（幼・小・中・高・特）における特別支援教育が総合的に推進される

個別の支援計画(ここあいパスポート)



- 個別の教育支援計画を含めて考える
- グランドモデル事業
- 相談サポートファイル
 - 様式はほぼ完成済
 - 業者によるデザインとデジタル化
 - 3月に完成予定
 - 研修班(関係機関への周知徹底)
 - 広報班(市広報、ホームページ)
 - 課題は配布対象者と配布方法

事例の体制



個別の指導計画のステップアップ



- [甲賀市個別の指導計画に関する規程](#)
 - ☑ 個別の指導計画に関する規定の策定
 - 第8条 情報の共有についての詳細とルールの策定
- [甲賀市個別の指導計画保育園幼稚園](#)
 - ☑ 市内公立保育園幼稚園から市内小学校への引き継ぎ体制確立
 - 私立保育園幼稚園から市内小学校への引き継ぎ体制確立
- [甲賀市個別の指導計画小学校中学校](#)
 - ☑ 市内小学校から市内中学校への引き継ぎ体制確立
 - 市内中学校から高校への引き継ぎ体制確立

特別支援学級担任研修会H21.1.29



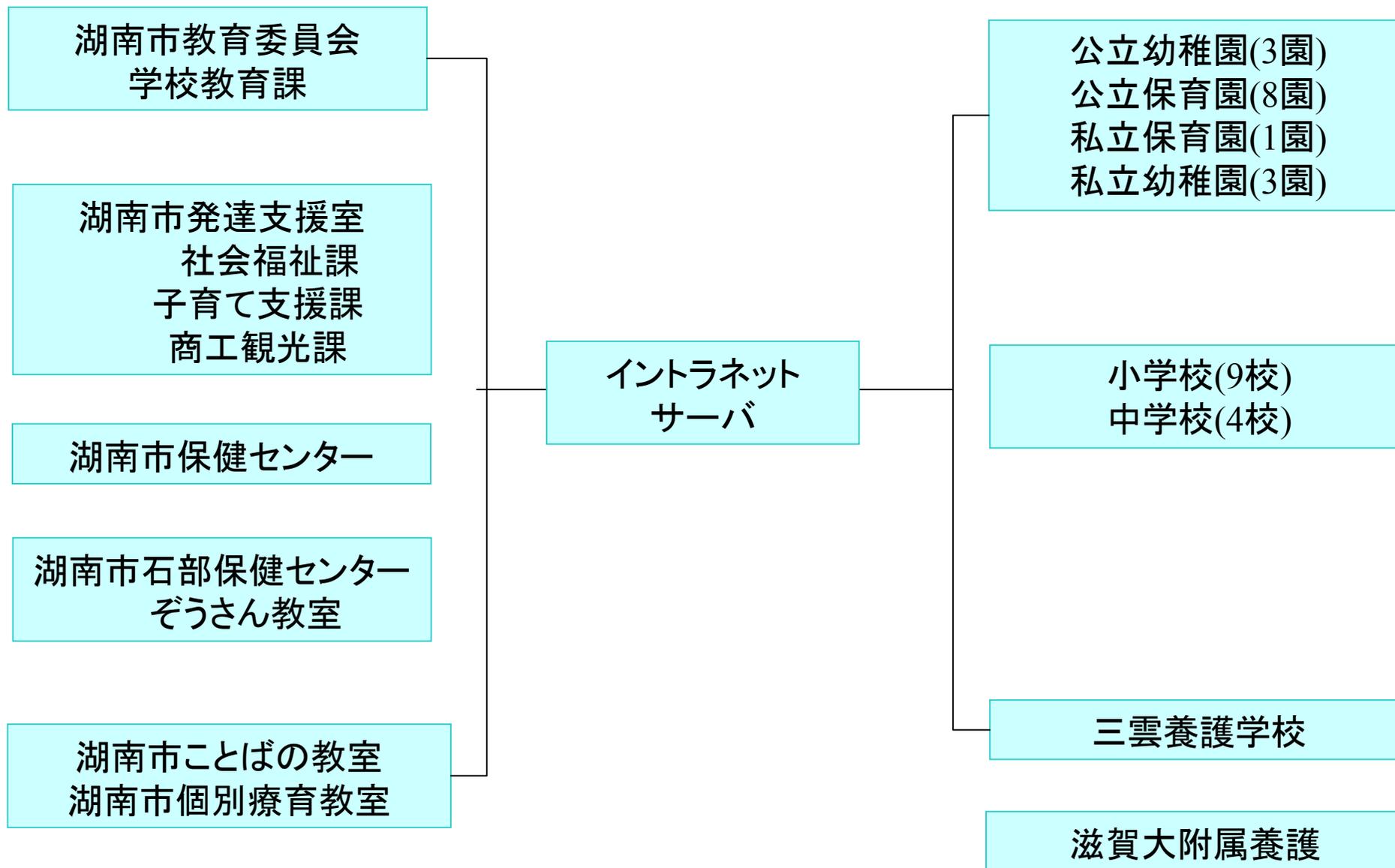


各校園の特別支援教育実践発表
個別の指導計画交流
個別の指導計画の引き継ぎ調整

特別支援教育コーディネーター連絡会

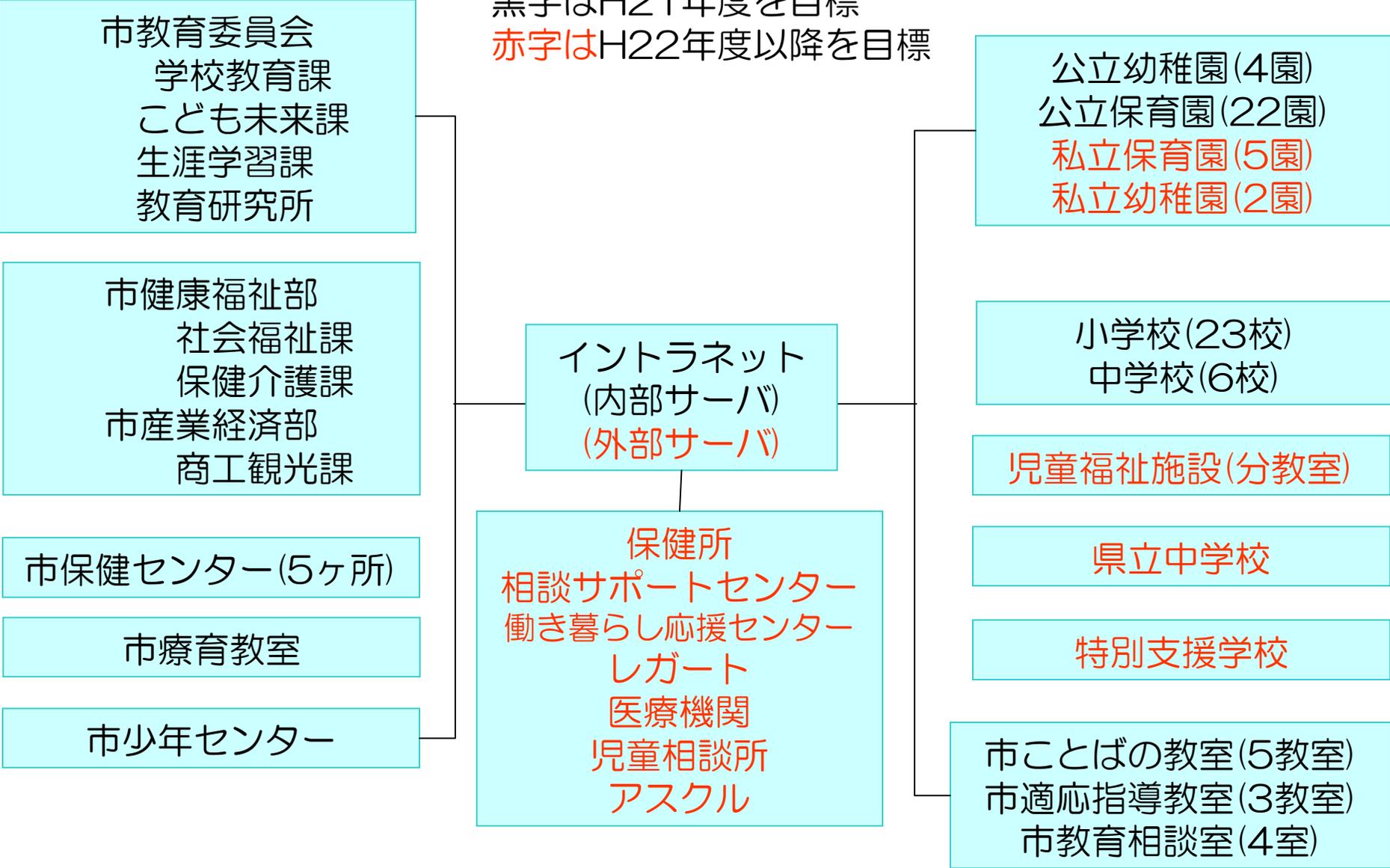
2009 1 20

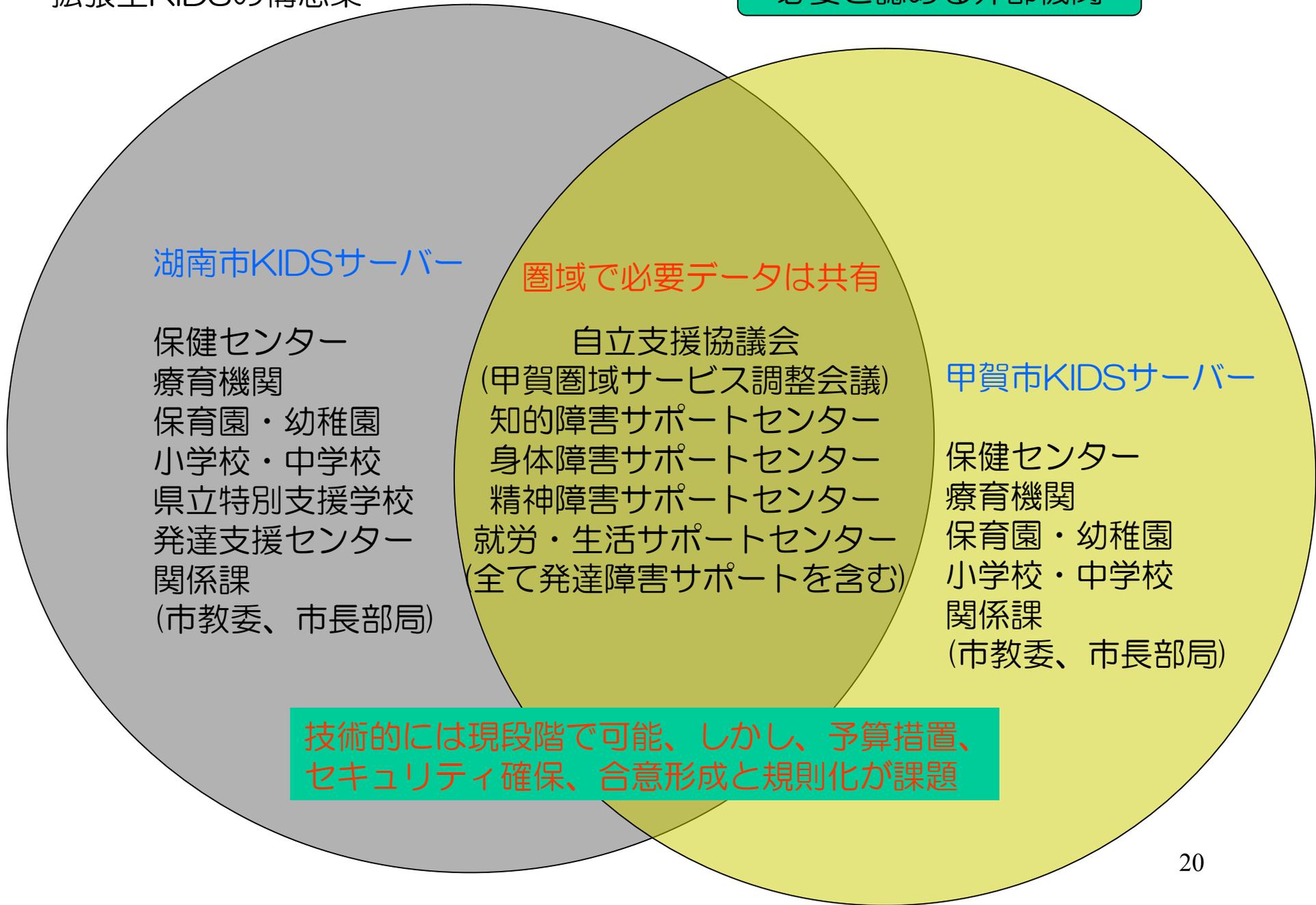
発達支援ITネットワーク(湖南省)



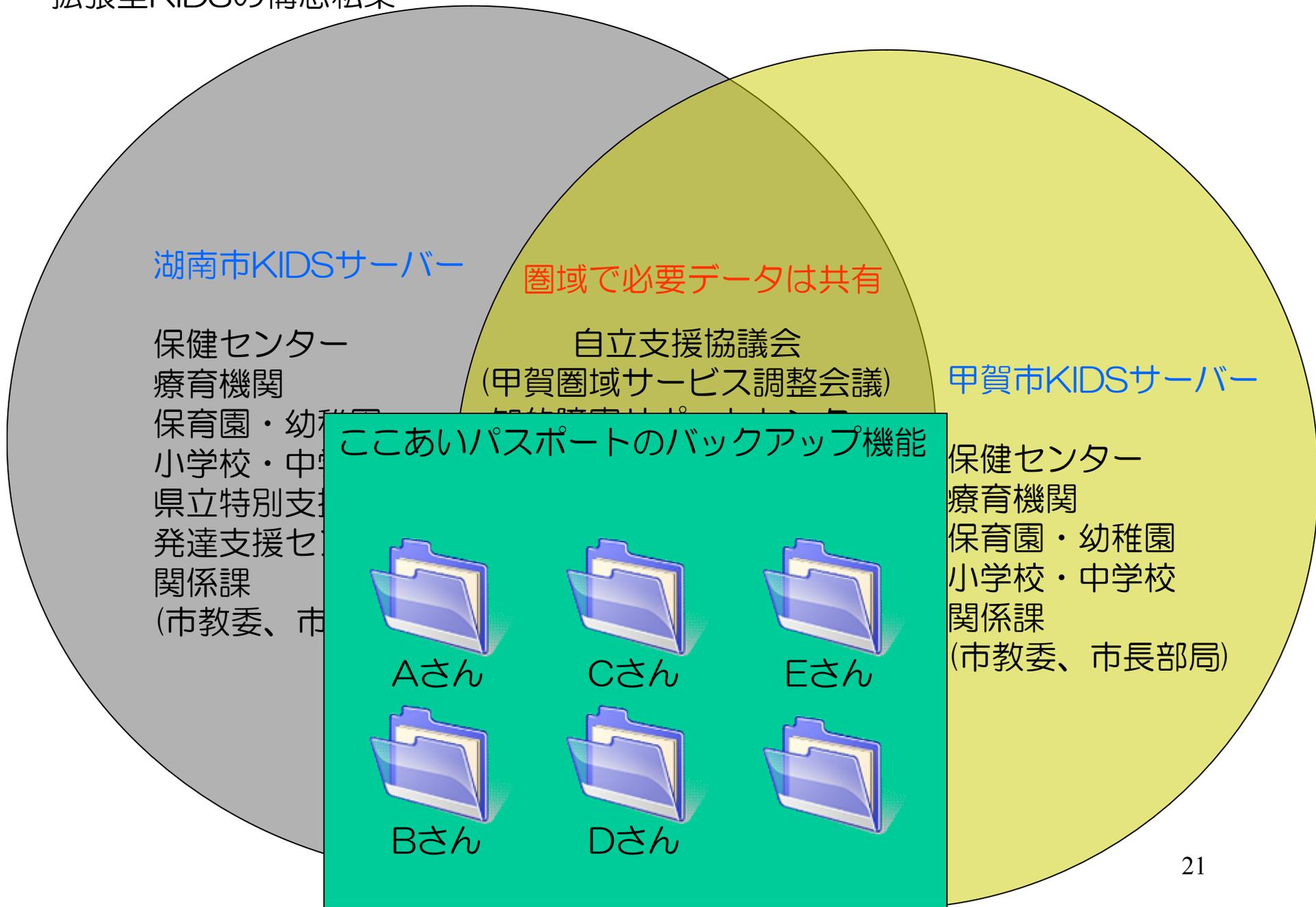
発達支援ITネットワーク(甲賀市)(案)

黒字はH21年度を目標
赤字はH22年度以降を目標





拡張型KIDSの構想私案



IV 鹿児島県鹿児島市研究班(鹿児島チーム)報告

1. 研究班エリアの概況と特徴

鹿児島市は人口 60 万人、中核市として鹿児島県のさまざまな機能が集中している都市である。市内主要部には公共交通機関として路面電車ならびに路線バスが充実しているが、郊外となると極端に交通の便が悪くなる。市内には6つの盲・ろう・養護（特別支援）学校があり、養護学校によっては、在籍 340 名で大型スクールバスを7台ほど活用している学校もある。

60 万人の人口規模において、現在、市役所本庁をのぞき 9 カ所の支所があり、保健センターが 10 箇所設置されている。鹿児島市を 5 つのブロックに分けて設置されている各保健センターでは、発達につまずきのある子に対する早期支援の必要性から、発達相談会を年 3 回程度実施している。発達相談会の構成メンバーは、小児科医師を中心に、心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、などの療育の専門家はもとより、今後の就学を見据えた上で、特別支援学校のコーディネーター（地域支援担当者）も相談会にて個別相談に携わっている。この相談会は、市町村の保健事業に位置づけられている乳幼児健康診査にて言葉の遅れや落ち着きのなさなどの発達のつまずきが疑われた子どもに対しての、二次スクリーニングの役割を担っている。この発達相談会にて発達の遅れが認められた子ども達は、児童デイサービスを紹介され、それぞれの発達課題にあわせた療育プログラムを受けることとなる。保健事業を通じて児童デイサービスに通っている子ども達に関しては、保健師が定期的に家庭訪問するなどして、フォローアップがなされている。

また、鹿児島市には、県立県営の児童相談所、同発達障害者支援センターがあることで、保護者自身が子どもの発達について不安がある場合、上記の健診や相談会を受ける以前に自らで受診をするケースが多く見られる。この場合は児童相談所等での受診結果が各保健センターに伝達されることは少なく、保健師が把握したうえでのフォローアップには至っていないのが現状である。児童相談所等は保健センターから結果通知の依頼があった場合に、情報を文書にて伝達している。

さて、こうした就学前の早期総合支援体制の一貫として機能することが期待される相談支援事業であるが、鹿児島市では現在、次の 7 箇所に委託実施されている。

- ①社会福祉法人 麦の芽福祉会 むぎのめ総合相談支援センター
- ②社会福祉法人 ゆうかり サービスセンター「くればす」
- ③社会福祉法人 慶生会 パソ松ヶ尾館
- ④医療法人 陽善会 地域活動支援センター「かけはし」
- ⑤財団法人 慈愛会 地域活動支援センター「ひだまり」
- ⑥医療法人 寛容会 地域活動支援センター「ソーバーハウス」
- ⑦社会福祉法人 くすの木会 地域活動支援センター「サポートやすらぎ」

(①～③⇒相談支援委託：入札による ④～⑦⇒地域活動支援センター I 型)

2006 年度から、発達障害に関する協議会、並びに特別支援連携協議会は稼動し始めている。一方、2007 年度から鹿児島市障害者自立支援協議会の設置に向けての準備会が開催され、2008 年度から設立された。そのプロセスにおいて、鹿児島県主催の特別アドバイザー事業による、滋賀県からのアドバイザー派遣を複数回してもらいつつ、今後の見通しについても検討されている。

しかしながら、市の福祉計画策定プロセスのチェックを協議会内ですることになる等、協議会の要となるべき個別支援会議の開催は皆無であり、その必要性については浸透していない。

2. 平成 20 年度研究の目的・方法・手続き

(1) 目的の設定

上述したように中核市である鹿児島市は相対的に福祉・教育・医療等の社会資源は充実しているかに見えるが、地域自立支援協議会に象徴されるネットワークづくりは着手したばかりであり、特にその推進装置となる個別支援会議は開催できずにきていた。そこで、本研究への参画を鹿児島市における相談支援並びに就学における教育と福祉の連携のためのステップアップ事業と位置づけ取り組みを行うこととした。具体的な目標としては就学支援に焦点化した個別支援会議の開催により、保護者・本人にとって<納得の就学>を実現し、さらに就学支援から「修学」支援への引継ぎに生きる<支援情報の共有>をはかること、と設定した。

(2) 方法及び手続き

鹿児島市内の Y 保育園に在籍する 2 名（のんた君、けんた君＝仮名）の年長児を対象とし、それぞれの就学先、関係機関等とのつなぎを進めながら、保護者の参加を得ての個別支援会議を開催することとした。ステップアップ事業としての評価の視点は次年度における個別支援会議開催の了解を関係者から得られるか否か、とした。

なお、2 名の年長児を研究対象事例とすることについては保育園園長及び保育担当者を通じて保護者の了解と承諾を得ている。それぞれのプロフィール概要は次を参照されたい。

<のんた君(広汎性発達障害)>

こだわりと感情のコントロールが課題であるが、乳児期に負った左半身やけどの移植手術をいつ行うかも喫緊の課題となっている。療育支援を受託する病院以外の医師が介入しにくく、結果として就学相談に医師が入れないという状況が続いている。

<けんた君(聴覚障害及び広汎性発達障害の疑い)>

複数の療育機関に通ってきたが、保護者のあきらめ感が強く、すべて中途半端に終わっている。補聴器も、聾学校経験を有する養護学校教員の指摘があったことから、つい最近つけ始めたという経緯がある。保育園では広汎性発達障害を疑っているが、保護者が既に投げ気味であるため、障害の判定に向けた動きをつくること自体が難しい。

以下に今年度の具体的な取り組み日程と内容を掲げる。

【具体的な取り組み】

日 時	内 容
平成 20 年 8 月 22 日	趣旨説明・ケース選定
平成 20 年 10 月 3 日	WE-Collaboration IN かごしま
平成 20 年 12 月 3 日	第一回 個別支援会議（のんた・けんた）

平成 21 年 1 月 14 日	第二回 個別支援会議（けんた）
平成 21 年 1 月 16 日	けんた 補足会議（けんた主治医）
平成 21 年 1 月 19 日	けんた 補足会議（けんた主治医）
平成 21 年 1 月 31 日	けんた 補足会議（けんた母親）
平成 21 年 2 月 3 日	第三回 個別支援会議（のんた）
平成 21 年 2 月 26 日	第四回 個別支援会議（けんた）
平成 21 年 4 月	（予定） のんた・けんた フォローアップ会議

3、個別支援会議の経過と概要

(1) 第一回個別支援会議

平成 20 年 12 月 3 日(水) 17：30～20：00

<出席者>

医療 ① 児童相談所 発達障害の専門医

行政 ② 市役所 福祉担当職員

③ 市役所 福祉担当職員

④ 市役所 支所 福祉担当

⑤ 教育委員会 主事

教育 ⑥ K養護学校 教諭

⑦ K養護学校 教諭

⑧ S養護学校 教諭

福祉 ⑨ 相談支援受託事業所 地区担当

⑩ 療育等支援事業受託事業所 コーディネーター

⑪ N園 のんた君の通っている児童デイサービス事業所 職員

⑫ Y保育園 園長

⑬ Y保育園 主任

⑭ Y保育園 地域子育て支援センター・子育て支援担当

⑮ 民間の発達相談センター 発達障害の専門家

⑯ 相談支援受託事業所(基幹) 相談支援専門員

⑰ 研究会事務局

⑱ 研究会事務局

※ 加瀬 進 研究代表者にも立ち会っていただき、アドバイスをいただく。

第一回個別支援会議*まとめ*

(1)大きなポイントは？ →ニーズの整理と確認

小学校に入学した後の通学（経路や方法）が心配

(2)ツールがない →具体的な案の提示

とりあえず近くの福祉系大学に行って相談してみようか？（ボランティアの活用）

(3)支援会議に望む前の事前準備が不十分。

ご家族に会議の趣旨などを詳しく説明してもらい、共通理解は大切。今回の支援会議は規模が大きすぎた。イメージがわからないところもあったと思うが、個別支援会議は始まったばかり。積み重なっていくと「のんた君だけの問題ではないよ」というのがわかっていくかも。

(2)第二回個別支援会議

平成 21 年 1 月 14 日(水) 17：30～19：30

<出席者>

医療 ① 児童相談所 発達障害の専門医

行政 ② 市役所 福祉担当職員

③ 市役所 福祉担当職員

④ 市役所 支所 福祉担当職員

教育 ⑤ K養護学校 教諭

⑥ K養護学校 教諭

⑦ S養護学校 教諭

福祉 ⑧ 療育等支援事業受託事業所 コーディネーター

⑨ W園 けんたくんの通っている児童デイサービス事業所 職員

⑩ Y保育園 園長

⑪ Y保育園 主任

⑫ Y保育園 地域子育て支援センター・子育て支援担当

⑬ 民間の発達相談センター 発達障害の専門家

⑭ 相談支援受託事業所(基幹) 相談支援専門員

⑮ 研究会事務局

⑯ 研究会事務局

第二回個別支援会議*まとめ*

(1) 特別支援学校の再編時期ということで、再編後の近隣の特別支援学校のほうが、近くていいが、新設同様であり、不安もある。学校の選択については、選択肢を提示できるほど、情報がそろっていない。

保護者のニーズについて再確認をおこなう。

(2) かかりつけ医に参加してもらうことで、医療、発育面の情報をフォローアップしてもらうことができる。事務局で、協力依頼をする。

(3) 次回は、かかりつけ医、就学先、療育機関、保育園の各機関での個別支援計画ならびに支援の実態を持ち寄り、「つなぎ」の支援会議を開催予定。

(3) 第三回個別支援会議

平成 21 年 2 月 3 日(火) 17:15~19:00

<出席者>

のんた君のご両親

医療 ① 児童相談所 発達障害の専門医

行政 ② 市役所 福祉担当職員

③ 市役所 福祉担当職員

④ 教育委員会 主事

教育 ⑤ T小学校

福祉 ⑥ Y保育園 園長

⑦ Y保育園 主任

⑧ Y保育園 地域子育て支援センター・子育て支援担当

⑨ 相談支援受託事業所(基幹) 相談支援専門員

⑩ 研究会事務局

⑪ 研究会事務局

第三回個別支援会議*まとめ*

(1) 今後の支援計画やフォローアップについて、中心となって進めていくキーパーソンを決める必要があるだろう。

(2) ご両親から、「不安も多いが、多くの関係者に支えてもらい感謝している」との声をいただいた。

第三回個別支援会議議事録（抜粋）

● T小学校の先生へY 保育園の園長からのんた君の事例の説明 ●

親御さんの今の一番の心配事…

- ・「通学」が今のところ一番心配。
- ・就学相談で「特別支援学級入級が望ましい」と言われた。夫婦で、のんた君を特別支援学級か通常学級に入れるか意見が食い違っている。

- ・1歳時、広範囲のやけどで病院にかかる。
- ・母親は、「やけどについて人からどう見られるのか」「のんたがやけどの跡のことでいじめられるのではないか」という心配がある。
- ・2歳1か月、児童相談所に相談。言語発達遅滞と診断される。
- ・3歳頃、広汎性発達障害と児童相談所で診断される。（言葉が出ない。数字に興味を示す。名前を呼んでも返事をしない。）
- ・Y 保育園入園前にH学園（障害児通園施設）も勧められた。定員がいっぱいだったこと、母親が見学に行ったところ思ったよりも重度な子がいてのんた君はここに合うだろうか躊躇したことで、Y 保育園へ入園。
- ・Y 保育園入園後、とても成長が見られた。（言葉が増える。対人意識が芽生える。等）
- ・新しいでき事を経験する際、見通しが立たなくなることで、混乱やこだわりが多く出た。
→就学時の移行支援が大切だと感じた。

今回の会議には親御さんも出席するという話から…（両親不在の場にて）

②…親御さんにはどういう話を？

⑩…「みんなが味方ですよ」ということを伝えたい。ここにいるメンバーで情報交換、情報共有することで、のんた君の状態像を知り支援の方向性と具体案を考える、ということ伝えたい。

17:50 のんた君両親入室

・出席者の自己紹介

②…まずはご両親、ご本人がどういう考え、今後の支援への希望を持っているかをお聞きした上で、みんなの話があった方がいいかも。

⑩…就学に向けての不安な点、疑問点のお話があったらお願い。

母 …まずは、通学の件が不安。距離が長くて時間がかかる。車が一番怖い。私自身が標識、信号を教えるはいるが、他のものが目に入ったときにバーっと走ってしまう。周りが目に入っていない。共働きで親が送り迎えしないといけないというのが難しい。昨年10月、療育手帳が非該当になってしまった。手帳があったらサポートしてもらおうというつもりでいた。手帳がないことで、市の方から支援をしてもらえないことへの不安がある。うちだけではなく、手帳に該当されていないで、手帳を持っていないで困っている子供さんたちが他にもいるかも。そういうサービスはないのか？

③…今のところ児童デイしかない。手帳を持っている人でも通学は大きな課題。

母 …逆にそういう方はどうやっているのか教えてほしい。

③…学校まで親が送り迎えしたり、養護学校のバスをバス停まで迎えに行ったり。

母 …共働きの人は？

③…ご家族でうまくいっているケースは市にも入ってこないのでは、情報が少ない状態。あれば、こちらでも勉強になるなど思っている次第。

⑤…T小学校の現状の説明。朝は初めのうちは母と来ている子も多かった。徐々に一人で通学できるようになる感じ。同じ時間帯にたくさんの子どもが行くので、お兄ちゃんたちもいる。要所要所にボランティアのおじいさん、おばあさんたちが声掛けをしたりしてくれるので、スムーズに登校できるようになっている。帰りは1年生の子は初めは集団下校。同じコースごとに帰していく。児童クラブに行く子は、四月までは児童クラブの先生たちが迎えに来る。それ以降は友達同士で。今までいろんなものに目を向けて不安という子もいた。児童クラブの先生が1ヶ月間は迎えにきて、その後担任の先生が送っていたが、友達ができると一緒に帰ったり。最初は担任の先生が「今帰った」というのを電話していたが、道を覚えると自分でサーッと帰って行っている。

母 …個人差ですね。1ヶ月間で友達ができるか、道を覚えるかもわからない。近所の子供がどこにいるのかもわからない。いても、来年からは中学生にあがるような子くらいしか知らない。

⑤…子供によるが、先生たちも一生懸命。児童クラブの先生、担任、特別支援学級の先生たち、みんなで連携してやろうとしているつもり。まだ足りないところもあるかもしれないが、その都度教えていただくと、私たちも勉強になるし、ありがたい。みんなで支えていけたらいいなと思っている。

母 …ボランティアの方は…

⑤…総勢100人の通学保護員の方がいらっしゃる。

母 …要所要所にいるとおっしゃっていたが、信号とかにいるのは知っているが、信号から信号までの間はどうするの？うちの子は友達がいても振り払って出ていくかも。ほんとに些細なことかもしれないがその点も不安。

母 …朝は送ることができても帰りが不安。児童クラブまで迎えに行くということはできるかもしれないが。

⑤…朝が心配だったら車で送り迎えもいいかも。

母 …学校側に許可を取ろうと思っている。以前事務室では許可がもらえるか分からないと言われた。

⑤…大丈夫だと思う。

母 …皮膚のことで、二回目の皮膚移植する時のことを考えて学校に相談に行った。

⑤…学校に慣れていって、徐々にやっていけたら。入学してみないとわからないので。

母 …通学保護員の中で、のんたのことをサポートしてくれるのを市の方から出してくれるサービスがあったらいいかもと思っていた。手帳があったら…。

③…通学のことも市も考えつつあるかも。今年は自立支援法の改正の時期。国ができたなら一番いいのだが。市単独でやるというのはいろいろな案件があって難しい。

- ①…手帳は今まで IQ を基準にして決められ、IQ が高いと落とされてきた。国が発達障害を知的障害として扱うように言われている。もし知的なものがなければ精神障害として扱うように言われている。こうなると、精神保健福祉センターから交付されることになる？もっとはっきりしたことが決まったらアナウンスしていきたい。いつから使えるかというのは今の段階では言えない。現状としては他のを利用してもらうしかない。おそらく 2 月中にはお伝えできないかも。
- ②…現状ではのんた君に使えるサポートでは難しい。学校の方で具体的にできること、通学の経路でできること、通学保護員の地図での位置の確認など、学校とご両親と相談しながら通学の支援を立てていき、入学後の様子を見た上で、今後のことを決めるということになるのでは？そういう上で、使えるサービスがあればいいかもだが。
- ⑥…通学保護員のどなたかが行く途中でサポートしてくれるというのは学校からお願いできる？
- ⑤…学校で相談してみる。
- ⑥…のんた君は今の保育園での散歩では集団では大丈夫。ピューッと出るのもない。集団登校の中でも大人が一人いれば、「それ危ないよ」とか言えるかも。
- 父 …それが不思議。家族といると振り払っていく。心配。
- ⑥…子どもはよくわかる。「この場ではこうしないと僕は守ってもらえない」とか。練習をすると、散歩の 15 分は歩けるようになっていた。もしかしたら、両親といると甘えてしまい、「僕が行っても追いかけてくれる」と思っているのかも。学校の中で慣れていくのは可能ではないか。最初は子供だけではなく、大人の方がのんた君にきちんと話してくれるようにしてもらえると安心。
- ⑤…入学して 1 週間は担任がついていく。確実に帰ってもらえるように。電話とかで確認をとりながら。
- ⑥…のんた君と一緒に通学の練習をしてみている、気になったポイントとかある？
- 両親…側溝のふた。側溝のふたばかり歩いている。
- 父 …今の話を聞いていると、親といる時と違うから…
- 母 …集団登校、1~2 週間だが…どこで慣れるか分からない。
- ⑤…子供に合わせてできるだけやっていく。
- 母 …他のお子さんもいるから、うちの子だけでなく、平等にやってもらいたいというのものもある。
- ⑤…担任が抱え込まない体制になっているので、連携していきたい。
- ①…パーッと飛び出していくのがわかっていると、支援していきやすいかも。両親が通学の練習の際に、パターンを見つけて、それをみんながわかっていると、支援してくれる人も支援しやすくなるかも。
- 母 …あと、動物。空に飛んでいる飛行機。
- ②…子どもはみんなそうですね。(みんなで笑う)
- 母 …学校はのんたの足で、手ぶらで 30 分弱のところ。
- ⑤…お母さんが心配されているのもわかるかも。
- 母 …通学に時間がかかる。
- ⑤…登下校の仕方をみんなに学習していくのも大切かも。
- 母 …以前子どもたちの登下校を見ていたら、通学の裏道はみんな広がって、投げたりとかして

いた。いじめはないと聞いていたが、公園でいじめを見てしまって不安が増した。まして、うちの子は皮膚移植の跡があるので、ひどい扱いを受けないか心配。「お前の皮膚汚い」とか言われてしまうのではないか。ある時、自分が見ていると、そういう様子がみえた。仲良く帰っている子もいるし、いろんな子がいる。T小学校のお母さんに聞くと、発達が遅れている子はおちよくられたりとか多少あるみたい。さらに不安。人数が多すぎるのもあるが…何とも言えないし…

⑤…できるだけ対応していきたい。何かあったら教えてほしい。

母 …裏の小道とかにもポイントを決めて通学保護員を置いてもらえると安心。裏の小道には通学保護員いない気がする。そういったところにも置いてほしい。

①…のんた君は知的には正常域で、空気を読まずに少し言ってしまったり、自分の意見が言えないなど、そういうところもあるので、いじめを誘発してしまう可能性もあるかも。

母 …二次障害がゆくゆく起きてしまうのではないかと心配。中学、高校、移植あと、などにパニックやフラッシュバックが起きてしまうこともないとは言い切れない。

⑥…近くで誰かお友達がいるといいですね。

母 …交友がないのでわからない。子どもがどこにいるかもわからない。近所には大体中高生。

⑥…最初の集団登校でわかると思う。しかも、集団登校でグルーピングされるから友達できやすいかも。一番家から近い子どもとの関係性を見てもらってもいいかも。

⑤…わかりました。

母 …そういうサポートがあれば安心できるが。手帳がない。

⑥…「広汎性…」という名前だけが残ってしまって、現状で出せるもの（サービス）がなくなってしまうもねえ。

⑩…手帳がなくても、学校側でいろいろやってもらえるというのがわかった。T小学校が市内の学校の中でも一生懸命やってもらえているというのは聞いていた。

母 …それは私も承知のうえ。

⑤…頑張ります。

⑥…お散歩と通学の練習との違いは、目的がはっきりしているということ。あの公園まで行く、とか。事前に彼の中で目的が入っているとお散歩みたいにある程度行けるかも。今いくら「学校に4月から行くんですよ」と言われ、お母さんと練習しても、のんた君はお母さんと楽しいお散歩と思っているかも。学校が始まると彼の気持ちも変わるかも。

母 …最近のんたは「小学校に行かない」「ランドセルからわない（背負わない）」と家で言っている。本当の気持ちなのか、保育園で周りが言っているからなのかわからない。それがまた不安になる。

⑥…担当の先生にどんな話を子ども達にしているのか聞いてみる。

⑧…その発言から、のんた君は少なくとも学校に興味があることはわかる。

母 …前はすごく行きたがっていた。最近行きたくないと言い始めた。

⑥…職員からも「なんで？」とのんた君に聞いてみてもいい。学校に対してポジティブになれるように声掛けをしてみてもいい。小学校に見学にも行っているのか？

父 …行っている。人数の多さにビビっていた。

②…障害のない子も同じようにビビっています。でも学校に行けば、いつのまにか馴染んでいた。

それでも親としての心配はあった。誰かがずっとついてくれるとか、親が自分でついていく、とかしない限り、心配は完全にはなくなる。少しでも不安を減らすために、具体的に先生と、できる部分とできない部分を1つずつ挙げて話し合っていた方がいい。不安解消につながる。

母 …実際やってみないとわからない。

②…誰にもわからない。幸い、早めに学校の先生と連絡を取れるようになったし。

母 …異動はどうなっている？ベテランのよくわかっている先生がいなくなったら、とか不安。

⑤…誰がやってもできるように、と共通理解を深めている。

母 …たとえば全くわからない新人の先生が来たりしたら、という不安もある。

⑤…できるだけないように、週一回特別支援の先生たちでどうすればいいか検討したり、共通理解を深めている。

母 …もし異動があったりしたら…

⑤…できるだけないようにいろいろな方策をとっている。

④…「すこやかファイル」(※1)、今一生懸命作っているところ。相談支援ファイルと名前が変わっていく予定。4月からお配りできるように頑張っていく。今はまだ、学校の人事はわからない。でもどなたが担任の先生になっても大丈夫なように、事例研究会などが各学校で行われていると思う。

⑩…まだ間に合わない？サンプルでもいただいて活用できないか？

④…今サンプルを使っていたらいる人もいる。印刷をしているところなので、ご希望があれば。

②…今まではこういった連携はなかった。今は、引き続いて支援ができるように、という大きな流れが一般的にある。のんた君だけに限らず、みんなで情報を共有して支援していこうというのがある。いろいろな不安があるかもしれないが(例えばシステムとしてはあるのかもしれないがうちの子には使えるのか、とか)、具体的に心配のタネを見つけていって、つぶしていくというのが不安を減らしていけると思う。今は通学のことだというのが、そういった作業をひとつずつやっていたらいい。

④…就学はどの子どもさんも不安になる。環境が変わるので。しかし大きい視点で見ただければ、成長に必要なもの、というポジティブな見方をしてもらいたい。子どもたちの成長の力を信じて。

⑩…このみんなは味方。次の世代のためにも先輩のお母さんになってもらいたい。具体的に一つずつつぶしていって、まずは通学がどうなったかということについてまとめてフォローアップ会議をしていきたい。時間がかかるかもしれないが、何らかの影響になると思う。一家族の不安にしておかない。協力してほしい。

⑩…児童クラブについては？

母 …今手続きを行おうと、証明をもらってクラブに入れようとは思っている。会社を辞めて付き添おうとか思ったが、会社が辞めさせてくれない。

⑩…学校としてもフォローしてもらえる？

⑤…学校とは別。

母 …噂として聞いたが、学校として預かってくれると聞いたのだが、それはない？

⑤…T小学校としてはない。

母 …学校に入るにあたって、夫婦で意見が分かれるのだが、特支学級に席を置くか、通常学級に置くか。市の就学支援判定で、特支学級入級が望ましいと言われた。

父 …食い違っているというより、通常学級で伸びるのでは？という可能性があるのではと思っている。実際Y保育園に入って伸びたし、入って見ないとわからないので、どれが正しいかわからないが…

①…一般的には9歳までにはスキルアップができる方が望ましい。比較的早い時期から対応できた方がいい。ただ、どっちがいいかは教育の現場からいろいろ聞いた方がいい。親御さんたちの話からは特別支援学級の方が幅があっていいかもと思った。⑤先生に聞いた方がいいかも。

④…どこに軸を置くかが重要。学校と幼稚園の違いもある。幼稚園は遊びが主で、学校は時間の決まりが厳しかったり、やっぱりいろいろ幼稚園とは違う。大きな集団で「新しい環境で落ち着かない」なら、小さな集団でやっていて、大きな集団で音楽とかを発揮していけたらいい。

⑩…途中から入級とかできる？

④…子どもの状態で特別支援対応がいらなくなったら、通常学級に入るということもある。子ども次第。

⑤…T小学校の特支学級では子に応じた対応ができるというのがいいかなと思っている。細かい配慮をしながら子どもに対応する。連絡帳も、通常では30人のうちの一人としてバーっと書くが、特支学級は細かい。特支学級にいる子は少しずつ交流をさせている。最初に行けなかった子も行けるようになった。いきなり行かせるわけでは無く、共通理解をした上で、初めは支援員をつける。親御さんと相談の上、教育相談で来年度どうするかとか話し合いをいつもしている。その都度子どもたちの成長を見ながらやっていけると…

①…知的な面より空気読めない、言いたいと言えないということなどについて配慮が大切。知的な面の方が周りの目がいきやすいかもしれないが、二次障害が見受けることもあるので、そういった面での配慮が必要かな。

⑩…また今度、今回のフルメンバーでなくても、通学のことあたりにしぼって話をしていきたい。

⑤…何か心配していることがあればいつでもどうぞ。

⑩…特支学級にするか、通常学級にするか決めるリミットはいつ？

④・⑤…遅くて3月末まででもいいが、入学の準備もあるので、早ければ早い方がいい。

②…今日お話を聞かれた上で、メリットとかも聞かれたので、両親で話し合った方がいい。今まで、情報がなかったというのもあったと思うので。学校側としては早い方がいいというだけで、今日ここで決めないといけないというわけではない。

①…療育手帳は今後変わっていくと思う。その都度情報をお伝えしていこうと思っている。それで、これをうまく利用して行って、のんた君が楽しく学校行けるといい。

※1…教育委員会が中心になって進めている、情報共有、支援ファイル

子どもの生育歴や、現在の様子、関わってる機関名、支援計画、などの情報が書かれるようになっており、保護者が管理する。

(4) 第四回個別支援会議

平成 21 年 2 月 26 日(木) 17:30~19:00

<出席者>

- 医療 ① T病院 けんたくんのかかりつけ医
② H病院 けんたくんの通っている病院 作業療法士
- 行政 ③ 市役所 福祉担当職員
④ 市役所 支所 福祉担当職員
- 教育 ⑤ T養護学校 教諭
- 福祉 ⑥ W園 けんたくんの通っている児童デイサービス事業所 職員
⑦ Y保育園 主任
⑧ Y保育園 地域子育て支援センター・子育て支援担当
⑨ 民間の発達相談センター 発達障害の専門家
⑩ 相談支援受託事業所(基幹) 相談支援専門員
⑪ 研究会事務局

第四回個別支援会議*まとめ*

(1) 卒園後の「つながり」を意識した会議とすることを確認。T養護学校における状態像を想定しながらの話ができ、具体的な課題を共有、もしくは解決することができた。

(2) 就学への「つながり」を意識した個別会議を、ここまで丁寧に重ねたことがなかった。次年度以降も、縦にも横にもつながりつづけていこう、ということが、会議参加者とも確認できた。

第四回個別支援会議議事録(抜粋)

⑦・・・(けんたくんの近況報告) Y保育園主任保育師より保育園での様子について報告がある。これまでの保育園での生活の中から見える、けんたくんの特徴や行動の特性について説明がある。

各関係機関からのけんたくんに関する情報等についての発表(要旨)

②・・・生れてからこれまで見てきたなかで、かなり成長が見られる。現在は絵カードを用いたペクス(P E C S)を活用しているところである。かなりの能力を持っていて、今後の成長が期待される。これからも関わり続けることになるので連携を取っていきたい。

⑤・・・養護学校では重複クラスでの受け入れが決まっている。バス通学を希望されているため、対応できるか心配している。また、学校では郊外活動や運動会、プールなど本人が身体的なハンデもあるため、特別な配慮が必要ではないかと考えているので、関係者からの意見をいただきたい。補聴器については原則学校では必ず使用することとすることが良いのではないかと、助言もある。

学校でのこれからの生活について、各機関からの助言。

- ①・・・1歳前からの本人を担当してきたなかで、これまで成長したことに驚きがある。歩くことも困難であったけんたくんが、最近では、アナウンスを聞いて診察室まで入り、椅子に座るまでに成長している。療育機関をはじめ、皆さんのおかげで「いい育ち」ができていると感じている。今後も医療の立場からかかわって行きたいと考えている。また、けんたくんのケースでは家族、特に祖母の協力が大きく、入学後もその傾向であると考えられる。今後はそのことも課題になるかもしれない。
- ⑥・・・療育時でのけんたくんの様子について報告がある。周囲の状況理解もかなりできてきていて、自分でできることがたくさんあることなどを報告。補聴器については、わかば園ではきちんと使用ができていること、チャイルドシートも上手に活用ができているとのことである。
- ④・・・養護学校に入り、福祉サービスの利用が必要になってくることが考えられるので、学童保育、日中一時支援、ショートステイなどの利用についての情報提供や必要な支援を考えていきたい。
- ③・・・今後もこのような会議を経て、支援が必要な方が福祉サービスの利用ができるように連携を取りたいと考えている。

その他、養護学校から座位保持椅子、運動会参加時での配慮など具体的な話題もあり、「けんたくんは、うまくさぼれる子でもある」との回答もある。けんたくんの今後について、細かな対応まで話し合う機会となった。

今回の個別支援会議により、T 養護学校からは、入学説明会前にこのような機会があり、けんたくんに関する様々な情報を各関係機関から具体的に提供していただくことができ、準備をしてけんたくんを受け入れられることが出来ることがたいへんありがたいとの感想があった。また、今後は市教育委員会が作成する「すこやかファイル」を有効に活用したいとの提案もあった。担当医からは、初めて参加した会議で、けんたくんが各関係機関の支援を受けながら成長していることを実感させられる機会であったとの感想をいただいている。

4月入学後のけんたくんの様子についての報告会(個別支援会議)を開催することとして閉会。

4. まとめにかえて

鹿児島市障害者自立支援協議会がスタートしたものの、具体的な個別支援会議については、開催が皆無であった。今回の研究会にて「教育と福祉の連携」に絞って開催された複数回の会議は、今後、個別支援会議として継続的に開かれるべきである、ということが、会議参加者に認識してもらえたことが大きな成果である。

今後、個別支援会議ならびに自立支援協議会が洗練され、地域で支えあうシステムとして確立されるよう、関係機関一丸となって取り組んでいきたい。

V 研究の総括と展望

1. 長野県北信圏域におけるステップアップ事業の示唆

長野県北信圏域の取り組みは、中野市内 14 カ所の幼稚園・保育園に対する多職種チーム（福祉の相談支援系専門職、行政の子ども支援系専門職、教育の就学相談系専門職）による合同訪問に、小学校教員の関与をより一層高めたい、という企図から行われたものである。Ⅱ章で述べたようにこれまでの就学支援体制の積み上げをベースに、平成 19 年度からは市教委の就学指導担当者がほぼ毎回同行し、主として年長児の行動観察やケースカンファレンスを担当するようになって学校教育とのつながりが太くなってきた。そこで、将来的には就学予定先の特別支援教育コーディネーターが特別な支援を必要とする就学予定児の園訪問に参画するという方向感を持ちつつ、いわゆる早期総合支援体制を中心的に構成しているメンバーが集う北信地域障害福祉自立支援協議会の療育支援部会と北信圏域全体の特別支援教育コーディネーターが集う特別支援教育連携協議会の合同開催を実施することで、相互理解を深め、連携・協働の動機付けを高めようとしたのであった。

この取り組みに対する評価方法として小中高の特別支援教育コーディネーター 50 名を対象に関係機関との連携・協働に関する意識と合同開催の評価に関するアンケート調査を行った。結果の詳細は本文に譲るが、合同開催に限って言えば、「とても役に立った」が 17.8%、「どちらかといえば役にたった」が 37.8%で「分からない」が 35.6%、「継続して欲しい」が 71.1%で「分からない」が 28.9%、という結果であり、初年度 3 回の合同開催としては過剰でも過小でもない評価を得たと言えよう。つまり、合同開催を数回実施すれば相互理解が十分に深まり、連携・協働の動きがすぐに広まるといって容易くはないが、着実な歩み出しには十分なりうるという意味においてである。

そして着実な歩み出しと協議結果の共有は例えば次のような問題把握を通してネクスト・ステップを可視化する。これらは福祉と教育の連携・協働を推進するための研究課題・施策課題を導いてくれるものと言えよう。

- 今後の合同開催の内容としては情報交換会、関係機関の相互訪問、具体的な支援事例の紹介、定期的な情報発信等が望まれており、福祉と教育は想像以上にお互いを知らない、しかし知ることので分かち合える、というリアリティを持つ必要がある。
- 広域の町村部の関係者も参加しやすいようなサテライトづくり等の工夫も必要である。
- 福祉と教育の連携・協働推進に応じた支援体制の重層化・人材確保が重要であるが、連携・協働の深まりによって現在の人的資源で可能になることと、それでもなお必要な重層化・人員増強の必要性に関するエビデンスを収集する必要がある。

2. 滋賀県甲賀市におけるステップアップ事業の示唆

滋賀県甲賀市の取り組みは甲賀市教育委員会をはじめとする発達支援体制を核とするチーム支援事例、並びに相談支援事業を核とするチーム支援事例の整理・分析を中心課題に据えた。その上で、こうした支援事例を一貫して支える仕組みに関する展望を得る手だてとして、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」によるグランドモデル地域の指定

を受けて実施中の「ここあいパスポート（地域で共有される相談支援ファイル）」づくりの経過分析を加え、もって福祉と教育・保健・医療・労働等が連携・協働するポイントと課題を析出することとした。

まず第一に指摘すべきは、長野県北信圏域と同様にいわゆる重層的な地域自立支援協議会＝相談支援・社会資源開発体制が構築されているという点であろう。なお、このような体制をいかにして創り上げるかは本研究が直接の課題とするところではないので、関連する研究事業等の成果を参照されたい。むしろ、ここで注目したいのは、こうした支援体制があることで福祉と教育等々の多分野が連携・協働して支援できる特有の事例が存在するという点、換言すれば連携・協働の必要性を強調するだけでは支援が届かない当事者・家族が少なからず存在するという事実である。

甲賀市の発達支援体制が核となって支えたアスペルガー症候群の事例では、対人ストレスから不適切行動に出てしまう本人の中学校生活をただ、何とか支えるのではなく、義務教育終了後の進学を含めた社会参加支援を共通の課題として多職種チーム＝個別支援会議が即応していった。

一方、甲賀地域の相談支援事業が核となって支えた「障害児と不登校のくきょうだい」を抱える父子家庭」事例は、障害児の相談支援から入って、障害児者の相談支援事業では対応できない不登校のくきょうだいについて甲賀市教育委員会が連携・協働することでトータルな家族支援として展開した。いずれも特定分野の担当専門職が異なる分野の専門職から強力な支援を得られる体制がなければ、インテークの段階で対応できないと断らざるを得ないか、一部の有志による抱え込み的対応によらざるを得ないケースであろう。こうした構造は「学齢期から引きこもりだった成人知的障害者への支援」及び「発達障害者の就労と生活の支援」という成人期の支援 2 事例においても同様に見て取ることができる。

以上から改めて示唆されることを整理すると次のようになる。

- 重層的な相談支援体制づくりこそ、我が国における<ホスト・センター>機能の根底に据えられなければならない。
- 各専門職等が「自分たちにはこんなことができます」という情報の発信と当事者の支援情報の共有をその過程で積み重ねつつ、ITネットワークや相談支援ファイル（ここあいパスポート）等のシステム化を進めることで<ホスト・センター>機能を強化できる。
- 福祉・教育・保健・医療・労働など諸分野の分断状況が厳然として存在している状況をふまえると、やはり早期発見とそれを保護者が納得できるチーム支援につなげる「早期総合支援体制」づくりが中長期の予防的施策として重要である。
- こうした体制づくりは漸進的にしか進まないという現実もあるが、その推進のためにも丁寧な個別支援会議を積み上げて、今すぐに支援しきれない事例について、少なくとも「見なかったことにしない」という姿勢を共有していくことが重要である。

1 例えば『相談支援事業運営マニュアルー平成 19 年度障害者保健福祉推進事業「地域移行を可能にする相談支援のあり方に関する調査研究事業」研究事業報告書』、社会福祉法人 オープンスペース れがーと。

3. 鹿児島県鹿児島市におけるステップアップ事業の示唆

鹿児島県鹿児島市の取り組みは、上述した重層的な相談支援体制づくりの突破口を開くため、鹿児島市内のY保育園に在籍する2名の年長児を対象として個別支援会議を開催し、それを通して次年度における個別支援会議開催の積極的理解を関係者から得られるかどうかを検証しようというものである。その意味では本研究の中でもとりわけモデル事業で色彩の濃い取り組みであった。

この点にかかわって研究代表を務める加瀬も参加した第1回支援会議は多くの教えとなった会議である。IV章の会議録にあるとおり、第1回目から医療・行政・教育・福祉の多様な支援者・支援機関が参集したが、「集まることで相互理解の契機にしたい」という想いと、「何のために集まるのか見えにくいという不安・不満」と、「我が子とも思う園児を支えずにはおかせない」という強い想いが錯綜し、会議としては仕切り直しが必要であった。ここには多分野の連携・協働の難しさが端的に表れていると同時に、次のような連携・協働に対する〈芽吹き〉を見ることができる。

- 必用情報を共有したいという芽
～母親の子ども受容に関する揺らぎに関する有用な参照情報を得て、適切な対応の手がかりを得たい。
- サービス不足を共有したいという芽
～通学支援、放課後対応、手帳不所持対応といったサービス不足を共有して解決に向かいたい。
- インフォーマル・サービス提案の芽
～大学生を組織化した移動支援サービスの展開や研究の一環としての専門職による母親ガイダンスの可能性が検討できる。
- すぐには進まないことに気づく芽
～市教委・市福祉課・相談支援事業・養護学校・児童相談所医師・保育園の参集と戸惑いの共有によって、重要といわれる「個別支援会議」の〈丁寧な積み上げ〉という意味がリアリティをもって実感された。

また、保護者の参加を得た第3回目の支援会議は、ともすると「困った人」と見られがちだった母親をめぐって「(母親も)困っている人(当事者)なんだ」という共感的理解に到達したという意味で重要である。研究協議会の席上、鹿児島チームのメンバーが「その意味ではこの第3回支援会議で本当のスタートがきれました」と評しているように、鹿児島チームの取り組みにおけるステップアップの瞬間であったと言えよう。

鹿児島市における取り組みは改めて「抱え込まない、けんかをしない、一人勝ちしない、おしつけない」という姿勢で連携・協働に取り組む重要性和難しさ、そして丁寧な事前準備に裏付けられた保護者の参画の重要性を示唆するものである。

4. WE コラボ研究 2008 から 2009 へ～課題と展望

「地域自立支援協議会等を活用した＜障害児個別支援計画＞の作成に関する研究」として、以上 3 エリアにおいて実践研究チームを編成し、合同研究協議会を重ねながら、まさに本研究班の構成委員自体が相互にコラボレーションしながら進めてきた。その成果におけるエッセンスを端的に示すとするならば「話しあう、重ね合う」という一言につきよう。この言葉は本研究に先だって研究代表者である加瀬が 2007 年度後半に行ったスウェーデンにおける在外研究²において取材した「Samtala, Tillsammans」という彼の国における多分野専門職種協働のキーワードである。文化・国家の違いを超えて、共通の課題であり目標であると言える。

この点にかかわって、研究成果のまとめあげる過程で行った滋賀県における公開研究会³（2009 年 2 月 21 日、アメニティ・ネットワーク・フォーラム 3 二日目）において三人のシンポジストから指摘頂いた事項を要約し、本研究のまとめとしたい。

- 第一の課題は福祉と教育の共通言語の少なさ。第二の課題は、地域運営学校としての再生が求められているこれからの学校に対するかかわり。特に校内の合意形成をどのように進めるかがとても大きく、そこに対して WE コラボがどのような力を発揮できるかが鍵でしょう（小野 学氏：神奈川県川崎市久本小学校）。
- 教育委員会に身をおいた今、実感することは、驚くほど福祉の情報が入ってこず、届いていないことが問題と思われていないことで、そこが問題ともいえます。地方教育委員会行政法の改正によって教育委員には保護者の代表が入ることになり、またどのようなミッションで活動しているかも公にすることになっていますから、上手に席を同じくする工夫をすすめて欲しい（山口和彦氏：埼玉県東松山市教育委員会）。
- 相手（学校教育）のお座敷にあがるには、相当の配慮と気遣いが必要。その点を十分に踏まえた上で、北信エリアで言えば、就学支援という＜皆がこんな風景をつくりたいと想ってきた課題＞に迫っていった結果、WE コラボの手ごたえが出来てきた。キーワードは「想い続けること」かな（福岡 寿氏：北信圏域障害者総合相談支援センター）。

なお、WE コラボ研究 2009 においては以上の指摘を受け止めつつ、本年度研究でも事例として焦点となってきた発達障害を対象に、結果的な状態像としての＜ひきこもり＞や＜虐待・被虐待＞も視野に入れつつ、①本人支援という観点から、どのような情報を、誰が、どのように共有すべきか、②人材育成という観点から、どのようなスキルが必要か、本人や家族に障害・支援・サービス等を的確かつ受容できるように説明できる表現方法はどのようなものか、といった課題に迫り、連携・協働をすすめるツールを開発したいと構想している。本研究報告書を契機に多くの方々からご指摘・ご指導いただければ幸いである。

² 平成 19 年度大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）の助成を受けておこなった「多様性を包みこむ専門職種間協働の実践分析」。研究成果の一部は巻末参考資料を参照されたい。

³ I 章－4：研究協議会等の経過を参照のこと。

V. 参考資料

ここに掲載した資料はいずれも次の学会大会発表論文集からの再掲で、研究代表者である加瀬が平成19年度大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）の助成を受けておこなった「多様性を包みこむ専門職種間協働の実践分析」の成果をまとめたものである。ここに報告したスウェーデンに関する知見、並びに半年にわたる在外研究がWE コラボ研究 2008 を構想する際の一つの、大きな拠り所となっている。参考資料として掲載する所以である。

○ スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅰ

－Landstinget Kronoberg におけるハビリテーション・プランを中心に－

（日本発達障害学会第43回大会：2008年8月3日 明治学院大学）

○ スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅱ

－〈個別支援計画〉の推進を支える制度的基盤を中心に－

（日本特殊教育学会第46回大会：2008年9月21日 島根大学・鳥取大学）

○ スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅲ

－LSS に基づく「個別計画 Individuell Plan」を中心に－

（日本社会福祉学会第56回全国大会：2008年10月12日 岡山県立大学）

スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究 I

—Landstinget Kronoberg におけるハビリテーション・プランを中心に—

○ 加瀬 進 (東京学芸大学)

1 問題の所在と目的

昨今、わが国では改めて教育・福祉・医療等の関連分野による機能的なチームアプローチの展開が求められている。「個別の支援計画」はその要として導入されつつあるが、どのような統一的システムに向けて推進していくべきかは議論の最中であって(加瀬 2006、障害児個別支援計画研究協議会 2008)、内外における有用な参照情報の収集と検証的な分析・共有が希求される場所である。そこで、本報告では教育・福祉・医療各分野において〈個別支援計画〉を導入してきたスウェーデンの経験から検証的に学ぶ研究の一環として、医療分野における〈個別支援計画〉、特に「ハビリテーション・プラン」に関する概要を明らかにし、一定の示唆を得ることを目的とする。

2 方法

関連文献から把握した概要を質問事項として提示しながら(ハビリテーション・プランの特徴と性格、実施体制、他分野における〈個別支援計画〉との違いと協働等)、聞き取り調査を行った。

対象:スウェーデン南部の Landstinget Kronoberg (以下、クロノベリ県と表記) 中央病院・児童青年ハビリテーション部門、神経精神医学チーム長・各部門長兼務 Sara Maripuu 女史
日時:2007年11月7日午後、同部門を訪問。その後、メールによる確認等を2回実施。

3 結果

(1) ハビリテーション・プランの概要

ハビリテーション・プランはスウェーデンにおける早期総合支援と〈個別支援計画〉の関係を端的に表す実践と制度とすることができる。障害の発見・診断がなされると、ほぼ間違いなくハビリテーション部門のチーム支援につながって、「ハビリテーション・プラン」という〈個別支援計画〉に基づいた分野横断的協働支援を得られる体制になっているからである。聞き取りに応じてくださった Sara Maripuu 女史(理学療法士でもある)は、次のように語っている。

「もちろん学齢期になって発見・診断される神経精神医学的問題(通称 NP 問題、自閉症・アスペ

ルガー症候群・ADHD 等を指す)もありますが、多くの場合、乳幼児期段階における診断を受けて「ハビリテーション・プラン」を持ち、その経験の上に学校では全員に「個別発達支援計画」が策定され、特別な支援が必要な場合に「対策プログラム」が加わり、思春期以降になって福祉、とりわけ機能障害者支援・サービス法(LSS)のサービスを利用する場合に、(福祉分野の)「個別計画」を作成し始める人がいる、というのがスウェーデンの情景でしょう。」

(2) ハビリテーション・プランの規定

スウェーデンの保健・医療を規定する保健・医療法 HSL(1982:763)は第3-b 条項でランスティング(県)がハビリテーション/リハビリテーション、機能障害者のための補助具及び聴覚障害者に対するコミュニケーション支援サービスの責任主体であることを明示すると共に、「ハビリテーション/リハビリテーション、補助具の提供は利用者との協議の上で「計画」されなくてはならない」と規定している。つまり、ハビリテーション・プラン無しにハビリテーションを実施することはできないのであって、「自己決定権」の原則から申請主義をとる福祉分野の「個別計画」とはその性格において根本的に異なるのである(LSS 第10条では「個別計画の策定を申請することができる」と規定されている)。その意味では、特別な支援が必要な児童生徒に対して策定される教育分野の「対策プログラム」よりも強い規定になっているともいえよう。

(3) ハビリテーション・プログラムとチーム

ハビリテーション・プランは言うまでもなく一人一人にあわせて策定される個別プランを意味するが、これを策定する際の統一的なよりどころとなるのが「ハビリテーション・プログラム Habiliteringsprogram」である。このプログラムは全国統一ではなく、ランスティング(県)単位での基準であり、クロノベリ県の場合、7つの障害種別(知的障害・自閉症及びその他の神経精神医学的問題・二分脊椎・筋ジストロフィー・脳性マヒ・腕神経叢マヒ・ダウン症候群)ごとに年齢・発達段階別に診断・諸検査・チームを構成する各専門職の取り組み等々が示されている。また、このプログラムの

分類は、そのままハビリテーション・チームに対応しており、クロノベリ県の場合は7種類の多職種チームとして児童青年ハビリテーション部門に結成されている。

各チームの構成は事務・受付のチーム・アシスタントを除けば最大10名になりうる。もちろん理学療法士が10人いるわけではなく、複数チームの兼務もあり、5人構成という比較的小規模なチームもあるが、人口18万人弱のランスティング(県)ということ考えると相当な重み付けをしているといっただろう。

＜ハビリテーション・チームの構成＞

小児科専門医／言語療法士／理学療法士／作業療法士／ハビリテーション・アシスタント／チーム・アシスタント／ソーシャル・ワーカー／特別教育家／余暇コンサルタント／心理士／栄養士

このチームによる実践内容は病院内におけるアセスメントや個別・グループでのハビリテーションのみならず、家庭や就学先・余暇活動等の日常的環境でも共有され、家族や教職員に必要なガイダンスを実施することも職務になっている。

(4) ハビリテーション・プランの策定プロセス

では、こうしたハビリテーションに子どもと家族はどのようにアクセスし、どのような手順でハビリテーション・プランが策定されていくのか。これをクロノベリ県の2007/08年度用・児童青年ハビリテーション部門における複数のマニュアルと聞き取りから整理すると次のようになる。

- ① 出生前から乳幼児検診、あるいは日常的な通院等において、保護者または医師が障害の疑いを持ち、保護者が同意すると中央病院に診断の照会をかける。
- ② 照会を受けた病院では診断チームにこれをつなぐ。診断チームは諸検査等を行い、児童青年ハビリテーション部門としての診断基準に基づいて確定診断を行う(2週に1回)。確定診断に至らなければ保護者と照会をかけた医師に通知して経過観察となるが、診断ができれば、すぐに相当するハビリテーション・チームに引き継がれる。
- ③ 正式にハビリテーション・チームが引き継いでハビリテーションを開始するには決定カンファレンスを通過する必要がある。このカンファレンス(1ヶ月に1回)にはソーシャル・ワーカーが作成し、保護者の同意を得た上での向こう3ヶ月間の第一期ハビリテーション・プランのひな形が提出される。それまでにソーシャル・ワーカーは家庭訪問を行い、子どもと家族に関する必要情報の入手とハビリテーションや福祉サービスの情報提供を行い、幼稚園等に通ってい

ればその視察と教員等との協議も行い、必要な専門職やハビリテーション・チームとのネゴシエーションも行うこととされている。

- ④ こうして決定カンファレンスで承認されると、第1期ハビリテーション・プラン(3ヶ月)、第2期ハビリテーション・プラン(6ヶ月)と比較的短期のプランを実施・評価・見直しつつ、第3期の年間「ハビリテーション・プラン」として確度・精度を高めていく。
- ⑤ ハビリテーション・プランはCosmicと呼ばれる電子カルテ・システムに登録され、その他の治療・投薬情報とともに保管・共有される。本人及び保護者の了解があれば、医療関係者は閲覧できる仕組みになっており、成人期への移行に際して実施される児童青年部門と成人部門の移行協議(年に1回)と併せて、いわゆる縦の一貫性が保たれている。

4 考察と今後の課題

わが国の＜個別支援計画＞推進体制を整備するという観点から以上の結果を俯瞰すると、①障害の発見から早期総合支援に重点が置かれ、子育て初期の不安な時期に手厚い支援と＜個別支援計画＞を経験できる、②その仕組みが法律に裏付けられた公的医療制度という強い社会制度の中に位置付いている、③この点とかかわって、子どもと家族、医療機関、教育機関、福祉機関をつなぐソーシャル・ワーカーの位置づけが明確で、その役割と比重が大きく、ステータスも高い、④ハビリテーションのプログラムとプランがICFに基づく生活モデルに立脚している、等が注目される。

ところで2007年7月には、県が責任主体となっている(リ)ハビリテーション・サービスと市が責任主体となっている福祉サービス・歯科衛生サービスの連携を強化するため、県と市がこれらサービスのコーディネーションに関する手続きを明確化した上で、必要に応じて総合的な＜調整プラン＞を策定する旨を明記した社会庁通知が出されている(SOSFS2007:10)。この背景には、本報告レベルでは把握しきれなかった、多様な多分野のプランを整理して活用しきれない利用者・家族の実情やサービス間の齟齬という現実も想定される。同通知の背景や各分野の協働に関する実態、通知後の協働の深化等も極めて興味深い参照情報であり、さらに解明する必要がある。

加瀬進(2006)「個別的教育支援計画」と「個別の支援計画」チームアプローチの必要性—福祉分野からの提言、発達障害研究、28(5)、344-352。

障害児個別支援計画研究協議会(2008)協働と創造の＜個別支援計画＞、厚生労働省平成19年度障害者保健福祉推進事業報告書

スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅱ

—〈個別支援計画〉の推進を支える制度的基盤を中心に—

加瀬 進

(東京学芸大学)

KEY WORDS: 〈個別支援計画〉、スウェーデン、制度的基盤

1 問題の所在と目的

周知のごとく 2002 年の障害者基本計画で導入が謳われた「個別の支援計画」は、教育分野における「個別の教育支援計画」を中心に展開しつつある。しかしながら、関連分野を含めた統一的システムの有り様については議論の最中であって(加瀬 2006、障害児個別支援計画研究協議会 2008)、内外における有用な参照情報の収集と検証的な分析・共有が希求される場所である。そこで、本報告では教育・福祉・医療各分野において〈個別支援計画〉を導入してきたスウェーデンの経験から検証的に学ぶ研究の一環として、教育分野における〈個別支援計画〉、特にその推進を支える制度的基盤を把握し、本邦「個別の支援計画」をよりよく推進するための示唆を得ることを目的とする。

2 方法

スウェーデン南部のヴェクショー市南部エリアに位置する、知的障害学校を併設する市立基礎学校 2 校(各々日本の小学校・中学校に相当)及び市立総合制高等学校 1 校において聞き取り調査及び参与観察を行った。尚、学校の選定・コンタクト、基礎資料等による事前準備、事後の課題整理等については Växjö 大学教育学部 Ulla Gadler 准教授のスーパービジョンを受け(2007 年 10 月 5 日、12 月 11 日)、併せて同市の全国レベルにおける水準を定位するため、特殊教育研究所 SIT アドバイザーの Kenneth Drougge 氏に聞き取り調査を行った(同年 11 月 29 日)。
○Ljungfälleskolan (知的障害学校小中学部併設の小学校)

2007 年 10 月 31 日(基礎学校部門校長の聞き取り)、12 月 5、6 日(参与観察)、12 月 11 日(知的障害学校部門校長の聞き取り)

○Teleborg Centrum (知的障害学校中学部併設の中学校)
2007 年 10 月 12 日(特別教育家、副校長の聞き取り)、10 月 17 日(参与観察)

○Kungsmadskolan (知的障害学校高等部併設の高等学校)
2007 年 10 月 20 日(学校公開日参加、特別教師聞き取り)、11 月 1 日(特別教師聞き取り)、11 月 16 日(知的障害学校部門校長、学習・進路指導担当の聞き取り)

3 結果と考察

2007/08 年度現在、スウェーデンにおいては原則 9 年間の義務教育並びに後期中等教育段階において、主要教科の目標設定と評価、及び行動・情緒・人間関係について学期に一回の「発達支援会議」を行いながら「個別発達支援計画 IUP: Individuell UtvecklingsPlan」を作成することになっている。さらに、同計画に加えて個別対応が必要な場合には校長の責任において「対策プログラム Åtgärdsprogram」を策定し、可能な限り「分離」しない形で～実際には多様な分離的形態があって、その際には常に〈統合〉を志向しつつ～教育を行うことになっている。この二つの、必要に応じて連動する計画の推進を支える制度的基盤としては、次の諸点が注目される。

(1) 就学前クラスと相互訪問

就学前学校をはじめとする就学前の諸機関と学齢児童の放課後保障～日本でいう幼稚園 Förskola (幼児数 38 万人弱、2005)、保育園 Familjedaghem (幼児数 3 万人、2005)等と学童保育 Fritidshem 他(総計 33 万人弱、2005)は、学校教育法の中で規定される〈教育〉制度であり、特に幼稚園・保育園の「年長クラス」は基礎学校の「就学前クラス」を構成する。つまり 7 才から始まる義務教育の 1 年前に大多数の子どもが〈トライアル就学〉とでも形容しうる形で学校生活をスタートさせる中で、保護者の学校選択及び幼保側と基礎学校側の相互訪問による就学支援が展開されるのである。これは障害の発見から直結して策定されるハビリテーション・プランとも密接に関わって(加瀬 2008)、同国の〈個別支援計画〉という“チーム支援”に保護者が早期から慣れていく基盤を形成している。

(2) 学齢期の資源ネットワークと分配システム

ヴェクショー市では 2005 年から特別な支援を必要とする児童の担当部局を教育・児童援護委員会に設け、そこに行政担当官、LSS (機能障害者支援・サービス法) コンサルタント、市立学校長が参集し、予算決定権を持つリソースフォーラムを開催して、どの学校の、どの児童生徒に、どの位の予算を必要とする、どのような支援を提供するかを決定している。検討するケースは北部と南部のリソースチーム(各学校を支援する特別教育家や心理士等)の協議から挙げられてくるが、これらに通底する原則は可能な限り通常学校・通常学級内での課題解決を志向するというものである。この原則は学校・市・国各レベルの計画や市及び学校が受ける監査あるいは国の助成金措置の判断基準にも貫徹されている。要するに学校内外の活用できる資源の開発と活用に関して権限を有する公的ネットワークが、「インクルーシブな支援」を志向せざるを得ないようにシステム化された中で〈個別支援計画〉が推進されているのである。

4 結語

スウェーデンにおいては学校教育と児童福祉が法的・行政的にも緊密に〈統合〉され、「インクルーシブな支援」に対する政策的誘導を伴いながら〈個別支援計画〉推進システムが構築されてきている。わが国の特別支援教育連携協議会や地域自立支援協議会等もさらに制度的・構造的な連携強化が図られる必要があることが示唆されよう。

尚、かかる制度的整備に至る道程、ヴェクショー市では行政部局を異にする義務教育と後期中等教育との協働、高校中退者や成人期への移行支援等は今後の検討課題である。

加瀬進(2006)「個別の教育支援計画」と「個別の支援計画」チームアプローチの必要性—福祉分野からの提言、発達障害研究、28(5)、344-352。

加瀬進(2008)スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅰ、日本発達障害学会第 43 回研究大会 障害児個別支援計画研究協議会(2008)協働と創造の〈個別支援計画〉、厚生労働省平成 19 年度障害者保健福祉推進事業報告書

スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅲ

—LSSに基づく「個別計画 Individuell Plan」を中心に—

○ 東京学芸大学 加瀬 進 (01993)

[キーワード] スウェーデン、個別支援計画、LSS

1. 研究目的

2002年の障害者基本計画において「教育・育成」分野で導入が謳われた「個別の支援計画」は、現在「個別の教育支援計画」という名称の下、特別支援教育推進のツールとして広まりを見せている。しかしながら、例えば障害者自立支援法でいうサービス利用計画や各種サービスにかかる「個別支援計画」との関係構造、複数計画の統一化に関する是非と可能性、あるいは教育・福祉・医療等の各分野による協働を機能的・実質的に推進するための条件整備等、どのように、どのような統一的システムに向けて推進していくべきかは議論の最中にある(加瀬 2006、2008a、2008b)。そこで、本報告では教育・福祉・医療各分野において〈個別支援計画〉を導入してきたスウェーデンの経験から検証的に学ぶ研究の一環として、福祉分野における〈個別支援計画〉、特にLSS(機能障害者支援・サービス法)による「個別計画 Individuell Plan(以下、個別計画 IP と略記)」の概要と課題を把握し、我が国における〈個別支援計画〉のあり方に対する示唆を得ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

教育分野、医療分野の〈個別支援計画〉に関する分析視点と同様、「個別計画 IP」の根拠法LSSにおける義務規定等の性格、PDSCのシステム、策定状況及びあり方を巡る論点という4視点から、社会庁による調査報告書(Individuell plan på den enskildes villkor, Socialstyrelsen; 2000, 2001, 2002)を中心とする文献研究を行い、併せてVäxjö大学社会福祉学部教員Barbro Bromberg、同教育学部教員Ulla Gadler、Kronobergs Habiliteringen 副部長Sara Maripuuの3名に同計画について聞き取りを行った。

3. 倫理的配慮

基礎資料の妥当性・信頼性については、LIBRISによる検索をベースに上記2教員からの助言を得つつ選定した。また、本研究が文部科学省による平成19年度大学教育の国際化推進プログラム(海外先進研究実践支援)の一環であることを伝え、結果については日本の学会等で報告する旨を了解いただいた上で聞き取りを行っている。

4. 研究結果

(1) 法規定上の性格

医療分野においては「ハビリテーション・プラン」無しにハビリテーションを実施することはできず、教育分野においては児童生徒全員に個別の支援会議を実施し、「個別発達支援計画 IUP」を策定した上で、特別な支援を必要とする児童生徒に「対策プログラム Åtgärdsprogram」を導入する、というように他分野における〈個別支援計画〉は義務規定となっている。しかしながら権利法としてのLSSは「自己決定権」の原則を「個別計画 IP」にも貫いており、第10条で「個別計画の策定を申請することができる」と規定している。その意味するところは職員が必要とする活動プランではなく、当事者のための「包括プラン」を志向する、ということにある。

(2) PDSCのシステム

医療分野では「障害」判定の照会・確定診断を受けて病院内のハビリテーション・チームが始動し、教育分野ではスクリーニング機能をもつ「個別発達支援計画 IUP」をベースにコモン・レベルの階層的なシステムが順次「特別な支援」の提供を決定していく、といった機能的システムが見られるが、「個別計画 IP」の場合、明瞭なシステムは十分に構築されていない。現実問題としては全体のプランを統合するための関係者調整に要する業務量が膨大で、当事者や家族にとって負担であるだけでなく、当事者に対してLSSの利用対象者となるかという判定やサービスに関する情報提供を行うLSS専門相談員(LSS-handläggare)が消極的であるという状況がある。

(3) 策定状況

2003年度の社会庁調査では、LSSサービス利用者の6.5%のみが「個別計画 IP」を策定しているとされるが、類似のプランが多数あり、それが抑制要因となっているというコモンの声も少なくない。

(4) あり方を巡る論点

本人のニーズ主導型の有用なツールという評価がある一方、LSSにおける権利規定という性格が負の「申請主義」となっている、当事者に対する情報提供不足こそが問題である、といった議論を経て、2007年7月には、ランスタングが責任主体となっている(リ)ハビリテーション・サービスとコモンが責任主体となっている福祉サービス・歯科衛生サービスの連携を強化するため、両者がこれらサービスのコーディネーションに関する手続きを明確化した上で、必要に応じて総合的な〈調整プラン〉を策定する旨を明記した社会庁通知が出された(SOSFS2007:10)。この通知が「個別計画 IP」の有り様にどのような効果をもたらすかは今後の課題としたい。

<文献>

加瀬進(2006)「個別の教育支援計画」と「個別の支援計画」チームアプローチの必要性—福祉分野からの提言、発達障害研究、28(5)、344-352。

加瀬進(2008a) スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅰ、日本発達障害学会第43回研究大会

加瀬進(2008b) スウェーデンにおける〈個別支援計画〉に関する研究Ⅱ、日本特殊教育学会第46回研究大会

WEコラボ！しませんか？－WEコラボ研究2008研究報告書－

厚生労働省 平成20年度 障害者保健福祉推進事業報告書
－地域自立支援協議会等を活用した＜障害児個別支援計画＞の作成に関する研究－

2009年3月21日 発行（非売品）

WEコラボ研究会 代 表：加瀬 進（東京学芸大学）

東京学芸大学 教育学部 特別支援科学講座 加瀬研究室

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

TEL&FAX 042-329-7386

e-mail : skase@u-gakugei.ac.jp

印刷 有限会社サンプロセス

© Susumu KASE